

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
73

2017.12

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 法整備支援と人づくり 日本弁護士連合会副会長 大阪弁護士会会長 弁護士 小原 正敏

寄稿

5 企業法務部から見た海外事業展開に係る法律上の問題点 大成建設株式会社 管理本部 法務部 法務部長 南波 裕樹
法務室(国際) 小倉 隆
18 [連載] プノンペン(1) ～カンボジア法整備支援の日常～ JICA長期派遣専門家 内山 淳

連携と協調のフォーラム

【大学における法整備支援に関する研究・教育】

24 名古屋大学法学部における法整備支援関係教育——実績と近年における困難 名古屋大学大学院法学研究科教授・法政国際教育協力研究センター センター長 小畑 郁

外国法制・実務

29 [ベトナム] ベトナム判例制度の実情及び展望 前JICA長期派遣専門家(現福岡地方裁判所判事補) 酒井 直樹
JICA長期派遣専門家 鎌田 咲子
41 [カンボジア] カンボジア王国における不動産登記制度と実情 カンボジア王国 国土管理都市計画建設省 リーガルアドバイザー 司法書士 金武絵美子
48 [カンボジア] カンボジアの司法 ～始審裁判所～ JICA長期派遣専門家 内山 淳
57 [ラオス] ラオスの刑事司法制度(捜査手続における実務上の問題点) JICA長期派遣専門家 伊藤 淳
64 [ミャンマー] ミャンマー保険セクター改革の動向と関連法制・制度整備支援 計画財務大臣顧問(保険セクター担当) JICA長期派遣専門家 齊藤 剛
70 [インドネシア] 法令の制定に関する2011年法律12号の改正をめぐる状況 JICA長期派遣専門家 横幕 孝介
80 [ネパール] ネパール新民法、遂に成立! JICA長期派遣専門家 石崎 明人
83 [中国] 中国行政訴訟法の改正条文等について(6・完) JICA長期派遣専門家 白出 博之

活動報告

【会合】

99 アジア・太平洋法制研究会第9回国際民商事法シンポジウム 「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス ～ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア～」 国際協力部教官 大西 宏道

【国際研修・共同研究】

108 [ベトナム] 第57回本邦研修(首相府)(不良債権処理問題を切り口とした、不動産登記及び民事執行制度) 国際協力部教官(現JICA長期派遣専門家) 松尾 宣宏
116 [ラオス] 現行プロジェクト第11回本邦研修(労働法執務参考資料に関するセッション等) 国際協力部教官 前田 澄子・岩井 具之
125 [ミャンマー] ミャンマー不動産制度共同研究 国際協力部教官 横山 栄作
130 [インドネシア] 第5回本邦研修(2011年12号法律改正等) 国際協力部教官 廣田 桂

【海外出張】

136 [ミャンマー] ミャンマー現地セミナー(知的財産) 国際協力部教官 梅本 友美
147 [モンゴル] 商法シンポジウム参加及び現地調査 国際協力部教官 廣田 桂

【対外研修】

151 平成29年度選択型実務修習・大学院生インターンシップ併行実施研修 国際協力部教官 岩井 具之

【部内研修】

156 法制度整備支援活動の対象国に係る政治、社会、文化等の情勢及び言語に係る研究会(ベトナム、インドネシア及びミャンマー)について 国際協力部教官 大西 宏道

【来訪】

158 京都大学法学部生、神戸大学法科大学院生らによる国際協力部訪問 国際協力部教官(現JICA長期派遣専門家) 松尾 宣宏

【講義・講演】

161 主任国際協力専門官 佐藤 励仁

【活動予定】

162 主任国際協力専門官 佐藤 励仁

専門官の眼

164 国際協力部事務官 鎌田真梨子

各国プロジェクトオフィスから

168 ベトナム長期派遣専門家 松尾 宣宏
カンボジア長期派遣専門家 内山 淳
ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳
ミャンマー長期派遣専門家 野瀬 憲範
インドネシア長期派遣専門家 石神 有吾

お知らせ

170 国際法務総合センターにおける業務開始のお知らせ 国際協力部教官 前田 澄子

編集後記

172 主任国際協力専門官 佐藤 励仁

法整備支援と人づくり

日本弁護士連合会副会長
大阪弁護士会 会長
弁護士 小原正敏

1. 本年10月18日から21日までの間、第7回 National Convention of Lawyers 2017に出席するため、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）の国際関係担当副会長として、フランスのボルドーに出張する機会を得た。この会議は、フランス全国弁護士評議会（Conseil national des barreaux, 以下略して「CNB」という。）の3年毎に開催される全国大会である。今回の出張は、同大会において行われる、日弁連とCNBとの間で締結する友好協定の調印式に出席することが主目的であったが、その機会に同大会に出席できたことは、日弁連の執行部の一員として有益であった。

大会には、フランス以外の国からの代表団を含め6000名以上が参加し、フランス政府の首相・司法大臣も出席するなど、正にフランスにおける法曹界最大のイベントであり、大会でのプレナリーセッション（「新しい経済の中での弁護士」）や司法大臣の司法改革についてのフォーマルスピーチなどの正式行事と併行して80を超えるワークショップ・セッションが開催された。その中で私にとって興味深かったのが、”OHADA-OHADAC-the Place of Arbitration and Dispute Resolution (ADR) in the Regional Organization”（OHADAとOHADAC～地域的機関による裁判外紛争解決）であった。”OHADA”（Organisation pour l’Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires——「アフリカ商事法調和化機構」）とは、アフリカ社会・経済が不安定であった1980年代に、フランス語圏に属し、植民地時代にフランスの法制が施行されて国々が中心となって設立された国際機関で、加盟各国の交渉により統一的な商事法を整備するとともに、民事紛争の適正な解決手続・機関を設立することにより、同地域の社会・経済活動の安定・発展を確保しようとするものとされている。現在では、アフリカの17カ国が加盟している。”OHADAC”は、そのカリブ海沿岸地域版とも言うべきもので、現在33カ国が参加しているとのことであった。ここでは、代表的な国際民事紛争の解決手続である国際仲裁手続について、従来、その手続き費用が高額で中小企業はその利用を躊躇する傾向があるとの認識に立ち、それらの企業の費用も含め、安心して利用できる仲裁機関を目指していることが報告された。

このセッションにおける報告・パネルディスカッションを通じて示唆されたことは、複数の国が一つの地域において、各国の主権を尊重しながら、相互に協力して、共通の法的ルールの形成・整備と適正な紛争解決システムを構築し、司法の予測可能性を高め、紛争の予防・解決に役立たせることが、法の支配を浸透させるうえで重要なことであり、それにより個人・企業の権利・利益を守るだけでなく、自由で活発な経済活動を進展さ

せる社会基盤となり、ひいては社会の安定、発展そして繁栄、さらには国際社会の平和・安全に大きく寄与することになるということであった。

さらに印象的であったのは、このセッションがCNBの大会で企画され、その司会も地元ボルドーの弁護士が務めていたことと、フランス人弁護士に加え、フランス以外のOHADA、OHADAC加盟諸国からも、多くの弁護士・法律家が参加していたことである。

CNBが、このような共通の法的ルールの形成・整備と適正な紛争解決システムの構築がグローバル化する今日の社会の安定と発展に寄与することを理解したうえで、戦略的にこれらの取組みに積極的に関与するとともに、その取組みを通じて、その価値を共有し、支えていく人材の育成に成果を上げていることは、日弁連としても、大いに参考となることであった。

2. 日弁連は、人々の活動、そしてそれを支える経済がますますグローバル化し、それに伴い、法や法制度も国際化している中で、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする団体として、これまでも法の支配と平和の確立を目指して活動してきたが、今後も、これまでの歩みを基礎にして、国際的な信頼を築き上げるための積極的な取組みを進めていくこととしている。

この日弁連の基本姿勢を確認するものとして、日弁連は2016年2月18日に「国際戦略」を策定した。その中で、①外国における法整備、弁護士養成の支援の推進、②国際人権法についての専門知識と経験を備えた弁護士や、法整備支援を含む社会貢献の活動に参加する能力を備えた弁護士の養成・拡大、③国際法曹団体や国際機関との連携により、国際的にわが国の法情報を発信するとともに、それらの活動を通じて得た国際的知見の会員への還元、④法的サービスの受益者である内外の法人・個人の国際化の中で生ずる需要への対応、⑤国際的な分野での法的サービス提供の拡充のための基礎強化の支援等に取り組むことを宣言した。

これらの取組みの中、着実に実績を積み重ねてきているのが、法整備支援に関する活動である。この事業は、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）が、関係官庁・独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）・公益財団法人国際民商事法センター（以下「ICCLC」という。）や大学・弁護士会と連携して活動が推進されているものであるが、日弁連としても、JICAとの協定に基づき、その事業に参加・協力してきた。その具体的内容としては、長期専門家の派遣弁護士の推薦とその支援、支援対象国の現地での助言・セミナー等の講師派遣、わが国で実施される支援対象国の司法関係者研修の講師派遣等の活動を挙げることができる。日弁連がこれまでに長期専門家として会員を推薦した国は、ベトナム・カンボジア・モンゴル等8ヵ国以上のアジア諸国に上っている。

この取組みの成果として強調しておきたいことは、その活動が単に対象国の法整備支援に留まるものではなく、現地の司法関係者と長期専門家として派遣された弁護士との

相互の人的交流を通じた信頼関係とネットワークの確立である。また、派遣された弁護士自身も法律家としての知見と経験を幅広く、深いものにすることができ、当該国に詳しい法律家として、成長し、実務家として社会・個人そして企業等の法的ニーズに応えうる、人的基盤となっていることである。法整備支援は、その意味で、一国・地域の司法制度を安定的で信頼性のあるものとし、社会経済の安定・安全・発展に寄与するだけでなく、グローバル化する社会の中で、将来を担う人材を育成する成果を伴う貴重な活動であるといえるのである。

3. 法整備支援のいま一つの重要な活動として挙げておきたいのは、支援対象国の司法関係者を、わが国に招いて実施されている研修である。この研修では、研修生にわが国の裁判官・検察官・弁護士そして学者・企業の方々からわが国の法制度・実務の実際を知る機会が提供されている。また、研修実施地の裁判所・弁護士会やその他の司法関連機関等を訪問し、親しく説明を受ける機会もあり、研修生にとってわが国の法制度と実務を知り、わが国に親近感を持つ有益な活動になっている。私自身も、国際協力部によるアジア諸国の法制度調査のため、現地を訪れたことがあるが、現地における裁判官等へのインタビューにおいて、その裁判官等が以前に日本で研修を受けたことを披歴し、きわめて友好的かつ親切に現地の法制度や実務について説明された経験が有る。このように、わが国における支援対象国の司法関係者に対する、わが国での研修は、研修生に、それを通じて相互の理解・信頼関係を築くという成果を上げていることも忘れてはならない。

また、わが国における研修が、研修を実施している地元の社会や弁護士会にとっても、研修生との交流のみならず、出身国の社会・経済・法情報にふれる得がたい便益を提供していることも指摘しておかなくてはならない。

私が所属している大阪弁護士会を例にとっても、大阪弁護士会所属の弁護士を研修講師として派遣したり、大阪弁護士会を会場とする研修で、研修生を大阪弁護士会に迎えることにより、会員の法整備支援に対する認識・理解を深めるだけでなく、将来その分野で活躍を望む人材発掘の契機ともなっている。

また、これと併行して実施される研修生による各国司法制度の報告や前述のアジア各国の司法制度調査に基づくシンポジウムは、関西在住の司法・法曹関係者だけではなく、企業関係者にとっても貴重な機会であり、それらの活動が、研修を実施している地元の社会・経済へのよい刺激になっているのである。

4. このように、法整備支援活動は、支援対象国における、信頼性と安定性のある共通の法的ルール、適正な紛争解決システムの構築に寄与し、グローバル化する社会の安定・発展をもたらすことを第一義とするものではあるが、支援対象国のみならず、わが国の国際的な法曹の人づくりと地方社会の活性化にも大きな意義を有するものであることを再確認したいと考えている。

この度、国際協力部が、大阪中之島の地から昭島市に移転した。新たな地で、同部の活動が一層発展することを心から祈念するものであるが、大阪で活動する一弁護士会としては、併せて、これからも、大阪をはじめとして、地方における研修の実施や国際会議・シンポジウムの開催等の充実をお願いしたい。

企業法務部から見た海外事業展開に係る法律上の問題点

大成建設株式会社 管理本部 法務部
法務部長 南波 裕樹
法務室（国際）小倉 隆

1. はじめに

このたび、ICD NEWS に寄稿する機会をいただき、ありがとうございます。

当社の海外事業は、1960年代初頭、インドネシアにおける戦後賠償のホテル建設工事に端を発しています。その後、東南アジアから、南アジア、中近東、東アフリカに及ぶ地域を中心として、ダム、橋梁、海底トンネル、空港、高速道路、地下鉄、鉄道、発電所、プラントなど、さまざまな基幹インフラの建設にたずさわってきました。また日系企業の海外進出に伴い、工場、集合住宅、オフィスビル、ホテル、マンション、ショッピングモールなどの建設にもたずさわってきました。

その中で、さまざまな失敗や教訓に遭遇し、それこそ多額の「授業料」を支払ってきました。いつまで経っても同じような失敗を繰り返してしまう有様でしたが、現在は、社内審査手を強化し、徒に量は追わず、コントロール可能な範囲かどうかを見極め、慎重にプロジェクトを厳選することを基本姿勢としています。従って、経験のある国であればともかく、未経験の国・地域におけるプロジェクトに臨むにあたっては、特に詳細なリスク検討を行い、リスク対応ができない工事は受注しない方針を徹底しています。また、言語に関しても、英語がある程度通じるか、英語ができるスタッフを雇用できる国を中心に海外事業展開を行っています。

このような当社における海外事業展開の歩みを踏まえて、海外事業展開にあたって、どのような法律上の問題点・留意点が横たわっているのか、建設事業を題材にして、企業法務部の立場から論じてみたいと思います。

なお、本稿の意見にわたる部分は、筆者の属する組織の見解ではなく、あくまでも個人的見解に止まりますので、ご了承ください。

2. 建設会社の海外事業展開における特徴

(1) 建設会社の海外展開は、特定の国をターゲットとして、その国での建設工事の受注・施工を目指して行われることが基本となります。

そのような海外展開における特徴のひとつに、建設会社は、メーカーなどの海外展開が工場を立ち上げてその国に少なからずも定着するような業態であることと異なり、プロジェクト毎のいわゆる「単品生産」を生業としていることが挙げられます。建設事業は、あくまでプロジェクトを受注してから生産を開始するプロジェクト・オリエンテッドの業態なのです¹。

従って、単品を受注し、その都度生産することを業とする建設会社にとって、海外の市場動向等を注視していたとしても、個別・具体の案件が、いつ、どこで出件されるのか、予想することは難しく、必ずしも特定国に定着することができることも限りません。

かつては、「建設を行うのに、日本も海外も違いはない」といったご意見をお持ちの、ものづくりを得意とする先輩方もいましたが、やはり現実には、建設事業そのものが本来的に多くの技術者や関係者の方々の日々のコミュニケーションが大切になる労働集約・重層下請を特徴とする生産構造を有し、また近隣住民とのコミュニティーにも少なからず影響を及ぼしますので、建設事業を展開する現地国毎に、言語から宗教観、文化、法律、商習慣に至るまで、当該国の環境や状況が大きく異なることに十分留意することが求められます。

従って、そのプロジェクト毎に、そのプロジェクト固有のリスクを負うこととなるのですが、インフラ等の建設なので、そのプロジェクト規模は一つひとつが数百億円、数千億円といった請負金額となることも珍しくなく、一企業が負うにはあまりにも大きなリスクを背負い込んでしまうこととなります。

このような大きなリスクをどのようにコントロールするか、という難題は、それぞれの建設会社における海外事業への進出時期や、得意とする土木・建築分野などの進出分野、更に国・地域などの違いはあるものの、皆共通して、海外建設工事のリスク管理で苦労してきた歴史があります。そして現在も苦労し続けているのが現実なのですⁱⁱ。

(2) そういう現実と直面しつつも、当該国のインフラ整備にたずさわること自体が、日本としての国際協力のミッションのひとつとされることが多く、これまで、そしてこれからも、避けることはできないものであり、また、日本の建設会社の一員として、そのような国家的ミッションに関わることにより、現地国の発展に貢献できることを誇りとしています。

しかし、建設事業の海外展開の場合、このような巨額なリスクに直面するにも関わらず、入札手続のスケジュール等の制約があるために、これまでにプロジェクトにたずさわった経験のある国・地域などにおける出件である場合はともかく、全く初めて進出する国・地域において出件されたプロジェクトに対しても、その国や地域の法制度を調査するといった基礎作業を行うことに許された時間は、意外なまでに少ないというのが実情です。

例えば、これまでさまざまなプロジェクトにたずさわってきた蓄積のある東南アジア諸国におけるプロジェクトであれば、最近進出めざましい日系弁護士事務所の知恵・能力・アライアンスなどをお借りするといった対処も可能ですし、これまでの経験値をもってある程度カントリーリスクなどを予見できるかもしれませんが、例えば、突然、しかも英語圏でなく、フランス語圏やスペイン語圏に属するアフリカ大陸の小国におけるインフラプロジェクトとなると、日系弁護士事務所も無く、全くのゼロベースから、その国の政体、歴史、政治動向、地政学的位置づけ等の基本データを調査し、更にその

国の現状の法制度等を調査しなければなりません。このような場合、入札までの短い時間にカントリーリスク対応に確信をもつことは、困難を極めます。

その上で、更に、発注者やサプライ・チェーンなどの、そのプロジェクト固有のリスクも検討しなければなりません。

(3)そのような厳しい状況に置かれることが珍しくないところ、企業法務部としては、その国や地域の法制度や法曹の資質といったリーガルの基礎データの入手にも相当苦労しています。

その点、全く新規に進出する場合であっても、これまで我が国が法制度整備支援を行ってきた実績を有する国や地域であれば、法制度や法曹の資質に関するデータを迅速に集めやすいですし、これまで我が国との間で築いてきたリーガルベースの関係がありますので、初見とはいえ、あらかじめある程度の安心感をもって取り組むことができると実感しています。

法制度整備支援が、国際協力という意義の高い事業であると同時に、海外事業展開にあたっての当該事業会社にとってのリスク分析にも多大な貢献があるということを、感謝の念を込めて、ここに明言させていただきたいと思います。

そこで、以下に、もう少し具体的に、法的インフラと法律問題という二つの視点から、建設事業の海外展開においてどのような法律上の問題点に直面しているのか、その実情を紹介したいと思います。

3. 法的インフラの視点から

(1) 総論

当社は、インドネシアのようにかねてから事業展開をしてきた経験の蓄積を有する国の基本法（例えば民法）であれば、多少のなじみがあり、またその他の法令や法制度に関しても、比較的短期間で調査・検討するためのネットワークやノウハウがあります。しかしながら、全く事業展開を行った経験のない新規に進出する国の法律は、基本法も含めてゼロからの調査となります。

また、過去に事業展開し施工にたずさわった経験値を有する国の場合には、これまで何らかの機会に現地弁護士を起用した経験がある場合もあります。

しかしながら、このような経験値を有しない新規の国への事業展開にあたっては、当該国の現地弁護士を起用したことなどもないことが通常ですので、相応の能力を有する現地弁護士探しが第一の仕事となることもあります。

(2) 裁判官・裁判所

司法制度が国によって千差万別であるのと同様、「裁判官」の質も、国によって千差万別です。国によっては、下級審の裁判官が法律を十分理解していなかったり、そもそも法的素養が十分でなかったりする場合もあります。

また、残念ながら、訴訟当事者から平然と金銭を受領するような裁判官が多いと噂されている国もあります。

そのように裁判所や裁判官に対する与信に不安がある場合には、当該国において事業展開するにあたって、建設請負契約を巡る発注者や現地の建設業者との契約交渉において、国際取引のスタンダードである国際仲裁を最終紛争解決手段とする規定を設けるよう注力し、現地における裁判に引き込まれる事態を極力回避するように努めています。

しかしながら、建設工事は建設地の近隣住民のコミュニティーに少なからず影響を及ぼすことなども不可避なプロジェクトであることが一般的ですので、建設工事の遂行に伴い被害を蒙ったなどとして、建設請負契約上の契約関係のない第三者から、当該国の裁判所に訴えられることも少なくありません。

従って、当該国の裁判制度、裁判所、裁判官の与信、資質、能力などについて、あらかじめきちんと調査しなければなりません。中でも、とりわけ当該国の裁判官の腐敗度調査は必須の調査項目といえましょう。

(3) 弁護士

裁判官のみならず、弁護士の質も、国によって千差万別です。

欧米諸国やオーストラリア、シンガポール、香港などでは、建設紛争の経験が豊富な弁護士（いわゆる **Construction Lawyers**）のプロフェッションが確立しています。そのような信頼のおける弁護士社会を有する国において建設紛争に遭遇した場合には、スムーズに弁護士戦略を組み立てることができます。

しかしながら、そもそも弁護士資格自体が曖昧というか、我が国の弁護士に寄せる期待や常識からすると、よくわからないといった国も少なからずあります。

また、ある程度弁護士資格制度が確立しているといっても、建設紛争に関わることを得意とする **Construction Lawyers** といった専門弁護士が育っていないことのほうが多いのが現実です。

そこで、新規プロジェクトが出件となり、その受注を目指す場合には、当該国における弁護士制度自体の調査から始め、弁護士の質を見極めるとともに、その国において高い評価を得ている弁護士事務所の情報などを入手するように努めています。

このような調査を行うにあたっては、一から独力で調査することは稀で、多くの場合は、現地周辺地域に進出している日系の法律事務所や、東京に事務所を有する英米系の大手国際法律事務所が頼りになります。彼らは、当該国の有力な法律事務所とさまざまなコネクションを有していることもあります。

そして、実際に建設紛争に直面した場合には、そのような日系や英米系の法律事務所と、当該国におけるローカルの法律事務所とを併用して対応する場合も少なくありません。当該国におけるローカルの法律事務所の与信が十分でないことや、そもそも当該国の法制度や言語などによっては、そのようなローカルの法律事務所との直接のコミュニケーション自体に苦勞することが少なくないからです。

もつとも、現実には、このようなあらかじめの調査と法律専門家チームの編成ができる場合ばかりではありません。建設紛争が生じてから、慌てて弁護士探しをしたようなことも珍しいことではありません。

4. 法律問題の視点から

(1) 総論

ご承知のとおり、企業が海外事業を展開するにあたり直面する法律問題は、多岐にわたります。

建設事業の場合も例外ではなく、海外事業展開の現場では、その事業特性から、それぞれ多種多様な法律問題を克服していくことが必要となります。

そこで、海外事業展開の一分野における事例に止まりますが、建設事業の海外展開において直面する法律問題の主なものを挙げて、その問題点を概観し、参考に供したいと思えます。

(2) 民商法

建設事業の遂行における基本法は、他のビジネス同様、民商法になります。

しかしながら、英米法（コモンロー）系の国においては、そもそも民商法典自体が無い国も少なくありません。ご承知のとおり、そのようなコモンロー系の国では、いわゆる裁判例の積み重ねによって基本的な法理論が発展・整備されていくのが常ですが、実際には、裁判例の蓄積が少ない、あるいは裁判例の蓄積も公開も不十分な国もあり、契約法といった基本的な法理論でさえ容易に確認できない場合もあります。

その結果、民商法の全体像や個々の規定内容を把握し理解すること自体、大変な苦勞を伴います。

また、各論になりますが、建設事業の場合、建設工事の品質確保が重要な契約要素となるところ、この建設工事の品質確保に関しては、建設請負契約で合意した瑕疵担保責任の規定に加えて、当該国の法令において、いわゆる瑕疵担保責任についての規定がなされている場合があります、十分に各法令をリサーチしてチェックすることが必要となります。

特にフランス法の影響によって、中東諸国では、強行法規として瑕疵担保責任について法令上に規定している場合が多く、例えば、UAEでは、構造物・建物の躯体について、請負者に10年間の品質責任を負わせています。

フランス法の影響という視点以外でも、例えば、台湾では、住宅の躯体について、請負者に15年間の品質責任を負わせる法令があります。

このように、瑕疵担保責任法制や品質に関わる法令の調査には特段の留意が必要となります。

(3) 行政法（許認可等）

そもそも、当該国の建設事業に日本の建設会社が参入できるのかが問題になる場合があ

ります。

かつて、韓国では、永く日本の建設会社の建設事業への参入が全面的に禁止されていました。現在はそのような規制はなくなりましたが、現地法人を設立しなければ建設事業に参入することができない国や、日系企業が現地法人のマジョリティーを持つことが許されておらず、現地の個人や法人が過半数の株主でなければならないとする法制の国もあります。また、現地の建設業者とのジョイント・ベンチャーを組成することが参入の条件とされている国もあります。

このような参入規制に対して的確に対応するためには、どうしても現地の優秀な弁護士やコンサルタントの支援が必要となります。

また、日本では、建設事業を行う場合には、建設業法により、国土交通大臣または都道府県知事の営業許可を得ることが必要となりますが、国によっては、そもそもそのような許認可を必要としない場合や、ビジネスの事務所登録だけを行えばいい場合もあります。

更に、案件によっては、建設会社において、設計業務と施工業務を一貫して受注する場合がありますが、その場合、設計業務の業務範囲には、当該国の当局から着工許可を取得することが含まれるため、当該国の設計ライセンスを取得していることが必要な場合がありますし、設計や施工における技術水準や品質基準、更に設備内容などを定める、日本で言うところの建築基準法といった類の法令は、間違いなく各国各様、さまざまな規制内容となっています。

これらのように、当該国において建設事業を展開しようとする場合、そもそも備えていなければならないライセンスや許認可、諸基準などが多数に互ります。これらの法規制を全て問題なくクリアすることは、信頼できる現地コンサルタントの協力・助言を得ることが必須となりますし、大変な調査と準備を要します。

(4) 労働法・安全衛生法

建設事業は、機械化・自動化が進んできてはいますが、未だに労働集約型・重層下請型の生産システムであり、多くの技能労働者を確保することが重要となります。

ところが、当該国において多くの技能労働者を確保しようとする、たちまち、さまざまな法規制と直面することとなります。

そもそも、労働者の取り扱い自体、当該国の基本政策に大きく左右されます。例えば社会主義国においては、現地労働者保護の政策的プライオリティーが高いことが通常で、技能労働者に対して日本的なマネジメントを実施することが困難な傾向にあります。

また、自国労働者保護の政策の下、外国人労働者の導入を制限し、許可制などとしている場合があります。そのため、当該国の技能労働者だけでは、そのプロジェクトに必要な技能労働者の人数を確保できる見通しが立たない場合に、日本や周辺国から多数の技能労働者を起用したいと計画しても、計画どおりタイムリーに、当該国に技能労働者を入国させることができないことがあります。

これらの事前調査が不十分だったりすると、受注するにあたり計画していた技能労働者

をタイムリーに確保できない結果、建設工事をスケジュール通りに進めることができなくなり、結果的に工事完成が遅延し、多額の契約上のペナルティを科せられるといったリスクが現実化することとなってしまいます。

このような事態に陥らないためには、当該国の労働法規制について十分知悉し、また監督官庁との折衝も含めて適切に対応することができるよう、信頼できる現地弁護士やコンサルタントを確保し、タイムリーに助言・協力を得ることができる関係を備えることが不可欠となります。

(5) 通貨法・為替管理法

海外において建設事業を行う場合、その工事を請け負った建設会社は、当該国の発注者から現地通貨で請負代金を受領し、その一方で、下請業者や材料納入業者などに現地通貨で対価を支払うことが多くを占めますので、現地通貨の価値変動リスク（為替リスク）は極めて大きいものがあります。

この為替リスクは単なる法的問題を越えた、根源的なカントリーリスクのひとつです。

海外事業展開を行うにあたり、このような為替リスクを回避するためには、極力、受取通貨と支払通貨を一致させることが基本となります。

例えば、当該国以外から材料を当該国に輸入することにより調達する場合、国際通貨である米ドルが契約通貨として用いられることが多いのですが、そこで、当該国の発注者との工事請負契約における請負代金の支払についても、その輸入材の調達に相当する部分の決済通貨を現地通貨以外の米ドル建てにすることができれば、その部分については為替リスクを回避することができることとなります。

ところが、近年、「契約通貨は自国通貨に限る」という法制変更を行った国があります。国際通貨建ての契約ができないとなると、通貨バランスによって為替リスクをヘッジすることができないこととなります。

また、現地通貨で利益をあげた場合に、その利益相当額の海外送金に許可を要するという法制の国もあります。

このように、通貨法や為替管理法は、国によって制度が異なりますので、当該国における信頼できる現地コンサルタント等の助言を得ながら、十分なりサーチと対策を尽くさないと、思いもよらない多額の為替損失を蒙ってしまいます。

(6) 査証・輸出入・通関に関する法

上記(4)とも関連しますが、外国人の入国に際して査証（ビザ）を必要とする国が多く、技能労働者を確実にタイムリーに確保することが重要となる建設事業の遂行において、日本や周辺国から多数の技能労働者を参入させようとする方策を実施する際などには、タイムリーかつ確実に、査証（ビザ）を確保することが重要となります。

また、技能労働者だけでなく、資材や機材についても、一定の品質と量を当該国における現地調達により確保することが困難な場合には、日本や周辺国から当該国に輸入するこ

とにより、当該プロジェクト遂行に必要な資機材を確保することを計画することがあります。

このような輸入資機材は、原則として輸入関税の対象となりますが、ODA（政府開発援助）のように政府間で資金援助が行われる場合、建設される構造物そのものに生成される資機材であれば、輸入関税が免税とされている場合があります。この免税措置を得るために、国によっては「マスターリスト」といった書類に該当の資機材を記載して申請することが必要となります。

また、建設される構造物そのものにはなりません、その建設にあたり用いられる仮設資機材についても、再輸出を前提に免税になるか、または、納めた輸入関税が還付される国もあります。

これらの免税・還付手続は、関税当局の実務に左右される部分が多いことから、工事費積算の段階から、現地コンサルタントによる助言が不可欠となります。

いずれにしても調達コストに直結しますので、このような措置の存在を看過せずに、きちんと免税・還付に係る申請手続を行うことが、実務上重要となります。

（7）税法

上記（4）（5）（6）の他、法人税、VAT（付加価値税）、売上税、地方税等に関わる税法が重要となります。

しかし、税法・税制は、国により大きく異なりますので、現地の税務専門家などの助力を得ながら、慎重に税法・税制の調査を尽くすことが不可欠となります。

VATについては、上記（6）の輸入関税同様、政府開発援助工事の場合には、日本と被援助国との交換公文において「免税」とされていることがあります。

ところが、当該国の税務当局が、当該国の税法に免税手続に関する規定が無いなどの手続上の理由から、交換公文を度外視して、課税の扱いを強要してくる場合があります。

また、当該国の税務当局から、VATの免税手続に関する規定は無いものの、還付手続に関する規定がある旨の説明を受けて、還付手続に期待して仮払にてVATを支払い続けていたところ、実際には、将来的に別工事で発生するVATとの相殺は認めるものの、単純な還付を認めないといったことがありました。当該国において継続的に工事を受注し、事業を継続しない限り、一旦支払ったVATを回収できない仕組みとなっていた訳です。

多くの国の税務当局にあっては、当該国において大型の建設工事を遂行する日本の建設会社への対応が厳しいのが一般的です。当該国の税務当局が大きな裁量を有していたり、税務に係る地方事務所や担当者によって、対応が全く異なったりもするので、当該国の税法および税務に関する法制度の理解はもとより、当該国の税務当局・税務組織との対応についても、相当に苦勞することが少なくありません。

（8）仲裁法

i) ご承知のとおり、国際取引における最終紛争解決手段は、当該国の裁判とするのでは

なく、仲裁とすることがスタンダードとなっています。

建設事業に係る海外事業展開においても、多くの工事請負契約に国際仲裁を最終紛争解決手段とする旨の条項が規定されています。

裁判ではなく仲裁であれば、外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（ニューヨーク条約）により仲裁判断の執行のためのメカニズムが担保されていますので、発注者の所在国（多くの場合、工事施工国と同一ですが）が同条約の加盟国であれば、紛争解決手段として仲裁条項が規定されていることで一定の安心感が得られます。

ii) このように国際仲裁を最終的な紛争解決手段とする場合に、まず注意すべき点は、「仲裁地」の規定をどうするか、という点です。

仲裁地について、当該国以外の第三国（例えばシンガポール）とすることが規定されていれば一応フェアであるとは言えますが、例えば入札要綱などにおいて、発注者の所在する当該国が仲裁地とすることが、あらかじめ応札条件とされている場合もあります。

このような場合は、仮に、当該国の仲裁において、日本の建設会社が有利な仲裁判断を勝ち取ったとしても、発注者は、当該国の裁判所に「仲裁判断の取消訴訟」を提起することにより、争いを継続することができます。

このような取消訴訟については、ニューヨーク条約の下では極めて限定された事由の下でしか取消が認められていませんので、当該国がニューヨーク条約の加盟国か否かは仲裁地を選択する上で大きな要因となります。

国際仲裁をシステムとして尊重する先進国の常識では、ニューヨーク条約が予定しているとおおり、極めて例外的な場合（例えば仲裁合意が無効、仲裁手続が不公正、仲裁判断が公序良俗に反する等）に限って、取消が認容されると考えられています。

しかしながら、仮に仲裁地がニューヨーク条約加盟国であった場合であっても、国によっては、ニューヨーク条約の規定を過剰に拡大解釈して、国際仲裁制度を信頼する我々の常識からかけ離れた仲裁法やプラクティスとなっている国もあります。

例えば、ある国で仲裁判断の取消訴訟が認容されたケースにおいて、裁判所の判決理由では「仲裁判断が公序良俗に反する」とされているのですが、その理由中に述べられていることは、実質的には「国策に反する」という理由に他ならないといったこともあります。

iii) また、当該国の仲裁ではなく、シンガポール等の第三国にて仲裁が行われることに漕ぎ着けて、その仲裁の結果、有利な仲裁判断を勝ち取ったとしても、当該国の発注者が、なお当該国の裁判所に「仲裁判断の取消訴訟」を提起する場合があります。

国際仲裁の常識では、「仲裁判断の取消訴訟は仲裁地の裁判所のみ管轄がある」という理解なのですが、当該国の裁判所が、そのようは常識や理解を物ともせず、取消訴訟を受理してしまう場合があり、更に当該国にて法廷での紛争が継続し、しかも日本の建

設会社にとって100%アウェーでの戦いを強いられることになってしまいます。

iv) 更に問題が大きいのは、仲裁判断の執行の局面です。

日本の建設会社が有利な仲裁判断を勝ち取り、取消訴訟も提起されることなく、その仲裁判断が確定したとしても、発注者が、その仲裁判断の内容（例えば一定額の請負代金の支払）を履行しない場合、日本の建設会社は、相手方が第三国に相当の資産を有しているような場合でなければ、発注者の所在する当該国の裁判所に仲裁判断の執行を申し立てざるを得ないこととなります。

そうすると、また延々と当該国でのアウェーでの裁判が継続することとなってしまい、いつまで経っても未収入金の回収の実現といった解決に至らないといった事態に陥ってしまいます。

ニューヨーク条約では、外国仲裁判断は当該国の執行手続規則に従って執行されるべきこと、その執行にあたり内国仲裁判断よりも厳しい条件等が課されてはならないことは規定されていますが、具体的な各国の執行手続自体の適正性や実効性といった問題となると、ニューヨーク条約の枠組みを超えた、各国の国内法の整備や執行手続の実効性の問題となります。

このように、最終的な紛争解決手段として、当該国の裁判よりは、国際仲裁が望ましく、そのように契約に規定されることが国際取引のスタンダードであるとはいえ、なかなか真の最終解決に至ることができず、結局、当該国での長期の裁判を強いられることが少なくありません。

v) これは当該国の裁判制度や裁判所の問題に限られません。国によっては、行政が、仲裁判断を認めず、介入してくる場合もあります。

例えば、当該国の政府の一機関である発注者と日本の建設会社との間で、工事請負契約に定められた仲裁条項により追加費用請求紛争を解決したところ、その後、同じく当該国の政府の一機関である会計検査院に相当する組織が、そのような紛争解決の内容や結果の妥当性について、蒸し返すかのように異議を唱えるといったことがありました。

vi) 従って、日本の建設会社が海外事業展開を行うにあたっては、最終的な紛争解決手段が第三国における国際仲裁であることで安心することはできず、出件となった案件の当該国における仲裁法がどのようなものか、当該国の裁判所が仲裁判断取消訴訟においてどのような判断を下すのか、仲裁判断の執行申立がどのように扱われるのか、行政は介入してこないのか、などの情報を的確に得ることが、その案件に取り組むかどうかの判断にあたり必須となるといえましょう。

vii) 国際仲裁には、上記の商事仲裁の他、投資協定仲裁というカテゴリーがあります。

これは、外国に投資を行った企業が、当該企業の所在国とその投資を受け入れた国と

の間の投資協定や経済連携協定に、その投資受入国が違反したことによって、当該企業の投資が毀損するなどの損害を被ったとして、投資受入国を相手取り、損害賠償を求めて投資協定等に基づく仲裁を提起するものです。

過去には、南アメリカ諸国や中央アジア諸国などに進出した企業が、投資受入国を相手取って投資協定仲裁を申し立てるケースが数々ありましたが、最近、日本のエンジニアリング会社が、投資の毀損を理由にスペイン政府を訴えた事案が発生しています。

投資協定や経済連携協定上、「建設事業の遂行」も「投資」にあたるとされることが多いので、理論的には、建設会社も利用できる手段です。

しかし、全ての投資協定や経済連携協定に仲裁による紛争解決が規定されているわけではなく、また、建設事業を遂行した当該国を相手取って仲裁判断を求める、すなわち、「国」を訴えるという最終手段となりますので、十分に情報収集した上で、慎重に判断することが必要となります。

5. 近時の動向

近年、日系法律事務所が合併により規模を拡大するとともに、アジアを中心に、海外事務所の開設やローカルの法律事務所とのアライアンスの構築などにより、海外展開を進展させてきました。シンガポール等、東南アジアの各都市においては、日系法律事務所が、日本国弁護士の駐在競争をしているような観があります。

しかし、基本的な社会インフラの建設・整備を使命として海外事業展開を行う日本の建設会社は、そのような日系法律事務所の進出が及んでいない国においても、事業遂行にたずさわらなければならないことがあります。

例えば、現時の日本国政府は、成長戦略の一環としてアフリカに注目し、日系企業がアフリカにおいて未整備の社会インフラの建設・整備にたずさわるよう、後押しする施策を展開していますが、アフリカでは日系法律事務所のネットワークはほとんど整備されていない状況であり、日本国弁護士が駐在している国もほとんどないようです。

また、「法的問題点」以前の話ですが、言葉の問題も重要です。アフリカに限ったことではありませんが、英語圏であればともかく、フランス語圏となると、日本の建設会社における現有のリーガルスタッフでは対応が難しく、ましてやスペイン語圏、ポルトガル語圏となると更にハードルが高くなります。

モンゴルや旧ソ連に属する中央アジア諸国も、今後の社会インフラ整備に係る国際協力のポテンシャルが高いと思われませんが、ロシア語圏ということもあり、リーガルに関する情報を得る手掛かりすらおぼつかない場合もあります。

これらの法制度や法的問題の解決策といった視点からは、「未開の地」とでも評することが相当な国や地域においても、社会インフラの整備・建設に取り組まなくてはならない日本の建設会社は、相当のリスクテイクの覚悟が必要となります。しかし、そのような困難を背負う日本の建設会社における企業法務部としては、眼前にリーガルに係る課題が横たわっている以上、それでも何とかしなければならない役割を担っているわけで、一体、ど

のように対処すれば企業法務部としての任務を全うすることができるものか、日々の悩みは尽きません。

6. 結び

企業にとって、スムーズに海外事業展開を行えるのが理想です。そして、かかる事業展開に際して、なるべく法的紛争を回避したいことは言うまでもありません。

しかしながら、海外において、殊、建設事業を展開しようとする場合、言葉から宗教、文化、法律、商習慣に至るまでの環境が全く異なる中で、対発注者、対現地業者、そして近隣住民や通行人などの第三者も含めれば、事業遂行にあたって接触することになる組織や人が極めて広範囲で多数に互り、紛争の種は広範囲にかつ日常的に存在しているといっても過言ではありません。

また、一度法的な紛争になった場合であっても、なるべく早期にコストをかけずに終結したいのですが、これも決して簡単なことではありません。

長期に互る取引関係にある本邦の企業同士であれば、情報交換のヒアリングはできるものの、その情報交換が、競争関係にある同業他社を相手方とすることとなると、談合・カルテルの疑義を招かないよう、コンプライアンスにも十分配慮しなければなりません。

その点、日本国の政府機関やJICAに相談する場合は、他に換えがたい安心感があります。

そこで、大変僭越ではございますが、悩み深き日本の建設会社における企業法務部の一員として、我が国の法整備支援について、今後期待したい諸点を、勝手乍ら、述べさせていただきます、本稿の結びとしたいと思います。

- ① 法制度整備だけではなく、それを実際に運用する裁判官・行政担当者等の質的向上を促すような継続的支援
- ② 特に規制法規に関しては、法と、その実施するための規則が矛盾していたり、規則間相互にて矛盾していたりすることが珍しくなく、また法はあるものの、その実施に係る規則が整えられていないために、実際の適用・運用がなされていないケースも散見されるところ、法と実施に係る規則の体系整備についての構築支援
- ③ 現地の法曹関係者や法曹を目指す学生に対して、日本法教育を行うなど、法整備支援によって制定された基本法等の運用において日本法的な解釈・考え方が広まるような、ある意味、コモンロー諸国における英国法のような位置づけに、将来、日本法が位置づけられることになるような支援施策
- ④ 一民間企業では調査が難しい、各国の法制度や法曹に係るリーガル基礎データに係る公開データベースの構築

(例)

- ・ 仲裁判断, および, 仲裁判断取消訴訟に関する情報
- ・ 国際仲裁人の氏名・経歴等の情報
- ・ 裁判制度, 裁判官, 弁護士数
- ・ 英語で相談できる代表的事務所の情報
- ・ 会社設立, 支店登録, 納税 (法人税, 個人所得税他) に関する情報

長年取り組まれてまいりました東南アジアをはじめとする各国に対する法制度整備支援の諸施策は, 当該国における法制度という社会の基本的なインフラを整備するという意味において多大な意義を有する国際貢献事業と存じます。

一方, 私ども日本の建設会社は, 当該国の社会的基盤をなす交通・衛生・資源などに係る諸々のインフラ施設建築物の整備・建設にたずさわることにより, 国際貢献の一翼を担う使命を負っています。

法制度というソフト面, そしてインフラ施設建築物というハード面といった違いはありますが, いずれも社会インフラの整備を通じて国際貢献を担っているという意義の点において, 共通項が認められることと存じます。

本稿では, そのうち, 私ども日本の建設会社が担うハード面での社会インフラ整備支援のステージにおいて, その日本の建設会社の一社である当社における企業法務部にて直面してきた法的諸問題を, 諸々雑駁に, ご紹介させていただきました。

筆者の力量の無さから, はなはだ拙い内容に留まってしまっておりますが, 一方のソフト面でのインフラ整備である法制度整備支援事業の今後の展開にあたり, 幾許ながらもご参考にしていただけましたら幸いに存じます。

今後共, 倍旧のご支援をお願い申し上げます。

ⁱ もっとも, 建設会社もメーカーと同様, 国毎に現地法人を設立することによって, 継続的に建設事業を行う形態が, 特に建築工事について増えてきています。

ⁱⁱ 海外建設協会「海外建設プロジェクトのリスク管理」(2015年4月)

プノンペンの平日（１） ～カンボジア法整備支援の日常～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

はじめに

「法整備支援」。

最近、知名度が高まっています。本稿をお読みの方には、もはやその活動内容を詳しく説明する必要はないでしょう。

「長期派遣専門家（現地専門家）」。

こちら、知名度が高まっていて、もはやその活動内容を詳しく説明する必要はないでしょう…とりたいところですが、そうでもなさそうです。

漏れ聞こえる声に耳を傾けると、長期派遣専門家の日常は、意外と知られていないようです。これまでも、カンボジアでの法整備支援の様子を長期派遣専門家が法律雑誌に寄稿した連載記事がありました¹。今でも多くの人々が読んでいて、私も、この記事に触発されて、法整備支援に興味を持った一人です。ただ、連載当初から約10年が経っていますので、カンボジアの状況も随分と変わっています。

そのような中で、私は、ICDからの依頼を受け、僭越ながら寄稿することになりました。『ローマの休日』のようなドラマティックな出来事で溢れているわけではないのですが、『プノンペンの平日』も捨てたものではありません。長期派遣専門家のささやかな日常をご紹介します、法整備支援の現場を少しでも実感してもらえたらありがたい限りです。

もし読者の皆さんからのご批判に耐えられれば、数回にわたり連載する予定です。

なお、本稿の中で意見にわたる部分は、専ら私見ですので、法務省やJICAの公式見解ではありません。また、本稿は、学術論文ではないため、くだけた表現が多く含まれていますが、予めご容赦ください。

【目次】

- 1 平日の朝
- 2 平日の午前
- 3 平日の昼休み（以上、本号）
- 4 平日の午後
- 5 平日の夜
- 6 平日の特別行事
- 7 番外編「プノンペンの休日」

¹ 「カンボジアの法の夜明けーキムセンへの手紙」（柴田紀子、『法律のひろば』2009年4月～2014年8月、ぎょうせい）

1 平日の朝

6:00 起きる

カンボジアの朝は早い。朝5時台には、ベッドに朝日が射し込み、屋外からは、運動する人の足音や出勤する車のエンジン音が響いてきます。

日本では夜型人間であった私も、カンボジアに来てから、少し早起きになりました。

8:00 出勤する

私の出勤時間は、午前8時頃。正確に言うと、午前8時過ぎ。正直に言うと、午前8時半。

私の住まいから職場までは、徒歩5分です。車道の喧騒を尻目に、考え事をしながら歩いていると、あっという間に到着します。幸い、プノンペン市内では珍しいのですが、歩道が整備されている区画であるため、歩きやすいです。逆に言えば、残念ながら、プノンペン市内の多くの地域は、歩道が十分には整備されていません。「歩道のあちらこちらで表面が陥没している」「駐車している車が歩道をふさいでいる」「突然バイクが歩道を走り抜けていく」「そもそも歩道がない」などの事情があって、ウォーキングには向かない場所ばかりです。

私の派遣先は、カンボジア司法省。首都プノンペンの中心部にあり、王宮の目の前に位置します。日本の法務省も、首都東京の中心部にあり、皇居の目の前に位置します。法を主管する省庁がこのような場所に配置されているのは、法治国家であることを明らかにするためとも言われています。

私の職場であるJICAプロジェクト・オフィスは、司法省内の別館2階の一室です。この別館は、日本の支援で2008年に建設されました。



【司法省別館】



【プロジェクトオフィス】

オフィスの扉を開けると、すでに出勤しているスタッフがこちらを向いてくれます。私が「おはようございます！」と一声かけると、スタッフも口々に「オハヨウゴザイマス！」とあいさつしてくれます。

私は、これを「オハヨウゴザイマス・プロジェクト」と勝手に名付けました。

オフィスには、合計6名のスタッフがいます。その内訳は、日本語・クメール語スタッフ3名、英語・クメール語スタッフ2名、事務担当スタッフ1名です。いずれもカンボジアの人た

ちなので、共通言語はクメール語になります。そのため、最初の頃は、私も「スオスダイ！」（クメール語の挨拶）と言ったり、日本語・クメール語スタッフには「おはようございます！」、英語・クメール語スタッフには「グッドモーニング！」と言ったりしていました。

しかし、何となく一体感が出ないので、英語・クメール語スタッフに「オハヨウゴザイマス」という挨拶だけを教えて、使ってもらうことにしました。

今では、英語・クメール語スタッフが自主的に覚えたらしく、「スママセン」などの言葉も使い始めていて、日本語に興味を持ってもらえたようです。

複数の言語が飛び交うオフィスですが、日本語を理解するスタッフが多いので、私は、つい母語の日本語で話してしまいます。ときには冗談を言って、スタッフを笑わせますが、ふと視線を移すと、日本語を解しないスタッフの困った顔が見えます。

日本語、英語、クメール語。オフィス内で、どのようなときに、どの言語を使うのかについて、最近では、気を付けるようにしています。長期派遣専門家の仕事の1つは、オフィス内の人間関係を円滑にすることですから。

2 平日の午前

9:00 メールする

私の場合、出勤して最初にするのは、パソコンでのメールの確認。

カンボジアは、日本との時差がマイナス2時間なので、出勤時間の午前8時台でも、日本はすでに午前10時台。そのため、出勤した頃には、すでにあちらこちらからメールが届いています。

カンボジア時間の午前10時から午前11時までは、日本の昼休み。

カンボジア時間の正午から午後2時までは、プロジェクト・オフィスの昼休み。

つまり、出勤してしばらくすると、日本が昼休みになり、日本の昼休みが終わると、すぐにカンボジアが昼休みになり、カンボジアの昼休みが終わると、もう日本は夕方になります。この時差は、意外と侮れません。

朝一番で前日からの懸案事項に対応していると、気付いたときには「あっ、もう日本は昼休みだ。」ということもしばしば。

意外と侮れないと言えば、ネット環境です。

カンボジアでは、街中にたくさんあるカフェやレストランなどに行けば、ほとんどのところで無料でWi-Fiを使えますので、日本に比べて、とても便利です。

しかし、電波状況はあまり良くありません。オフィスでは、インターネットやサーバーに接続するために、Wi-Fiを利用しているのですが、毎日のように、一時的に接続できなくなります。メールを送れず、サーバーに保存しているファイルを利用できず、いつ復旧するのかと思ひながら、ただ待つのみです。

日本なら、イライラしながら担当部署に連絡して、至急直してほしいと不満をぶつけるかもしれませんが、ここはカンボジア。長期派遣専門家には、忍耐と諦観が必要なときがあります。

10:00 回答する

過去のプロジェクトのメンバーを含むカンボジアの法曹から、プロジェクトのスタッフを通じて長期派遣専門家に質問がよく届きます。たいていは、SNSで連絡がきます。ときには、オフィスに来てもらい、直接、質問を受けることもあります。

スタッフは、クメール語で届く質問を素早く日本語に翻訳し、それを受け取った長期派遣専門家が、日本の実務や文献を参考にしながら迅速に回答します。幸い、オフィス内には、少し版が古いものもありますが、日本の法律専門書が一通り揃っています。

質問への回答が遅くなれば、同じ回答内容でも「鮮度」が落ちてしまいます。しかし、鮮度抜群でも不正確ではいけません。

また、実務上直面している問題に由来する質問が多いので、単に論理的な結論だけを示しても満足してもらえません。カンボジアの実務や社会的な実情を踏まえる必要があります。そして、回答するときには、考え方の道筋を示す必要もあります。答えだけを教えたのでは、単なる便利屋になってしまうからです。

さらに、どこまで詳しく説明すべきかについても意識しないとイケません。回答には、正確さと分かりやすさのバランスが重要です。ですから、日本語で詳しく解説された本を見つけても、それを翻訳して渡せばいいということになりません。長期派遣専門家が分かりやすい言い回しに直す必要があります。ここは腕の見せ所です。おそらく、分かりやすい日本語で言い換えられない概念は、クメール語に翻訳しても、その意味が正確には伝わらないでしょう。ときには、クメール語の訳語をスタッフに教えてもらいながら、言葉のニュアンスや意味がきちんと伝わるかどうかを検討しています。

法整備支援では、「言葉」がとても重要です。

11:00 話し合う

オフィスには、長期派遣専門家として、検事、裁判官出身者、弁護士が各1名いるほか、プロジェクトの調整役である業務調整員がいます。スタッフからは、「法廷があれば、いつでも刑事裁判ができますね。」と冗談を言われたりします。

長期派遣専門家は、個室ではなく、スタッフと一緒に大きな部屋で働いています。それぞれの長期派遣専門家の席も隣同士ですので、いつもいろんなことを話し合っています。週末の予定やおいしいレストランの情報など…もちろん、プロジェクトのことも話し合っています。直面する問題や今後の方針などを4人で話し合っていると、新しいアイデアが浮かんだりします。三人寄れば文殊の知恵…いや、四人寄れば文殊の知恵です。

話し合うのは、何も長期派遣専門家同士ばかりではありません。スタッフとのミーティングを開催して、情報共有したり、日頃の困り事を聞いたりしています。

また、必要があれば、カウンターパートやワーキンググループのメンバー、カンボジアの法曹とも話し合います。

日本人同士でも、それぞれ経歴が異なります。カンボジアの人たちとは、言葉も文化も違います。ですから、長期派遣専門家にとっては、人と人とのコミュニケーションがとても重要で

す。

人間関係がうまくいけば、プロジェクト活動もうまくいきます。矛盾しているように聞こえるかもしれませんが、法整備支援の鍵は、「法律」ではなく、「人」です。

3 平日の昼休み

12:00 食べる

オフィスの昼休みは、正午から午後2時までの2時間。日本より長いのは、魅力的です。おかげで、ゆっくりと食事しても、その後に少しばかり昼寝ができます。スタッフも、オフィス内のいすを並べた即席ベッドで、器用に寝ています。

昼休みには、親睦を深めるイベントを行うことがあります。仕事の後に大学院などへ通っているスタッフも多いため、夕食ではなく、昼食を利用しています。

例えば、月1回、「スタッフ・ランチ会」と称して、長期派遣専門家とスタッフが一緒に昼ごはんを食べています。お店は、スタッフに一任です。あの店がいい、この店に行きたいと言って、ひとしきり盛り上がります。結局、肉料理のお店になることが多いですが、今のところ、私の懐が寒くなるような高級店ではないので、ホッとしています。

また、毎週1回、「水曜ランチ会」と称して、長期派遣専門家だけで昼ごはんを食べています。新規オープンのお店、ディナーは高いけどランチはリーズナブルなお店などなど、そのときの気分で決めています。プノンペンには、予想以上に各国の料理店があります。日本、フランス、イタリア、中国、韓国、インドは言うに及ばず、東南アジア各国（ベトナム、タイ、インドネシア、ミャンマー）を始め、スペイン、メキシコ、ネパール、レバノン、モロッコ、エチオピア……。いずれも日本より値段が安く、ボリュームがある上、味も本格的です。ちょっとした世界旅行の気分です。

さらに、不定期ですが、スタッフや長期派遣専門家の誕生日には、ケーキを買ってみんなでお祝いをしています。少し残念なのは、プノンペンには、まだまだケーキ屋さんは少なく、ため息が漏れるほどおいしい味には、なかなか出会えません。甘党の私としては、「ため息」を求めて、引き続き、プノンペンを探検中です。



【スタッフ・ランチ会】

さて、今回は、「平日の昼休み」までをお伝えしましたが、いかがだったでしょうか？
私たちの日常の空気感が伝わったとしたら何よりです。

次回は、「平日の午後」からです。また、全国の始審裁判所の実情調査、現地でのセミナー、インターンシップの受入れなど、少し硬派な「平日の特別行事」もお伝えする予定です。
どうぞお楽しみに。

(つづく)

連携と協調のフォーラム

【大学における法整備支援に関する研究・教育】

名古屋大学法学部における法整備支援関係教育 ——実績と近年における困難

名古屋大学大学院法学研究科教授

法政国際教育協力研究センター センター長

小 畑 郁

はじめに

名古屋大学法学部（1999年の大学院重点化以降、研究教育の制度的主体としては大学院法学研究科であるが、実質的に一体性を保っている CALE や法科大学院と区別しないでいうために、全体として「法学部」という）は、1991年に、創立40周年を契機にした各界からの寄付金をもとに「アジア太平洋地域法政研究教育事業基金(AP基金)」を設立し、アジア地域との協力に基づく教育研究活動を本格的に開始した。この基礎には、京城帝国大学の教員を創立メンバーとして迎えたことや、稲子恒夫教授(1927-2011)を中心に社会主義法研究にも貢献してきたという、それ以前からの伝統がある。

やがて森嶋昭夫・現名誉教授による最初は個人的な法整備支援活動がはじまり、1998年には、アジア諸国を対象とする法整備支援活動に学部として取り組むことを決議し、2002年には、アジア法・法整備支援論の研究と教育を任務とする法政国際教育協力研究センター(Center for Asian Legal Exchange, CALE)を設立した。

この間、名古屋大学の文系諸学部が協力して1992年に創設した大学院国際開発研究科に招聘した、安田信之・鮎京正訓両教授（ともに現・名誉教授）によって、法学部のアジア法教育・研究は担われていた。その後、中国法・韓国法についても強化をすすめ、2004年には宇田川幸則教授、2014年には國分典子教授を迎え、他方、国際開発研究科には、2007年来、インドネシア法専攻の島田弦教授が着任している。

「法整備支援関係教育」という場合、その範囲が問題になる。ここでは、「法整備支援」という世界的にも注目される法律家の実践活動を学問的にどう考えるか、という「法整備支援論」といった科目や、その理論的基礎を提供しようとする「開発法学 Law and Development」のほか、法整備支援活動の基盤となる学問的知見を比較法学から提供しようとする「アジア法」といった科目を念頭におく。「中国法」や「ロシア法」（ないし旧ソビエト法）および「韓国法」は、日本の学問的伝統により深く根ざし、独自の領域を形成しているので、ここでは採りあげないこととする。また、本誌の読者により関心が高いと考えられる日本人（日本国民と定住外国人）対象の教育に絞って紹介することにする。

1. 学部レベルの法整備支援関係教育

正確な開始年についての調査ができなかったが、おそらく1992年頃から、名古屋大

学法学部では、「アジア法Ⅰ」「アジア法Ⅱ」という各2単位の授業（4年配当）が提供されてきた。これらの科目構成は、1998年度より「比較法文化論Ⅰ」「比較法文化論Ⅱ」に衣替えとなったものの、現在に至るまで基本的に踏襲されている。

安田・鮎京両教授の授業では、前者では、ASEAN法や東南アジア法が、その概念をどのように考えるかという問題意識から議論され、後者では、アジアの立憲主義をテーマとして講義がなされていた。2002年より、「比較法文化論」は「Ⅰ」「Ⅱ」とも鮎京教授の担当となり、鮎京教授自身の回顧によると、たとえば前期はアジア法、後期は法整備支援論というような、内容的にも法整備支援を論じるようになってきたという。

「比較法文化論」は、2012年以降、島田教授の担当期を経て、現在（2014年度以降）では「Ⅰ」「Ⅱ」とも桑原尚子教授（現早稲田大学招聘研究員）により、3、4年生配当の夏季集中講義という形で提供されている。その講義概要によると、「比較法文化論Ⅰ」ではまず東南アジア諸国に関する憲法、次に中東諸国の憲法を扱い、その中で実質的にアジアの立憲主義、イスラーム、政教分離、ジェンダー、人権、民主主義をめぐる論点を取り扱われている。「比較法文化論Ⅱ」では、法整備支援論について、ケーススタディ、プロジェクトマネジメントといった方法で、その理論、課題を考えさせる内容となっている。

このように、名古屋大学法学部の学部レベルの座学教育では、アジア諸国の法の比較法文化論的検討という視角を重視しながら、法整備支援という実践が提起する問題を意識させる教育が行われている。もっとも、前者においては、私法学からのアプローチが弱く、また、比較法学をより深めていくための教育が多くを学生を対象に行われているとはいえない。近年では非常勤講師により提供されていることに示されているように、再生産過程を確立するどころか、それに向けての道のりでは、むしろ後退がみられるということは否定できない。

2. 法科大学院における法整備支援関係教育

名古屋大学法科大学院では、2004年の開設以来、「基礎隣接科目群」に「アジア法概論」、「展開・先端科目群」に「法整備支援論」という科目を各2単位設けてきた。この構成は、前者が「比較法Ⅱ」と科目名称が変更されているが、今日に至るまで踏襲されている。

当初は、両科目とも鮎京教授の担当であったが、島田教授の両科目担当時期を経て、現在では、「比較法Ⅱ」が島田教授、「法整備支援論」が國分教授の担当となっている。その講義要綱によると、前者では、アジア法の認識方法の理論、植民地経験・権威主義と法の問題、インドネシア法が、後者では、法整備支援の事例研究と理念論、評価手法についての講義や各支援機関からゲスト講師を招いてのそれぞれの活動について議論の場が提供される。後者では、アジアからの留学生（日本法教育研究センター出身）と交流して、各国の法制度に触れる試みも導入されている。

両者の履修登録者数の変遷を次の表1にまとめてみた。なお、規模感を与えるために各

年度の法科大学院修了者数を参考情報として掲げる。

表1 名古屋大学法科大学院における「法整備支援関係科目」履修登録者数の推移

年(20XX)	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
比較法Ⅱ	0	1	0	6	4	6	4	7	3	5	3	3	3	1
法整備支援論	0	5	32	43	48	26	26	25	13	13	14	9	4	5
(参考)修了者	-	29	65	79	81	83	78	84	67	59	72	47	46	-

この表からは、「法整備支援論」は、2011年度ごろまでは、選択科目としては、極めて人気の高い科目であり、毎年1学年の半分から3分の1ほどの学生が登録していたが、近年は、それほどでもなく、1割程度にまで落ち込んでいることが分かる。入試に関わった経験からは、全国の法科大学院のなかの名古屋大学の特徴といえば、法整備支援について学べる、という評判は、かなり広く行き渡っているが、現実の学生の登録行動に反映しているとはもういえなくなっている、とあってよいであろう。

「比較法Ⅱ」については、一貫して登録者数が少ない。「法整備支援論」を履修する学生であっても、「比較法Ⅱ」を履修しない学生が大多数であることは、注意しなければならない。

以上から、かつては(2011年頃までは)、名古屋大学法科大学院で学んだ学生が、層をなして「法整備支援論」を履修しており、同法科大学院は、法整備支援の将来の潜在的担い手を輩出する基盤を提供する役割を果たしていたということが出来る。しかし、現在では、法整備支援関連科目を履修する余裕を、多くの学生はもっていないことは明らかである。名古屋大学法科大学院においてすら、そのような状況であるから、日本の法曹養成の基幹的役割を果たすとされており、よりプロセスで教育することのできる法科大学院が、法整備支援の担い手を理論的な面で支えることができていないことは明らかである。

3 学部・法科大学院における体験型学修の提供

以上の傾向とやや異なる様相を示しているのが、学部学生・法科大学院学生(および修了生)に提供されている、現地での体験型学修への参加状況である。

名古屋大学法学部では、中国・韓国との間で学生を交換する(長期1年)「キャンパスアジア」事業を2011年度から行ってきたほか、ASEAN諸国との学生を交換する「キャンパス・アセアン」事業を2012年度から展開してきた。後者は、現在では、名古屋大学のいくつかの部局が共同で行う「ASEANと日本を繋ぐグローバル・ソフトインフラ基礎人材育成プログラム」事業の一環として行われている。その派遣のみの実績をまとめたのが次の表2である。名古屋大学法学部の1学年の定員が150であることを考えると、こちらの予想も超える盛況ということが出来る。

表2 「キャンパス・アセアン」による派遣実績

	※延べ人数	ベトナム	ベトナム	カンボジア	インドネシア	ミャンマー	ラオス	ウズベキスタン	
		ハノイ法科大学	ホーチミン市法科大学	王立法経大学	ガジャマダ大学	ヤンゴン大学	ラオス国立大学	タシケント国立法科大学	
2012年度	短期派遣	6	5	5	6				
2013年度	短期派遣	6	6	3	3				
	長期派遣	1	1	1	1				
2014年度	短期派遣	8	8	4	3				
	長期派遣			2	1				
2015年度	短期派遣			6	6				
	長期派遣		1	1	2				
2016年度	短期派遣	10	10			6	6		
	長期派遣	1	2		1				
2017年度	短期派遣						5	7	予定
	長期派遣					2			予定
派遣合計		136	32	33	22	23	8	11	7 (小計)

※短期は2週間程度、長期は6カ月

また、2008年度より、法科大学院修了生を、日本法教育研究センターに短期派遣する事業を行ってきた（2015年度は、現役の法科大学院生も派遣）。これは、2週間程度、アジア7か国8か所にある日本法教育研究センターで行っている日本語による日本法教育の授業に参加し、日本法の講師を体験し、あわせて現地の法律関係機関や法整備支援関係事務所を訪問するもので、毎年2名から4名程度派遣している。派遣者は、希望者の中から、書類と面接により選抜される。毎年の派遣人数は、受け入れるセンターのキャパもさることながら、予算状況によって決められるので、現実には、希望者の半数近くは、選抜で勝ち残れず派遣されないのが実態である。

このように、学部でも法科大学院でも、アジアの現場を体験するプログラムは、人気が高いといえる。アジアにおける法整備支援の第1歩は、アジアの現場に行きアジアの人々と交流することであるから、このことは、大いに勇気づけられる現象である。もっとも、CALEの担当者からの聞き取りや報告会での印象では、アジアの法についてもさることながら、各国社会とその歴史的体験についての知識の絶対量が足りない、ということ率直に指摘せざるをえないのが現実である。

おわりに

以上を総括すれば、名古屋大学法学部が、法整備支援関係教育において果たしてきた役割は、決して過小評価することはできない。上には触れなかったが、鮎京教授は、毎年ゼミを担当され、たくさんの教え子を育てられた。その中には、大学院でも鮎京教授の指導を受け、研究者となり、大学教育に直接関わるようになられた方もおられる。

しかし、近年の困難が、法整備支援関係教育の担い手の先細りということに集約的に表現されていることは明らかである。学部学生でも法科大学院学生でも、アジア法についての理論的関心は、低空飛行を続けている。法学の中で、アジア、というフィールドが、依然としてマイナーな位置に置かれつづけていることの反映でもあり、結果でもあるという

ことができる。要するに、大学におけるアジア法は、レジーム化に成功していないのである。日本社会もアジア諸国の社会と共通の特徴を多く持ち、現在では、東アジア・東南アジアと経済的に一体化しているにもかかわらず、アジア法研究を大学における法学の基幹として育てられていないことは、日本の法学徒にとっては、痛恨の極みであり、猛省を要する。

同様の指摘は、あるべき法実務家の養成プロセスという観点からも行うことができる。法整備支援活動は、日本の法曹にとっては、一部の人が多くの場合一時的に行う活動としてしか位置づけられていない。日本の法曹が関わるべき実務を、日本の裁判所における法実務と狭く位置づけず、グローバル化と地域協力が進展する世界における（日本発の）法務サービス提供として考えるのであれば、「法整備支援論」や「アジア法」は、法曹養成過程における必須科目と考えるべきであろう。

CALE としては、日本における法学と法実務を、そのような方向に展開していくために、今後も、より一層努力を積み重ねる決意である。

ベトナム判例制度の実情及び展望

前 J I C A 長期派遣専門家

酒井直樹¹

J I C A 長期派遣専門家

鎌田咲子²

第1 はじめに

2015年12月、ベトナムで初めてとなる「判例」制度が開始された³。ベトナムでは、2020年を目標に各種の法・司法制度改革が進められているが、とりわけ裁判所が力を入れている課題の一つが、判例制度の導入である。ベトナム共産党政治局決議において「判例の発展」が課題として掲げられて以降、「判例」は、過去の J I C A プロジェクトでも、最高人民裁判所（以下「S P C」という。）関係活動の重要なテーマとしてたびたび取り上げられてきた。

本稿は、開始から2年を迎えた判例制度の現状を概観し、これまでの J I C A プロジェクトにおいて行われてきた判例に関する活動を紹介するとともに、ベトナムにおける今後の判例の発展について若干の展望を述べるものである。

第2 判例制度の概要

1 判例制度導入に至る経緯

ベトナムにおける判例制度の導入に関する検討は、今日も継続しているベトナムの法・司法改革の方針を示した2005年6月の共産党政治局第48号決議及び第49号決議⁴において、2020年までの司法改革戦略の一つとして、S P C が法令を统一的に適用し、判例を発展させる手引を行うべきことが掲げられたことに端を発する。

国会が国家の最高権力機関でありその権限を各政府機関に分配するという権力分配の原理を背景とする現行ベトナム憲法⁵の下、法解釈権は国会常務委員会の権限とされ

¹ 現福岡地方裁判所判事補。2015年4月（現行プロジェクト開始時）～2017年3月、現行プロジェクト J I C A 長期派遣専門家。

² 前大阪地方裁判所判事補。2017年4月～、現職。

³ 厳密には、フランス統治時代や旧南ベトナム（ベトナム国、ベトナム共和国）では、当時の法体系上での判例は存在していたようであるから、現在の社会主義体制となってからということである。

⁴ 両決議の和訳は、伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」（ICD NEWS 第28号、2006年9月）の添付資料として掲載されている。ICD NEWS のバックナンバーは、法務省法務総合研究所国際協力部ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html）からも閲覧可能である。

⁵ 数度の改正を経ているが、現行憲法は、2013年憲法（2013年11月28日可決、2014年1月1日施行）である。同憲法のほか、本稿で引用するベトナム法規範文書の仮和訳については、「ベトナム六法」を参照されたい。

（<http://www.jicallegalproject.vn/>又は http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html）

ており⁶、裁判所が司法権の行使としてどのような権限を有するのか、「司法」とは何かについて、確固とした理解があるわけではない⁷。また、条文に規定された要件等の表現が曖昧不明確であることが多く「解釈」の余地が広いにもかかわらず、裁判官が、他の裁判所が判断した事例、とりわけ解釈が分かれるような事案に関するSPC裁判官評議会（日本の最高裁判所裁判官会議に相当）の監督審決定を参考にして判断をするということもなかった。そのため、裁判所の判断に安定性がないことが課題と認識されてきた。このような事情がある中で、前記の共産党2005年第48号・第49号決議において法令の統一的な適用を実現するためのツールとして「判例」という単語が登場したことから、判例について、SPCでも継続的に研究が進められてきたものである。

法規本文書として具体的に判例制度ないしそれを示唆するものとして言及されたのは、2013年憲法（現行憲法）及び2014年人民裁判所組織法（62/2014/QH13、2015年6月1日全面施行）であろう⁸。2013年憲法では、裁判所の審理における法令の統一的な適用の保障がSPCの任務とされ（同憲法104条3項）、2014年人民裁判所組織法では、判例の発展、公表がSPC裁判官評議会の任務とされ（同法22条2項c号）たことで、ベトナムの法令上、初めて「判例」という単語が登場するに至る⁹。これを受けて、SPC裁判官評議会は、2015年10月19日に「判例の選定、公布及び適用の手續に関する議決」¹⁰（以下「判例議決」という。）を採択し、同議決は、同年12月16日から施行されるに至った。

2 判例制度の内容

判例議決は、判例制度に関する基本的事項を規定した法規本文書であり、同議決から判例制度の概要をうかがい知ることができる。

（1）判例¹¹の定義

判例議決1条によれば、判例とは、「具体的事件について裁判所の法的効力を有

⁶ 厳密には、憲法、法律及び国会常務委員会令の解释权が国会常務委員会に分配されている（2013年憲法74条2号）。

⁷ 現地活動では、SPCに限らず他のカウンターパートでの議論でも、ある法令の適用場面等の問題になると、「裁判所に決めてもらえばよい」という意見と「裁判所にはその権限（法解釈権限）がないからできない」という意見が出て議論がよくまとまらないという場面にしばしば遭遇する。

⁸ SPCが起草を所管した2014年破産法（51/2014/QH13、2015年1月1日施行）では、破産手続を進行する裁判官の任務として「類似の破産事件における従前の破産解決決定を参考にする」（9条14項）との規定が設けられている。判例という語は用いられてはいないが、ある事件の処理において類似事件を参考にすべきという発想自体、従前のベトナムでは考えられなかったものであり、SPC内での判例に関する当時の方向性がうかがえる。同法の解説については、古庄順「ベトナム新破産法の概要」（ICD NEWS 第61号、2014年9月）を参照されたい。

⁹ 該当箇所（ベトナム六法掲載）を引用すると、「各裁判所が研究し、審理において適用することができるよう、SPC裁判官評議会の監督審決定、各裁判所の法的効力を生じた判決、決定で標準性を有するものを選択し、総括し、判例として発展させて、判例を公表する」とされている。ここからは、判例の性格付けとしてどのようなものを想定しているのかは明らかではない。

¹⁰ 原語題は「Nghị Quyết Về quy trình lựa chọn, công bố và áp dụng án lệ」, 法令番号は03/2015/NQ-HĐTPである。

¹¹ 「判例」は、原語では「án lệ」, 漢越語に置き換えると「案例」となる。

する判決又は決定¹²における立論又は判断で、各裁判所が審理において研究及び適用するため、S P C裁判官評議会に選定され、S P C長官により判例として公布されるものをいう」と定義されている。この定義と前記の2014年人民裁判所組織法の規定を併せ読むと、判例は、①S P C裁判官評議会¹³により選定され、S P C長官により公布されるという手続を経るべきこと、②具体的事件について法的効力を有する判決又は決定における立論又は判断であること、③S P C監督審決定に限らず、下級審裁判所の判決又は決定であっても、判例となり得ること、といった特徴を備えていると理解される。

(2) 判例選定基準

前記(1)で述べたとおり、判例は選定公布手続を経たもののみを指していることになるが、判例議決2条は、判例が満たさなければならない基準として、次の3点を掲げている。

- ① 異なる見解がある法令の規定を明確にするための立論；各争点又は法的事項の分析又は解釈¹⁴及び具体的事件において適用すべき原則、処理の方針又は法令の規範を含むこと。
- ② 標準性を有すること。
- ③ 審理における法令の統一的適用を案内する価値を有し、同様な状況又は法的事項を有する複数の事件が同様に解決されなければならないよう保障すること。

これらの要件について具体的にどのような運用が想定されるのかは判例選定手続の中で議論されるであろうが、要件①は、判例候補たる判決・決定それ自体に一定の法規範が含まれていることを前提とする点で注目される¹⁵。また、要件③は、法の統一的適用の保障というS P Cに課せられた任務に即したものであり、判例制度の意義からしても判例選定の際にも中核的な要件として考慮されるものになると考えられる。

(3) 判例選定及び廃止・変更の手続

判例議決は、判例選定のための手続として、S P Cに加え、最高人民検察院、司法省、ベトナム弁護士連合会、研究者等から構成される諮問評議会の審議を経

¹² 二審制を採用するベトナムでは、第一審判決・決定に対する上訴期間の経過又は第二審判決・決定の時点で「法的効力を生じる」とされるが、法令違反等を理由に監督審により覆される可能性が残されていることから、日本法での「確定」判決とは概念が異なる点は留意されたい。

¹³ S P C裁判官評議会の会合における討論及び採択は、最高人民検察院長官及び司法大臣も参加する責任を負うことから(2014年人民裁判所組織法22条3項)、判例は、ベトナム政府の司法関係部門全体の責任で選定されることとなる。

¹⁴ 原語では「giải thích」であり、2013年憲法上の国会常務委員会に与えられた法令の「解釈」と同一の語が使用されている。

¹⁵ この要件の規定ぶりや、脚注14を踏まえると、具体的事件の解決において法令の解釈に複数の見解があるときは、裁判所は、いずれを採用するのかを判断すべきであり、これを前提として判決・決定を出すべきとされているよううかがえる。

た後、S P C裁判官評議会の議決により選定される旨を規定している（判例議決5条、6条）。また、諮問評議会での審議が行われる前には、ウェブサイトでの意見公募手続が行われ、必要に応じて意見聴取のためのワークショップを開くこともできる¹⁶。さらに、判例議決は、判例変更及び廃止のための手続として、建議に基づき、S P C裁判官評議会の議決及びS P C長官の公布を要するとしている（判例議決9条）。

この手続自体をご覧いただいでわかるように、判例選定手続はかなり「重い」手続となっている。諮問評議会には、前記のとおり、S P Cに限らず、ベトナムにおける司法関係機関の代表者が参加し、判例の選定にはS P C裁判官評議会による議決が要求され、さらには、S P C長官による判例の公布が予定され、しかも公布の日以降になって初めて判例としての効力が生じるという、あたかも一種の法規範文書の定立とも思えるような手続となっている。判例というこれまでにない制度を入れるに当たって司法関係機関のコンセンサスを重視しようという慎重な姿勢であるともいえるし、S P Cのみの判断で選ばせないという意味で、裁判所に対する監督の姿勢の表れともいえる。いずれにしても、判例集に登載する裁判を選定することを目的とする日本の最高裁判所の判例委員会とは異なるものである¹⁷。

（4）判例候補の対象となる判決・決定に下級審裁判所のものも含まれること

判例議決によれば、判例候補の対象となる判決・決定には、S P C裁判官評議会監督審決定のみならず、下級審裁判所（人民裁判所、軍事裁判所）の判決・決定も含まれており、S P C裁判官評議会には、高級人民裁判所並びに軍区及びこれに相当する軍事裁判所レベルでの手続で上程されることとなっている。選定手続を経て選ばれたもののみを判例とする仕組みを採用したため、S P C裁判官評議会監督審決定であっても選定されなければ「判例」とはならない一方、下級審裁判所の判決・決定であっても、選定されれば「判例」となる。

日本における判例の事実上の拘束力の理解からは異質な制度にも思えるが、前記（3）の手続を前提とするならば、選定された判例は、最上級審であるS P Cのお墨付きのある判断であるということになるのであるから、判例に選定された下級審裁判所の判決・決定は、監督審決定等の訴訟法上のルートとは別にS P C裁判官評議会の審理対象とされ、「S P C判例」として司法府としての最終結論が出されたものであると考えることもできよう。

（5）裁判官及び人民参審員に対する拘束力

¹⁶ 判例選定のための意見聴取ワークショップについては、当プロジェクト事務所にも招待状が送られてきており、当職ら裁判官出身専門家を中心に出席している。外国ドナーとしては、当プロジェクトのほか、K O I C A（韓国国際協力団）が現地に派遣している裁判官も招待されている。

¹⁷ 「判例」という言葉は多義的であるが、日本では少なくとも「最高裁判所判例集に登載された裁判」のみを判例として扱うというようなルールはなく、判例集への登載と判例としての価値ないし効力は完全に切り離されている。

判例議決によれば、裁判官及び人民参審員は、類似事件の解決のために判例を研究、適用しなければならないこととされ、適用する場合はその分析内容等を明確にし、適用しない場合には理由を示さなければならないとされている（判例議決8条2項）。

上記の規定の仕方は、裁判官及び人民参審員の職務上の義務として、判例を研究、適用して事件を解決すべきことを定めるにとどまるが、例えば判例の理解及び適用を誤ったとして控訴審や監督審で原判決が違法と判断される可能性はある。判例の拘束力をどのように考えているのかは判例議決からは直ちに明らかではなく、さらなる議論に委ねるほかない¹⁸。

第3 JICAプロジェクトの活動及びそこから浮かび上がった課題等

1 従前の活動状況

従前のプロジェクトの活動¹⁹でも、SPCの要望を受けて、判例に関する講義、研究等の活動が行われてきた。判例については、ことあるごとに現地セミナーでも取り上げられてきたテーマではあるが、ここでは現行のプロジェクトにおける活動及びこれに結び付く従前のいくつかの活動について取り上げたい。

(1) 判例の発展に関する越日共同研究 [法整備支援プロジェクト (フェーズ3)]

法整備支援プロジェクト (フェーズ3) (2003年7月～2007年3月)は、初期の法整備支援である法令起草支援活動に加え、法曹能力強化活動にも力を入れ始めたプロジェクトであり、判決様式の統一化、判決起案マニュアルの作成及び判例情報公開等の裁判官の能力強化や裁判実務の改善に向けられた活動が行われた。

その一環として行われた「判例の発展に関する越日共同研究」は、判例の情報公開を実現する前提として、そもそも判例とはどのようなもので、どのような裁判所の判断が判例となり得るのか、判例制度の導入に法的問題点はないかなどの諸点について共同研究を行い、判例とするにふさわしい監督審決定の例としていくつかのモデル決定書を提案するに至ったものである。

共同研究当時は、現在の判例制度のようにベトナム側で日本側と対比させるような制度自体がなかったことから、英米、欧州、日本等の複数法域での判例の実情を比較しながら、ベトナムでの判例制度の導入の可否についても踏み込み、判

¹⁸ 英米法でのいわゆる先例拘束性の議論では、判例が法規範として後の裁判を拘束することから、後の事件の審理において、その事案が判例の事案が適用されるべき事案なのかどうかという観点から議論されることになる。この議論は、成文法域における判例の機能とは異なるものであって、現行の現地セミナーでは、判例議決の当該規定は、英米法での先例拘束性の議論と混同を起しているのではないかと指摘もあった。

¹⁹ SPCは、「法整備支援プロジェクト (フェーズ2)」(1999年12月～2002年11月)にて初めてJICAプロジェクトのカウンターパート機関となり、以降のプロジェクトで継続して協力関係にある。

例制度が国家制度や憲法上許容されるのかについても理論的な検討が加えられ、ベトナムでの判例導入に向けての基礎研究としてSPCには大きなインパクトを与えたものであった。

(2) 第29回法整備支援訪日研修 [法・司法制度改革支援プロジェクト, 2008年8月18日～29日]

法・司法制度改革支援プロジェクト(2007年4月～2011年3月)では、中央当局(SPC)に対する支援のみならず、実務レベルに直接にアプローチし、実務上の課題等からのフィードバックを意識した法令起草支援及び法曹養成支援に主眼を置いた活動が行われ、パイロット地区として指定されたバクニン省人民裁判所のワーキンググループとの活動が活発に行われた²⁰。

ここでは、前プロジェクトにて行われた共同研究の成果を踏まえ、判例の普及等も実務レベルでの課題の一つとされ、第29回法整備支援訪日研修において日本での判例に関する実務運用等を中心とした研修が実施された。

2 現行プロジェクト

現行プロジェクトでは、PDM²¹上、法の統一的な適用を保障するための判例制度の在り方についての情報収集等が活動内容とされ、SPC関係活動における重要な柱の1つとして各種活動が行われてきている。

(1) 現地セミナー [2015年11月18日～26日]

現行プロジェクトのアドバイザーグループである「裁判実務改善研究会」の村上敬一委員長²²及び湯川亮委員²³が短期専門家として来越し、判例議決の施行を控える中で、同議決が想定するベトナムの判例制度の設計を見据え、法の統一的適用の確保という目的を達するための提言、意見交換等を実施する裁判官向けのセミナーを全国3か所(カントー市、ダナン市、ハノイ市)にて実施した。

このセミナーは、判例議決が公表され、前記のようなベトナム独自の判例制度の概要が明らかとなった後の初めてのJICAプロジェクトでの活動であり、プロジェクト側でも想定する制度の全体像を把握しきれておらず、裁判官らに浸透しているか不明な状況下であったことから、日本側でも制度を分析しつつ、どのような判例であれば使い勝手がよいかを探ることが中心となるものとなった。

村上委員長からは、判例を解釈判例²⁴(特定の法規範文書の条項について、なんらの事実関係を前提とすることなく、単純にその意味内容を明らかにするもの)、

²⁰ 具体的な研修内容については、宮崎朋紀「第29回ベトナム法整備支援研修」(ICD NEWS 第38号, 2009年3月)を参照されたい。

²¹ 公式ウェブサイト (<http://www.jicallegalproject.vn/>) 内の「プロジェクト概要」に掲載されている。

²² 元東京高裁部総括判事

²³ 法務省法務総合研究所国際協力部教官(当時), 現高松地方裁判所判事補。

²⁴ 越語では「án lệ giải thích」(漢越語では、案例解釈)として訳出, 解説している。

準則判例²⁵（重要な事実とその適用結果である法的効果を明らかにするもの）、指針判例²⁶（いわゆる事例判例）という3類型に分類して理解することが提唱され（以下「判例3分類」という。）²⁷、法規範を導き出す前二者のみが拘束力を有すべきではなく、本来、判例として選定されるべき判決・決定は前二者であるべきことや、準則判例がどのような議論を経て準則を導き出しているかなどに関する講義を実施した。

また、村上委員長の講義を前提として、湯川委員からは、日本の最高裁判所判例集における判示事項や判決・決定要旨の記載を紹介し、それらの記載のみから当該裁判例が判例3分類のいずれに該当するか理解できることなどに関する講義を実施した。現地専門家（酒井）からは、SPC監督審決定を素材として²⁸、法規範を導き出すことができるか、できないとするならばどのようなことが書かれていればよいかという点からの講義を実施し²⁹、参加者ととも議論を行った。

（2）現地セミナー〔2016年12月26日～27日〕

前年の現地セミナー（前記(1)）の実施状況を踏まえ、また、選定された判例がどのように運用されていくのか不透明な状況であったことから、判例制度の理解を整理し効果的な判例制度を実現するためには、SPC指導部と直接に議論してプロジェクト側からの助言等を伝える必要を痛感し、村上委員長及び東尾和幸委員³⁰が現状調査を兼ねて来越し、SPC本庁舎（ハノイ市）において、SPC指導部を対象とする現地セミナーを実施した。このセミナーは、グエン・トゥイ・ヒエンSPC副長官が主宰し、監督検査局³¹局長、法制・科学管理局（判例制度の所管部署）判例課関係者等SPC指導部の中核メンバーを集め、率直な意見交換を行うことを意図したものである。

基本となる講義については、前年の現地セミナーでの議論を基礎として村上委員長が行い、制度論を巡る議論のポイントはSPC指導部にも十分にお分かりいただけたと思われるが、選定判例に関する参加者からの発言も、判例制度の実情を示したもので興味深いものであった。例えば、ある参加者（SPC監督検

²⁵ 越語では「án lệ quy phạm」（案例規範）として訳出、解説している。

²⁶ 越語では「án lệ minh họa」（案例明画；例示の意）として訳出、解説している。もっとも、村上委員長は、他二者との違いを明確にするため、「参考判例（案例参考：án lệ tham khảo）」との名称も提唱している。

²⁷ 定義等は必ずしも同一でないが、日本の判例について、同様な分類手法を提唱するものとして、土屋文昭「判例に関する覚書——民事判例の主論を中心として」（東京大学法科大学院ローレビュー第6号、2011年9月）。

²⁸ この現地セミナー実施当時は、当然ながら判例議決は施行されていないことから、SPC監督審決定集から議論がしやすいような決定文をいくつかピックアップした。

²⁹ 村上委員長の講義の中で、前提として、判例となる法規範は、判決・決定文の記載から読み取れない旨の解説があった。

³⁰ 法務省法務総合研究所国際協力部教官

³¹ 監督検査第一局から第三局まで設置されており、各裁判執務についてSPC長官を補佐する組織であるとされる（第一局が刑事及び行政、第二局が民事及び経済、第三局が労働及び家庭・未成年者の各事件を担当）。

査局担当者)は、自らが草稿を起案した監督審決定が判例に選定されたが、起案当時の議論は、事案の妥当な解決を目指していただけて、判例として掲げられた内容は、当時に意識的に議論していたものではなく、判例に選定されている意味戸惑っているという。初回の選定判例はそれまでに存在する判決・決定から選定せざるを得ず、判例を意識していなかったというのは当然であるともいえるが、最上級審であるSPC監督審の審理においても、法解釈としてどの点が争いになっており、それに対してどの見解を採用するのかなどが明示的に意識されていなかったという実情が垣間見えたものであった。また、選定された判例の中には、傍論 (*obiter dictum*) に属すべき内容が判例の内容欄 (判旨) に掲げられているものもあるなどとの指摘もあった。

(3) 判例候補に対する意見聴取セミナー [①2016年3月16日, ②9月14日]³²

前記のとおり、判例議決4条1項によれば、SPC法制・科学管理局は、必要がある場合は、判例候補として提案された判決・決定に対する意見聴取のため、ワークショップを開催することができるとされている。

SPCは、この枠組みで、国内の司法関係機関の関係者、研究者等を集めた意見聴取セミナーを開催しており、現行プロジェクトにも参加招請があったことから³³、裁判官出身専門家を中心として参加してきている。前記のようなベトナムの判例制度の特性上、判例選定の手続中に個々の判例について意見を申し述べることは限界があるが、一般論としてこれまでのJICAプロジェクトの活動で言及されてきた点には言及してきているところである。

(4) 第56回法整備支援訪日研修 [2017年5月22日～6月3日]

前記(2)のセミナーにおいて、ヒエン副長官から判例をテーマとした訪日研修実施の要請を受け、SPCにおいて判例制度の研究及び確立が最大の急務であることから、判例制度をテーマの一つとした訪日研修を実施した³⁴。研修は、SPCの判例に関わる部局の職員等を研修員として迎え、少人数で、選定された各判例の意義を徹底的に議論し、実践的かつ議論を将来に活かせるよう意図して行われた。

研修では、村上委員長及び遠藤賢治委員³⁵を講師とし、3日間にわたり講義及び意見交換が行われた。まず、村上委員長が判例3分類について、遠藤委員がベトナムと日本の判例制度の比較について最高裁判所判例委員会、調査官制度及び判例の公開制度等の説明を踏まえながら講義を行った。続いて、研修員との間で、

³² ①はチュオン・ホア・ビンSPC長官(当時。現政府副首相)が、②はグエン・ホア・ビンSPC長官がそれぞれ自ら主宰しており、判例に対するSPCの力の入れ方は相当なものである。

³³ このセミナーは、SPCが自ら主催したものであって、JICAプロジェクトとしての活動として組織したものではない。

³⁴ 具体的な研修内容については、梅本友美「第56回ベトナム法整備支援研修」(ICD NEWS 第72号, 2017年9月)を参照されたい。

³⁵ 元京都家庭裁判所長, 早稲田大学名誉教授

選定された各判例がどのような法的問題を解決したのか、拘束力の範囲、他の事案への各判例の適用可能性、判例3分類を基にした各判例の適格性等について議論を行った。議論では、研修員から、各判例について、実務上行われていたことのルールを示した準則判例である、類似事件があり各裁判所で判断が分かれていたためSPCが指導的な観点から判例として選出したと考えられるなどといった意見や、拘束力の範囲を考察して判例要旨の在り方³⁶にも言及するなど深い議論が行われた。

議論を通じて、研修員間でも、各判例がどの分類に該当するか、判例が設定した準則は何であるか等について意見が分かれた。これらの具体的な議論を通じて、選定された判例の現状と課題及び対応策等が徐々に明らかになってきたように思われる。

(5) 現地セミナー [2017年6月26日, 27日, 7月6日, 7日, 10日, 11日]

訪日研修実施後、研修結果を各地の裁判官と共有することを目的に、セミナーを全国3か所（トゥアティエン＝フエ省、カントー市、タイグエン省）にて実施した。セミナーでは、訪日研修団長のゴ・クオンSPC国際協力局局長が、日本を含む諸外国とベトナムの判例制度の相違点、訪日研修で得られた知見をもとに選定された判例に対する問題点等を発表した。もっとも、判例制度に対する理解の程度に個人差があることがうかがわれ、今後も継続した普及活動が必要であることがうかがわれた。

(6) 現地セミナー [2017年9月26日～30日]

SPCがカウンターパートとなってから長年にわたりSPC側のJICAプロジェクトの責任者を務め、前記の共同研究でもSPC側を主宰するなど特に判例制度の研究に尽力したゴ・クオンSPC国際協力局局長が定年退官を迎えるにあたり、村上委員長及び遠藤委員が来越し、これまでの助言等を総括し、判例制度発展のための提言を行うために裁判官及び裁判所職員向けの現地セミナーを全国2か所（ハノイ市及びトゥアティエン＝フエ省）にて実施した。

セミナーでは、村上委員長からは、成文法主義を採用する国においては、解釈判例が判例であることが本来主流であり、法解釈の統一には、解釈判例が直接的かつ実効的な役割を果たすことができること、また、解釈判例は、裁判官が具体的事実関係に依拠することなく、当該法令が問題となる限り当該判例のとおり解釈して適用すればよく、他方で、準則判例は判決・決定文から準則を見出すという運用上困難な作業を伴うことから、解釈判例を中心に選定することが望ましい

³⁶ 判例議決によれば、判例は、判例において解決された法的問題に関するキーワード（判例議決7条2項c号）、また、判例において解決された審理の案内の価値を有する法的問題も含まなければならない（判例議決7条2項d号）とされ、判示事項及び判例要旨に類する記載を要する。

旨の提言があった。また、遠藤委員からは、判例の拘束力の客観的範囲、判例の拘束力の発生時期について講義を受け、判例・決定の書式や判例の量及び周知方法等についての提言があった。

参加者からは、今後は、制度導入後の判決・決定が判例となり、今までの議論を踏まえた判例が出てくるだろうという意見が述べられた。他方で、現状では判例を適用したことがない参加者もあり、SPCが判例の選定、拘束力の範囲や準則等の適確な明示についての課題に取り組み、判例制度を現場により浸透させていくことが必要のように思われた。セミナーに出席したグエン・チ・トゥエSPC副長官³⁷からは、日本側からの助言等を制度の構築に役立てたい旨の発言もあり、今後、SPCがどのように課題に取り組んでいくかが注目される。

第4 展望

1 判例とするにふさわしい判決・決定の在り方

ベトナムの判例制度の下で新たな判例を次々に選定、公布していくためには、その素材となる選定基準を満たす判決・決定が存在しなければならない。

法の統一的適用の保障を図るという観点からは、解釈判例及び準則判例が重要であることはいうまでもない。解釈判例及び準則判例は、議論が分かれるような特定の法的論点について裁判所としての一定の法規範を示すものであり、以後の裁判においてそれに従うことで司法判断の安定性が図られることになるし、立法機関（国会）は判例が不当であるとするのであればそれを覆す内容を明示して新たに立法措置をとることができるのであるから³⁸、間接的に的確な立法を促す点でも法規範の透明性を確保することにもつながる。

しかしながら、既に選定された判例を概観しても、いわゆる判例の規範、判例の射程といったものが判決・決定書そのものから容易に理解できるものではなく、判決書等で判旨を明確にすることが意識されていないように見受けられる。現時点での判例の供給源となる判決・決定は、判例として後に通用する可能性を考えずに作成されたものであってやむを得ない面もあるが、射程がはっきりしない判決・決定を判例に選定することは、かえって法令の統一的適用を混乱させる可能性もある。諮問評議会やSPC裁判官評議会においては、判例の選定にあたって、判例3分類を意識しつつ、その判例のどの部分をどのような規範として通用させるべきなのかを慎重に検討して選定し、公布の際には、判旨としてその規範をできるだけ明示するような運用上の工夫も求められよう。

2 判例制度を運用する人材育成の方向性

³⁷ 前記1(2)の第29回訪日研修にも参加し（当時は、バクニン省人民裁判所長官）、JICAプロジェクトにおける判例に関する活動には深く関与している。

³⁸ 裏からみれば、最終的な法令解釈権が国会常務委員会にあるのであれば、裁判所が積極的に法解釈を示すことが直ちに憲法違反とはならないはずである。

判例とするにふさわしい判決・決定が現状では乏しいとすると、そのような判決・決定をどのように作成すべきかという次の課題が浮上してくることになる。これまでのJICAプロジェクトでも裁判官等の能力強化支援活動は継続して行われてきており、判決書標準化に関する支援も行われたことがあるが、判例制度が具体化した現在、判例を意識した判決・決定の作成にも目を向ける必要がある。共同研究でのモデル決定書もその検討材料の一つとして活用することが期待されよう。

加えて、ふさわしい判決・決定の在り方を考えるにあたっては、法学研究の在り方等も考える必要があると思われる。ベトナムにおいては、従来、裁判所の判決・決定が研究対象になることはなく、また、実務家も過去の事例を参考にすることもなかった。もっとも、判例制度導入以降、公布された判例に対する批評等が「人民裁判所雑誌」に掲載されることがあるなど³⁹、判決・決定を対象とした議論が始まりつつある。現在、特定の類型を除いた全判決・決定をインターネット上で公開する制度⁴⁰が始まり、今後は研究者が判決・決定を研究対象として取り込むことが期待され、また、判例ではないものの事件の解決に過去の事例を参考にし、事例分析や解説をするような実務家も現れる可能性もある。判決・決定が批判を含めた自由な議論のもとで検討される対象となること、そして、そういった議論を踏まえてそもそもの判例候補となり得る事件を慎重に処理していくことは、今後の判例の発展のためには必要不可欠であるように思われる。

3 判例制度自体の在り方

一般に、判例制度を巡る議論は、一言で言えば司法府（とりわけ最高裁判所）がした判断について後に裁判を行う裁判所がどう対処すべきかということに尽きるが、それは、国家機構内での裁判所の位置付け、立法府との関係、裁判所の権限（とりわけ法解釈権限）、裁判の効力が及ぶ主観的客観的範囲等と密接に関連してくることになる。そのため、安定した判例制度を構築するには、どういう判例制度を作るべきかという議論の前提として、まず、どのような判例制度が理論上可能なのかという観点からの議論が不可欠であるように思われる。この点の検討が行われずに裁判所の権限の外延が曖昧のままでは、判例にふさわしい判決・決定がどのようなものを具体化することもできないであろう。

共同研究は、このような視点、すなわちベトナムの国家体制下でも判例制度の導入が可能であるかどうかという視点からの検討を加えているが、現行のベトナムの判例制度について制度立案者がどのような検討を行ったのかは明らかではない。現行の判例制度がどのような理解の下で国家体制内に位置付けられるべきかについては、検証しておく必要がある。

³⁹ Đỗ Văn Đại.(2016)'Nhận diện giá trị của các nội dung trong quyết định tạo lập án lệ' (Recognizing the value of contents in the case law-making decision),*Tạp Chí Tòa án nhân dân*,12,44-48.;Đỗ Văn Đại.(2017)' Lãi Chậm trả tiền trong án lệ năm 2016' (Late payment interest rate in precedent of 2016),*Tạp Chí Tòa án nhân dân*,1,5-12.

⁴⁰ 「裁判所のポータルサイト上における判例及び決定の公表に関する議決」(03/2017/NQ-HĐTP, 2017年7月1日施行)

第5 最後に

2017年9月、グエン・ホア・ビンSPC長官が訪日して関係各機関を表敬訪問した際、各訪問先の機関から、ベトナムにおいて判例制度を導入したことを評価する発言があった。これに対して、長官は、判例制度を発展させることはSPC及び裁判官の責務である旨述べ、判例制度に対するSPCの意気込みが感じられた。

判例制度の安定的運用は、法の統一的適用の保障という目下の課題のみならず、裁判の予測可能性、透明性や平等性の確保、司法への信頼向上につながり、ひいては法の支配の実現・強化へとつながる第一歩となることは間違いない。もっとも、判例制度の導入をきっかけとして、SPCは、そもそも司法権とは何なのか、裁判所の権限はどこまで及ぶのかというこれまでベトナムでも曖昧にされてきた点について正面から向き合う必要が出てきているように思われ、この議論を避けて通ることはできないであろう。

ベトナム側での更なる議論の深化に期待するとともに、拙稿が、ベトナム法に関心を有する日越双方の実務家、研究者の皆様のご理解の一助となれば幸いである。

カンボジア王国における不動産登記制度と実情

カンボジア王国 国土管理都市計画建設省
リーガルアドバイザー 司法書士 金 武 絵美子

1. はじめに

カンボジア王国の不動産登記制度，特に権利に関する登記制度に関しては，民法，民事訴訟法他関連法と同様に日本が支援してその根拠法令（民法関連不動産登記共同省令，民事訴訟法関連不動産登記共同省令）を起草した。当職は，JICA専門家であった3年間（2010年4月～2013年4月），当該二つの不動産登記根拠法令の起草支援に携わったのだが，その縁で，国土管理都市計画建設省（以下，国土省という）と日本司法書士会連合会との間で協力覚書が締結され，これに基づいて同省のリーガルアドバイザーに就任し，現在も同省において活動している。

本稿では，カンボジア王国における不動産登記制度のご紹介と，実際の実務現場の状況をご紹介させていただこうと思う。

2. カンボジア王国不動産登記制度

本制度に関しては，おそらく今までに何人かの方々の寄稿がなされているかと推察されるので，本稿では制度については簡潔にし，条文起草の経緯を少しご紹介させていただくこととしたい。なお，以下，民法関連不動産登記共同省令は共同省令30号，民事訴訟法関連不動産登記共同省令は共同省令59号と省略させていただく。

(1) 登記の対象となる物及び物権等

カンボジアで登記の対象となる“物”は，土地，区分建物，建物¹である。また，登記の対象となる物権は，所有権，特別占有権²，永借権，用益権，地役権，先取特権，不動産質権，抵当権，根抵当権である。合意に基づく所有権移転，及び特別占有権の移転を除くこれらの物権の設定，移転及び変更はその旨の登記を行わなければ第三者に対抗できない点では日本と同様である（民法第134条1項）。合意に基づく所有権移転及び特別占有権移転は，公正証書³によって契約書を作成し，かつ，登記を行わなければその効力を生じないと規定されている（民法第336条2項，第135条）。

¹ ある一時期，プノンペンのみ建物登記が行われた。

² 特別占有権とは，システムチックレジストレーション以外の方法により登記された土地に付与される権利。民法適用法第14条1項により，その性質に反しない限り所有権とみなして民法の規定を適用するとされている。

³ カンボジアでは従来より土地法第65条，内務省と国土省との共同省令（2005年9月発令）に基づいて登記申請に利用する売買や贈与契約書等にコミュニン長等の認証を受ける取り扱いを行っていた。

(2) 登記管轄

カンボジアでは不動産登記を管轄する地籍管理所が、セントラル（国土省）、キャピタル/プロビンシャル（都・州）、ムニシパル/ディストリクト/カン（市・郡・区）の三つのレベルで存在する。セントラルはカンボジア全土の不動産登記を管轄し、他の二つはそれぞれの行政区画内に所在する不動産登記を管轄する。これら三つのレベルで保管する登記簿には基本的には同じ情報が記載されている⁴。なお、2017年10月現在、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所は25箇所、ムニシパル/ディストリクト/カン地籍管理所は194箇所設置されている。

日本においては登記申請受付と登記実行の管轄は同一法務局である。しかしカンボジアにおいては、権利の登記の登記申請は、対象不動産を管轄するムニシパル/ディストリクト/カン地籍管理所もしくはキャピタル/プロビンシャル地籍管理所に対して行うことができる。そして、ムニシパル/ディストリクト/カン地籍管理所は、受付けた登記申請書及び添付書類を遅滞なくキャピタル/プロビンシャル地籍管理所に送付することとなっている（共同省令30号第5条1項）。

一方、不動産上の物権の登記管轄は、不動産が所在するキャピタル/プロビンシャル地籍管理所である（同共同省令第5条2項）。つまり不動産が所在するキャピタル/プロビンシャル地籍管理所の登記簿が原本⁵となる。登記申請書の受付機関が二つのレベルにまたがっているため、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所は、自身が直接受領した登記申請書や登記嘱託書、ムニシパル/ディストリクト/カン地籍管理所からの送付を受けた登記申請書を受領した順に受付番号を付さなくてはならない（同共同省令第7条）。

この登記申請書の受付機関と登記管轄、そして登記の順序に関する条文起草時には、国土省側と専門家（当職と原田政佳弁護士）・司法省側との間でかなりの攻防が繰り広げられた。当初、専門家・司法省の案では、登記管轄及び受付機関はキャピタル/プロビンシャルレベルとしていた。これは受付機関が一つでないと登記申請書の受付順序が不明になるとの理由からである。我々がキャピタル/プロビンシャルレベルを受付機関として選択したのは、裁判所からの登記嘱託書がキャピタル/プロビンシャルレベルに送付されているからであった。これに対し、国土省側は、受付機関は絶対に二つのレベルとするべきだと主張し、その理由として、①地方の州では、プロビンシャルレベルの地籍管理所が遠すぎる国民が多数存在する。②現状、ムニシパル/ディストリクト/カン地籍管理所において登記申請書を受付しているため、彼らから既存の権限を取り上げることはできない。③ムニシパル/ディストリクト/カン地籍管理所の登記官に対して多くの国民が登記申請書や売買契約書の作成を依頼しているため、同レベルに受付管轄がないとなると、登記官の威厳に関

⁴ キャピタル/プロビンシャルレベルでの登記完了後、登記した情報が他の二つのレベルに送付されるが、送付が遅れたり、特に中央レベルでは全国からの情報が集まるために登記簿への記載が追いつかないなどの理由で必ずしも三つのレベルで同じ情報が登記簿に記載されているとは限らない。

⁵ キャピタル/プロビンシャル地籍管理所で保管する登記簿に記入された時点で登記がなされたこととなり、対抗要件ないし効力要件を具備する。

わるし、モチベーションも損なわれる。④共同省令59号第4条との整合性が取れない⁶等が挙げられた。また、国土省側は、この二つのレベルで受付した順序に優劣はつけられない、地籍管理所が登記申請の受付を行なっている以上、国民はその受付の時点で自分の権利が保全されたと考えるし、土地の分筆などはムニシパル/ディストリクト/カン地籍管理所がまず調査する管轄権を持つ。とも主張し、キャピタル/プロビンシャルレベルを管轄登記所と規定することにも難色を示した。

しかしながら、二つのレベルの各々の受付順序に優劣がつけられないとなると、同一不動産に対して同時に各々のレベルで異なる登記が申請された場合に、どちらを優先するか等の問題が発生するため、この点はどうしても明確にする必要があると説得した⁷。結果、キャピタル/プロビンシャルレベル地籍管理所から遠方に居住する国民や、現状の登記実務への配慮から、登記申請は二つのレベルで受領するが、「不動産上の物権の」（これをわざわざ記載したのは、分筆や合筆などは別なので、既存の権限を奪うものではないというニュアンスを出そうという目的であった）登記管轄はキャピタル/プロビンシャルレベルとするので、キャピタル/プロビンシャルレベル地籍管理所は、自身が直接受領した登記申請書や登記嘱託書、ムニシパル/ディストリクト/カン地籍管理所からの送付を受けた登記申請書を受領した順に受付番号を付す。という条文の書き振りとなったのである⁸。

なお、受付簿に関しては、当時の実務では裁判所からの書面（登記嘱託書に該当）だけが別の受付簿に記載されており、その他の地籍管理所に対する申請（建設許可や登記申請など）は全て同一の受付簿であったため、これに関しても、不動産上の物権の登記申請に関しては、他の受付簿と分けて作成するよう規定した⁹。参考までにこれらに関する条文を以下に記載する。

第5条 管轄機関

1. 本省令において、不動産上の物権の登記申請の受付管轄機関は、不動産が所在する、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所、及びムニシパル/ディストリクト/カンの地

⁶ 共同省令59号第4条では、判決等に基づく登記について、セントラル、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所、及びムニシパル/ディストリクト/カンの地籍管理所へ登記申請すると規定しているが、当職としてはこの条文も変更したかった。しかしながら、当職着任時に既に同共同省令の司法省案がほぼ出来上がっていたこと、当時はまだ起草班メンバーとの信頼関係が構築されておらず、メンバーが条文変更を極端に嫌ったことから、毒にならない部分はそのままとし、共同省令30号において修正を図ろうとしていた。

⁷ 当初、起草班のメンバーたちは、「同一不動産に対して裁判所からの嘱託書と一般の登記申請が同じタイミングで競合した場合は裁判所からの嘱託書を優先する。」と話していたため、この考え方を変えてもらうべく説明し、メンバーの納得を得て第7条2文の規定を置いた。

⁸ こういう事情もあり、共同省令30号の登記申請書サンプルを作成する際、ムニシパル/ディストリクト/カン地籍管理所へ登記申請を行うと、受付順序が遅くなるので、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所へ登記申請することが望ましい旨の注意書きを付すこととした。

⁹ 正確を期すなら受付簿に関しては、「不動産上の物権の登記申請及び登記嘱託書にかかる受付簿を他の受付簿と分けて作成しなくてはならない」と規定した方が良かったと思う。幸いなことに、現在、実務では登記申請書と登記嘱託書が同じ受付簿に記載されている。これは国土省側起草メンバーが条文の趣旨を理解して地籍管理所へ指示を出してくれたからである。

籍管理所とする。

キャピタル/プロビンシャル地籍管理所、及びムニシパル/ディストリクト/カンの地籍管理所は、不動産上の物権の登記申請にかかる受付簿を他の受付簿と分けて作成しなくてはならない。

不動産上の物権の登記申請書を受領した、ムニシパル/ディストリクト/カンの地籍管理所は、その申請書と関連書類を遅滞なく、不動産が所在する、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所に送付しなくてはならない。

2. 本省令において、不動産上の物権の登記管轄機関は、不動産が所在する、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所とする。

第7条 登記の順序

不動産上の物権に関して登記管轄権を有するキャピタル/プロビンシャル地籍管理所は、直接受領した登記申請書、又はムニシパル/ディストリクト/カンの地籍管理所から受領した登記申請書、又は裁判所、他の公的機関から受領した登記嘱託書について、受付の順番で番号を付すこととする。

同一不動産に複数の登記申請がなされた時は、不動産上の物権に関して登記管轄権を有するキャピタル/プロビンシャル地籍管理所は、登記申請書および裁判所、他の公的機関から直接受領した嘱託書の受付番号、受付日付に従って登記しなければならない。

(3) 登記簿の種類等

土地に関する登記簿として、所有権登記簿、特別占有権登記簿、永借権登記簿（長期賃貸借権登記簿）¹⁰が存在する。用益権登記簿も作成されることとなっているのであるが（共同省令30号第89条）、未だかつて当該権利に関する登記申請がなされたことがないこともあり、当該登記簿は作成されていない。

地役権は要役地、承役地の土地登記簿に記載されるため独自の登記簿はない（共同省令30号第86条、第89条）。

抵当権などの担保物権については、起草中に国土省側から独自の登記簿を作成したいとの申入れがあったが、申入れのあった時点で共同省令59号が完成間近であり、かつ早期発令の必要があったこと、また一覽性に欠けることから、見送った経緯がある。

上記の他、建物登記簿¹¹、区分建物登記簿、そして、土地法23条ないし28条に規定する先住民に関する登記簿、土地法49条で規定されている経済コンセッション登記簿も存在する。

¹⁰ 土地法上に規定のあった長期賃貸借権は民法適用法第38条によって永借権とみなされた。しかしながら登記簿自体はまだ長期賃貸借権登記簿というタイトルである（まだ空白のページが残っているため）。

¹¹ 共同省令30号は民法関連の共同省令であるため、民法上、独立の権利の対象とされていない建物に関しては対象として明記していないが、実務上、建物取引は土地取引と同様に民法を適用しており、建物登記簿への記載方法も同共同省令を適用している。

なお、すべての登記簿は大福帳形式で、一部分を除いてすべて手書きで登記事項を記入する。

また、全種類の登記簿に各々対応する権利証が発行されている。

3. 現在の登記実務の実情

当職が常日頃訪れているのはプノンペン地籍管理所である。プノンペン地籍管理所の後続登記の登記部門では約50名の登記官が業務を行っており、2016年には約25,000件の登記を実行している。登記官は、各カン¹²別に担当を割り振られており、登記申請書のチェック、添付書類の確認、場合によっては現地調査へ行き、その後、登記簿に登記事項を記入、それと同じ情報を権利証にも記入し、セントラル地籍管理所、及びムニシパル/ディストリクト/カンの地籍管理所へ送付する書類も作成しなくてはならない。これらはすべて手書きである。また、システムチックレジストレーションに基づく登記が行われた土地の後続登記については、データの入力も行わなくてはならないため、膨大な時間がかかっている。登記官たちは常に業務に精励しているが、上記に述べるような煩雑な手続きのため、法令に規定されている期間¹³に登記を終了させることが困難となっている。そもそも、共同省令30号、59号を起草中、登記事項を記載する欄が狭いので、登記実行を文章で行わずに登記事項だけを記載した方が良いと繰り返しアドバイスしたのであるが、従来の方法を継続したいという意向が強かったため、メンバーの意見に従った。その後、国土省に移ってから、国土省に対して、定型部分についてはスタンプを使用するなどの方法をとることが合理的であるとのアドバイスを行なったところ、およそ2年後にプノンペン地籍管理所において、作業の簡略化とミスの防止を目的として登記事項の定型部分のスタンプを作成して使用するようになった。これにより作業効率はかなり向上したが、何分、作業手順が多いので、現在はこの作業手順を見直した方が良いのではないかという議論が起こっている。なお、プノンペンで使用を開始したスタンプ方式は、他の地籍管理所においても追随する動きがある。

なお、カンボジアではまだ未登記の土地が存在するため、初期登記と登記簿が起こされた後の後続登記とが並行して実施されている。

(1) 初期登記

初期登記とは日本でいう所有権保存登記である。システムチックレジストレーション手続き、スポラディックレジストレーション手続きに基づいて登記簿が起こされる。カンボジアではポルポト政権及びそれに続く内戦の中で登記簿が失われたため、1992年土地法第1条、2001年土地法第7条において、1979年以前の不動産所有権を認めないとの規定を置き、一から測量を開始して登記簿の作成を開始した。

¹² プノンペンでは12のカン地籍管理所が存在する。

¹³ 所有権移転に要する期間は15日～20日、担保権設定の場合は、3日～5日と規定されている。

システムチックレジストレーションは、州知事や市長が登記の対象地域を決定し、航空写真を使って対象地域の土地の形状を地図に落とし込む（日本の公図のようなものを作成）。そして、地籍管理所のスタッフが現地を測量・調査した結果を公図と共に15日間公示したのちに、所有権権利証を発行するシステムであり、スボラディックレジストレーションは、自身の土地を登記したい者が個別に申請する。申請書受領後に地籍管理所のスタッフが現地の測量、調査を行い、15日間の公示を行うなどシステムチック同様の手続きを経て、主に特別占有権権利証を発行する（場合によって、所有権権利証を発行することもある）。

国土省によると、2017年9月末現在で、国土の約65%が登記され¹⁴、合計で約460万件の権利証が発行されたとのことである。国土省は、2023年までに国土の100%を登記することを目標としている。

(2) 後続登記（民法関連登記）

プノンペン地籍管理所が2016年に取り扱った登記申請のうち、所有権移転に関する申請が約13,500件、担保権設定が約11,500件¹⁵、永借権設定は約20件である。

登記申請書に関しては、起草班会合において作成した申請書サンプルを使用しているケースが多いが、正しく申請書を作成できているかという点必ずしもそうではない。例えば、サンプルと同じ書式を使用し、登記権利者や義務者の氏名等は記載されているが、登記の目的、原因の記載がない。抵当権設定登記申請書とのタイトルだが、登記の目的は質権設定である。根抵当権設定登記申請書だが、どの権利への設定（カンボジアでは永借権や用益権も抵当権の対象となる）かの明記がない。等である。本来は、登記申請書と添付書類の内容に齟齬があった場合、補正を命じなくてはならないのであるが（共同省令30号第9条1項）、それを行わず、登記官は添付書類によって登記申請の目的を判断している。その理由として、齟齬のある登記申請書がほとんどであるため補正を命じると手間がかかること、登記官においてまだ共同省令30号の趣旨を理解していないためだと思われる。

添付書類たる契約書等の内容については問題が多数見られ、銀行、マイクロファイナンス、弁護士、企業等において民法の理解が不十分であることが窺える。これらを審査する立場の登記官の民法理解度もまだまだ不十分のため、理解度を上げる方法を検討中である。

(3) 後続登記（民事訴訟法関連登記）

プノンペン地籍管理所が2016年に取り扱った民事訴訟法関連の登記件数は、約1000件である。登記申請書や嘱託書に関しては、ほぼ、共同省令59号に則っていないのが残念である。保全処分に関しては、相変わらず仮差押えなのか処分禁止の仮処分なのか不明であるため、登記簿には「保全処分」と記入されている。また、判決に基づく登記申

¹⁴ カンボジア全土で700万筆存在するとの概算からはじき出された数字。

¹⁵ 起草中にメンバーが理解するのに時間のかかった根抵当権についても約70件ほど登記申請がなされている。

請は、勝訴当事者からの単独申請で行われるはずであるが、裁判所から判決を添付して嘱託書が送付される例もある。

なお、不動産に関する判決はすべて確認判決（執行文付）であり、給付判決は見たことがない。つまり、裁判官において確認判決と給付判決の区別がついていないと思われる。当職において、判決に基づく登記申請に添付される判決は、登記手続きを命じる給付判決でなくてはならないと教えている。そのため、確認判決を添付しての登記申請に対しては、国土省としては、「確認判決では登記をすることができない」旨を裁判所、申請人に通知しているものの、最終的には登記実行をしてしまっていることが多い¹⁶。

誤った保全処分の登記嘱託書や、確認判決を添付しての登記申請の取り扱いなど、民事訴訟法に関する問題は多い¹⁷。これから発出される登記嘱託書は共同省令59号に則ること、判決については給付判決がなされることを期待する。なお、すでに出されてしまった確認判決に基づく登記申請で、まだ登記のなされていないものにつき、どのように取り扱うべきか検討する必要がある。

(4) プノンペン地籍管理所における登記申請手続概要（売買の事例）¹⁸

登記申請の前提として、売買契約書を作成後、公証人、公証人事務取扱者、コミュニケーション長のいずれかより認証を取得する。

1. 地籍管理所へ、①登記申請書（2部） ②認証済みの売買契約書（4部）
③権利者義務者のIDコピー（指印押印の上、コミュニケーション長の認証済みのもの）4部
④権利証原本等の必要書類を提出
2. 地籍管理所において受付後、登記手数料を納付する。
3. 地籍管理所による一時チェックののち、移転税の算出のため、登記申請書一式は租税総局へ移送される。
4. 税務署から移転税の連絡があったら、それを支払う。
5. 税務署が移転税のレシート等を添付した登記申請書類一式を地籍管理所へ移送する。
6. 担当登記官等において書類確認の後、登記実行手続きに入る。
7. 地籍管理所より登記完了の連絡が入ったら、権利証を受領に赴く。

上記に加え、測量等の必要がある場合には、現地調査を行い、また、新規の権利証発行の必要がある場合には、プノンペン都へ書類が移送される。

¹⁶ カンボジア刑法第520条に、公務員が自己の職務を行うにおいて、司法当局の決定、判決等を執行しない場合には罰金刑を科す旨の規定がある。この条文を登記官が共同省令30号に則って行う処分（補正、却下）に適用する裁判官がほとんどである。そのため、地籍管理所長が刑事手続のために裁判所に召喚されるなど不適切な扱いを受けている。これを恐れ、特に地方の地籍管理所においては、裁判所からの嘱託書に誤りがあっても登記実行してしまう例が多い。

¹⁷ そもそも、不動産の特定がなされていない判決、決定も存在する。

¹⁸ 2017年10月現在の取り扱い。これまで度々変更されている。

カンボジアの司法 ～始審裁判所～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

1 はじめに

前号までは、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実の問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしてきた。

今号のテーマは、少し趣を変えて、司法の担い手である「裁判所」とした。特に、第一審を担当する「始審裁判所」（日本の地方裁判所に相当）に焦点を当ててみたい。カンボジアの司法の実情を考える上で、始審裁判所に関する実務的な基礎情報を概観することは、有益であると考えたので、取り上げる次第である。

なお、本稿で言及している各種データは、特に明記していない限り、2017年6月末現在のものである¹。

2 始審裁判所の所在地

カンボジアの面積は、約18万1,000 km²で、日本の都道府県に相当する「州」²（合計24州）と「都」（プノンペン）から成り立っている。カンボジアの人口は、約1,500万人である³。

カンボジアの始審裁判所は、基本的に、各州の州都に1か所ずつ設置され、合計24か所ある。唯一、裁判所が設置されていないのは、州面積が狭く、人口も少ないケップ州である。ケップ州の事件は、隣接するカンポット州の始審裁判所の管轄となっている。日本と異なり、各州には、裁判所の支部は存在せず、家庭裁判所や簡易裁判所も存在しない。

なお、控訴裁判所及び最高裁判所は、いずれも全国に1か所ずつで、プノンペンにのみ設置されている。

プノンペンから各始審裁判所がある州都までは、通常、車で移動するが、いずれも舗装された幹線道路（国道）がほぼ整備されている。ただし、片側1車線かつ中央分離帯未設置などの区間も多く、必ずしも高速走行に適しているわけではない。各州とも、州内の道路は、必ずしも舗装されておらず、赤土がむき出しの凸凹路も多いため、雨季になると、冠水や泥濘等で通行が著しく困難になる。

¹ 各種データについては、公表されている客観的資料や複数の関係者への聞き取りなどによって正確性を担保しているが、諸般の事情から、詳細には言及できない点があることについては、ご容赦願いたい。

本文中に列記するカンボジア法の条文については、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html に掲載されているので、参照されたい。

² 州名の表記は、クメール語のスペリングや発音に合わせるのが望ましいが、既に慣行的な表記が定着しているため、原則としてそれに従った。各州の位置は、総務省統計局のホームページ http://www.stat.go.jp/info/meetings/cambodia/cies_bnd.htm を参照されたい。

³ 日本の面積は約37万8,000 km²（2016年、国土地理院）、日本の人口は約1億2,700万人（2015年、総務省統計局）。

プノンペンから各州都までの所要時間は、最も遠いラタナキリ州までは片道約8時間半かかる。その他でも、所要時間が5時間を超える州が多い。そのため、上訴や裁判所職員の業務出張等で、控訴裁判所や最高裁判所に行く場合、日帰りでの移動が難しい。

以上のような道路事情に加え、後述のように本人訴訟が多い現状からすると、プノンペンから離れた地域に住む当事者にとっては、裁判期日ごとに遠方へ通う困難さから、上訴を躊躇する事案があるのではないかと憂慮される。

3 始審裁判所の法廷

始審裁判所の建物は、新旧様々であり、デザインも多様である（後掲写真参照）。内戦前の建物が残っている始審裁判所もあるが、約3分の2の始審裁判所は、2000年以降に建築されている。もっとも、事件数の増加等に伴い、現状の執務スペースが手狭になっているため、新しい法廷を含む新館の建設を進めている始審裁判所もある。

各始審裁判所の法廷数は、プノンペンのみ6か所であるが、その他は、1～3か所である。法廷は、民事・刑事で専用化せず、適宜、共用している。後述の事件数からすると、プノンペン始審裁判所の6か所も多いとは言い難い。

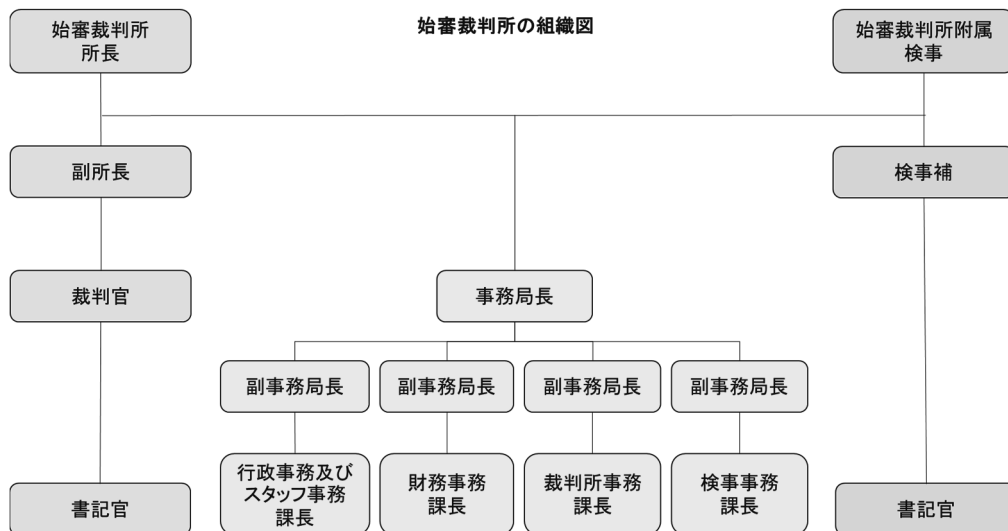
法廷内の配置は、日本とほぼ同じであり、正面に裁判官席、両脇に当事者席がある。正面に向かって、左側が原告（民事）又は検察官（刑事）席、右側が被告（民事）又は弁護人（刑事）席の場合が多い。フロアの中央には、被告人（刑事）又は証言席があり、その後方が傍聴席である。

裁判官席は、当事者席よりも高い位置にあり、日本と異なり、当事者席も、通常の床より高い位置にあるところが多い。証言席は、通常の床と同じ高さである。

この他、未成年者保護等のため、法廷内にテレビ（別室と接続している）や衝立がある始審裁判所も多い。また、裁判官席の背後には、国王の肖像写真などが掲示されている。

4 始審裁判所の組織構成

始審裁判所の組織は、裁判所構成法にも規定されており、「裁判所」「検察庁」「事務局」に分かれている。基本的には、以下の図のような組織構成である。



筆者作成

(1) 裁判所

裁判所は、所長、副所長（いずれも裁判官）、裁判官、裁判所書記官によって構成されている。日本の地方裁判所の所長と異なり、始審裁判所の所長及び副所長は、裁判を担当する。また、日本と異なり、裁判官は、民事・刑事で専門化しておらず、民事保全、強制執行等も含め、あらゆる種類の受理事件を担当する⁴。

(2) 検察庁

検察庁は、検事（日本の検事正に相当）、検事補（日本の検事に相当）、検察庁書記官（日本の検察事務官に相当）によって構成されている。日本と異なり、検察庁は、裁判所に付属する組織という位置付けである（裁判所構成法8条、第2章表題）⁵ ため、検察庁は、独立した庁舎ではなく、裁判所の敷地内にある。

なお、カンボジアの刑事法制は、旧宗主国フランスの支援によって整備され、その内容もフランス法の影響を受けているため、日本法とは大きく異なっている。

(3) 事務局

事務局は、事務局長、副事務局長、事務局公務員、契約スタッフによって構成されている。日本と異なり、事務局は、裁判所及び検察庁双方の事務を担当しており、司法省の管轄下にある（裁判所構成法10条、11条）。事務局の部署は、行政事務及びスタッフ事務課（司法行政や職員に関する事項等を所掌）、財務事務課（予算に関する事項等を所掌）、裁判所事務課（裁判所に関する事項等を所掌）、検事事務課（検察庁に関する事項等を所掌）という4つに分かれている。

(4) 人数

⁴ 法律上では、始審裁判所は、民事・刑事・商事・労働の各専門裁判所に分かれることになっている（裁判所構成法14条）。

⁵ 実際、各始審裁判所の看板には、クメール語で「〇〇州始審裁判所及び〇〇州始審裁判所附属検察庁」と記載されている。

始審裁判所全体での職員数は、裁判官（所長を含む）約210名、検察官（検事補を含む）約130名、書記官（検察庁を含む）約650名、事務局公務員（事務局長を含む）約370名である。首都プノンペン及びその周辺州、国際観光地がある州（シエムリアップ州、シハヌークビル州など）、国内の地域経済中心地がある州（バンテアイミエンチェイ州、バタンバン州など）の始審裁判所には、比較的多くの人員が配置されている。

もともと、正規職員のみでは人員が不足しているため、全ての裁判所で、正規の事務局公務員とは別に、事務局契約スタッフ（合計約480名）を採用している。

職員の中には、日本留学中の裁判官、クメール・ルージュ特別法廷や閣僚評議会 に出向中の検事補、市役所に出向中の書記官等もいる。なお、法律上では、裁判官及び検察官の異動は、4年ごとになっている（裁判官及び検察官の地位に関する法律9条1項）。

始審裁判所全体での女性職員の占める割合は、裁判官約12.8%、検察官約10.8%、書記官約17.7%、事務局公務員約42.9%、事務局契約スタッフ約38.7%である。他方、日本の裁判官及び検事の女性の割合は、それぞれ約20.7%（2015年12月現在）、約22.9%（2016年3月現在）である（男女共同参画白書平成29年版、内閣府男女共同参画局）。

5 始審裁判所の事件数⁶

新規受理件数は、基本的に人口の多寡による影響が大きい。例えば、民事訴訟事件及び非訴訟事件の年間新規受理件数が1,000件を超えるのは、首都及びその周辺州や地域経済中心地の州であり、いずれも人口が多い州である。他方、それらの年間新規受理件数が500件を下回るのは、いずれも人口が少ない州である。

刑事裁判を含めた裁判官1人当たりの処理件数は、年間200件を超える裁判所がある一方で、年間100件以下の裁判所があり、地域による仕事量の差が大きい。

刑事裁判については、新規受理件数が民事訴訟事件及び非訴訟事件の新規受理件数に匹敵する裁判所も多い。カンボジアでは裁判官が民事・刑事を区別せずに担当するため、刑事裁判を処理する負担も大きい。

未処理件数を増加させる大きな要因としては、書記官等の人員不足、当事者の不出頭や所在不明、送達や強制執行等の手続における過大な所要時間、緊急性のある刑事事件の優先処理等が挙げられる。

（1）民事訴訟事件及び非訴訟事件⁷

2016年における両事件の新規受理件数は、合計約2万件になる。このうち、プノンペン始審裁判所の占める割合は、約24%である。

2015年未処理件数と2016年新規受理件数が合計約3万件、2016年処理件数

⁶ 氏名等変更の訴えについては、通常の「民事訴訟事件」に分類する裁判所と「非訴訟事件」に分類する裁判所とに分かれているため、事件数の集計に影響している。

⁷ ここでの分類では、「民事訴訟事件」には、日本の人事訴訟事件に相当するものを含む。「非訴訟事件」には、日本の非訟事件や家事事件に相当するものを含む。

が約1万7,000件である。2015年末処理件数と2016年末処理件数を比べると、約14%増である。

(2) 民事保全事件

2016年における新規受理件数は、約2,100件であり、プノンペン始審裁判所の占める割合は、約36%である。

2015年末処理件数と2016年新規受理件数が合計約2,600件、2016年処理件数が約1,800件である。2015年末処理件数と2016年末処理件数を比べると、約49%増である。

(3) 強制執行事件

2016年における新規受理件数は、約1,100件であり、プノンペン始審裁判所の占める割合は、約16%である。

2015年末処理件数と2016年新規受理件数が合計約2,900件、2016年処理件数が約600件である。2015年末処理件数と2016年末処理件数を比べると、約27%増である。

強制執行事件については、他の類型と異なり、全ての裁判所で処理件数よりも未処理件数の方が多く、その差も大きいことから、強制執行の処理が特に困難であるという実情が数値上も顕著に表れている。

6 始審裁判所の事件類型

いずれの始審裁判所でも、受理する事件類型としては、圧倒的に「氏名等変更」が多く、受理件数の大半を占める。それ以外では、「離婚⁸」や「貸金返還」が多い。

離婚事件に関しては、貧しい世帯が多いため、財産分割はあまり問題にならないが、多子の世帯が多いため、親権者の指定に関する争いが多い。貸金返還請求事件に関しては、カンボジアでは、いわゆるマイクロ・ファイナンスが普及していることから、これらに関連する事案が多い。

本案訴訟として貸金返還請求事件が多いためか、保全事件では、不動産（土地）仮差押の事案が多く、強制執行事件でも、不動産強制売却や土地明渡しなどの不動産（土地）に関するものが多い。その他では、動産（バイク）仮差押の事案も比較的多いようであるが、債権に関する保全処分又は強制執行の事案はほとんどない。

和解や訴え取下げ等の判決に至らずに終結する事件については、いずれも件数は非常に少ない。

和解に関しては、カンボジア民事訴訟法は、「弁論準備手続においては、裁判所は、相当でないとする場合を除き、まず和解を試みなければならない。」（104条）、「裁判所は、訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、和解を試みることができる。」（97条）と規定し、積極的に和解ができるように工夫しているが、いずれの裁判所でも和解の件数は多くない。主な理由と

⁸ カンボジアでは、合意離婚でも裁判所への申立てが必要（民法979条）。

しては、当事者は、訴訟提起前に話し合いをしており、訴えを提起するのは、最終手段であつて、話し合いの余地がなくなった場合である事案が多いため、裁判官が和解を促しても、当事者が容易には譲歩しないことなどが挙げられる。

訴え取下げに関しては、離婚事件が多い。主な理由としては、夫婦間で再び話し合った結果、よりを戻して婚姻継続に至ったことなどが挙げられる。

7 始審裁判所における裁判に要する時間

裁判に要する時間⁹については、以下のとおりである。なお、日本の地方裁判所における2015年の通常訴訟の平均審理期間は、8.8か月である（裁判所データブック2016，最高裁判所）。

(1) 民事訴訟事件

通常の事案で、送達が問題なく行われれば、2～3か月程度である。

他方、当事者や代理人弁護士が延期を繰り返す事案、土地測量等の専門家の協力が必要な事案、未登記土地で広さ等が特定できない事案などでは、1年以上かかることもある。

(2) 非訴訟事件

あまり時間がかからないことが多い。

氏名等訂正の訴えであれば、数日～1週間程度である。訴えの性質上、受験や就職の直前期における申立てが多いため、当事者の便宜を考え、迅速に処理している。

合意離婚事件で、特段の争点がなければ、1～2週間程度である。他方、財産分割や親権者指定に争いがある事案、夫婦の一方が出稼ぎ等で外国に住んでいるため、送達等が困難な事案などでは、かなり時間がかかる。

(3) 民事保全事件

あまり時間がかからないことが多い。

不動産仮差押であれば、数日程度である。仮の地位を定める仮処分の申立ては、審尋が必要なため、10日間程度かかる。保全執行¹⁰は、多くの場合では、登記官に嘱託するだけであるため、2週間くらいで完了する。

(4) 強制執行事件

通常の事案で、執行妨害がない場合でも、3～6か月程度かかることがあり、1～2年かかる事例もある。

時間がかかる理由としては、「強制売却の際、最低売却価額が高くて買受人が付かない」「土地上に不法占有者がいるため、追い出す必要がある」「国民一般の意識として、争いがある土地を買うことを好まない」「土地の権利関係者が多い」「強制売却において、土地の

⁹ ここでは、訴え提起から第一審判決言渡しまでの期間、保全申立てから保全決定までの期間、強制執行申立てから執行完了までの期間を意味する。判決等の確定までの期間ではない。

各始審裁判所では裁判に要する時間に特化したデータを収集していないため、関係者から聞き取った内容を基にしている。客観性に乏しい点は否めないが、実態を理解する一助になると考え、記載した。

¹⁰ カンボジアでは、実務上、同一の裁判所が民事保全に引き続いて保全執行を担当する場合でも、改めて保全執行の申立てが必要とされている。

評価に時間がかかる上、複数の評価人に依頼すると、それぞれの評価額が大きく異なり、最低売却価額を決めにくい」などが挙げられる。

8 始審裁判所における民事事件で弁護士が付く割合

民事事件で弁護士が代理人となる事件数は、受案件数の30%以下という裁判所が多い¹¹。要因としては、弁護士の数が少ないこと、経済的余裕のない人が多いことなどが考えられる。逆に、主として、銀行等の金融機関が当事者の場合や争う金額が大きい場合などには、弁護士が付く傾向にある。

また、首都プノンペン、シェムリアップ州、シハヌークビル州などでは、割合が高い。要因としては、弁護士の数が比較的多いこと、経済的余裕のある人が多いこと、物価等との関係で争う金額が大きくなりやすく、弁護士を依頼する必要性が高まること、商業的な事案では顧問弁護士に依頼できることなどが考えられる。

なお、日本の地方裁判所で2015年に終局した第一審通常訴訟において、双方又は一方の当事者に弁護士が付く民事事件の割合は、約86%である（司法統計平成27年度版、最高裁判所）。

9 おわりに

以上のように、各種データを通じて「始審裁判所」を概観し、カンボジアの司法を垣間見えてきた。数値化されたデータは、あくまでも一時点を切り取ったものに過ぎないが、日本の場合と比較することによって、カンボジアの司法の実態を少なからず浮かび上がらせることができる。

もっとも、数値化した情報だけを単純に比較すると、日本よりもカンボジアの方が円滑に運用されているように見える項目もある。しかし、必ずしもそれが実態を反映しているとは限らない。「数値化しやすい情報」だけでなく、「数値化しにくい情報」にも注意しながら、実態の把握に努める必要がある。数値化による「分かりやすさ」と「危うさ」は、カンボジアの司法を理解する上でも異ならないと思われる。

¹¹ 裁判に要する時間の場合と同様、各始審裁判所では民事事件で弁護士が代理人となる事件数に特化したデータを収集していないことから、関係者から聞き取った内容を基にしている。

【参考】 始審裁判所の建物の一例（いずれも筆者撮影。2017年）



プノンペン始審裁判所



シェムリアップ始審裁判所



バタンバン始審裁判所



コッコン始審裁判所



ラタナキリ始審裁判所



ストウントラエン始審裁判所

ラオスの刑事司法制度（捜査手続における実務上の問題点）

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

小職は、2017年7月から、ラオス人民民主共和国にJICA法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）の長期専門家として派遣されている。

同プロジェクトは、2010年7月から2014年7月まで実施された法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）に引き続き、2014年7月から2018年7月までの4年間の計画で開始されたもので、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学をラオス側実施機関とし、法令起草、法令運用・執行、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修、法令の普及・理解促進といった各課題の改善に取り組む能力の向上を図ることを目的として、①民法典の起草、②民事経済関連法の執務参考資料の作成、③刑事法の執務参考資料の作成、④法曹養成課程のカリキュラム改善等について、それぞれ四つのサブワーキンググループ（SWG）を構成し、目標達成のために、法律の起草、ラオス法の研究、執務資料の作成及び普及、法曹養成課程のカリキュラム改善及び教材（模擬事件記録）の作成等の活動を実施中である。¹

刑事法の執務参考資料としては、同活動期間を通じて、捜査段階における実務上の問題点を取り扱ったQ&A集（以下「Q&A集」という。）の作成を行っていたところ、2017年8月にこれが完成し、現在はこの普及活動²及び改訂作業を行っている。

小職は、本プロジェクトにおいて、須田大専門家（チーフアドバイザー）から刑事法の執務参考資料に関する活動を引継ぎ、現在、メンバーとともにQ&A集の普及活動及び改訂作業を行っているところである。そこで、この貴重な機会を生かして、皆様にラオス刑事訴訟法における捜査段階の実務上の問題点について、日本の刑事訴訟法と比較しながら紹介することとしたい。そして、Q&A集では合計23問の実務上の問題を取り扱っているがその全てを紹介することはできないので、本稿では逮捕・仮勾留手続における実務上の問題を取り上げることにしたい。

なお、本稿において条文を引用することがあるが、法令等名が明記されていない場合は、2012年に改正されたラオスの刑事訴訟法を指す。³

¹ 個々の活動の詳細は、ICDNEWS 第61号「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2が開始！ー基礎能力向上から実務能力向上へー」等を参照されたい。

² 2017年10月19日及び20日、ボリカムサイ県パクサンにおいて、捜査関係者約60人を集めて、Q&A集の普及セミナーを行った。

³ ラオス刑事訴訟法の概要及び条文についてはICDNEWS 第61号「ラオス改正刑事訴訟法の概要」を参照されたい。

2 ラオスにおける「逮捕・仮勾留」手続の概要

(1) 逮捕

まずはラオスの逮捕・仮勾留制度の概要を説明したい。

ラオスの刑事訴訟法では、通常逮捕、現行犯人逮捕、緊急逮捕の3種類の逮捕手続が定められている。通常逮捕は、検察院の長又は裁判所が発付した逮捕状により行わないといけない（139条1項）ことに対し、現行犯人逮捕及び緊急逮捕は逮捕状を必要としないが以下の要件を充足することを必要とする。

現行犯人逮捕は、①現に犯行を行っている又は犯行を終えたばかりの個人、②犯行を行って現に追跡されている個人、犯行を目撃されている個人、又は被害者が犯人であると特定している個人、③犯罪発生直後に身体、自宅、職場に犯罪の痕跡がある個人に該当する場合に検察院の長又は裁判所の逮捕状の発付を待たずに行うことができる（140条1項）。そして、現行犯人逮捕は、捜査官のみならず私人も逮捕できるが、私人が逮捕した場合は直ちに（警察署等から離れた場所での逮捕の場合は7日以内に）被逮捕者を捜査官に引き渡さないとならない（140条4項）。

これに対し、緊急逮捕は、①犯行を行った疑いのある個人が疑わしい経歴を有する又は住所が不明である、②犯行を行った疑いのある個人が逃走しようとしている場合に、現行犯人逮捕と同様に検察院の長又は裁判所の逮捕状の発付を待たずに行うことができる（140条2項）。なお、緊急逮捕は、現行犯人逮捕と異なり、私人は行うことができず捜査官のみ行うことができる（140条3項但書）。

また、逮捕後の流れとしては、捜査官又は検察官は、逮捕から24時間以内に、釈放するか仮勾留するか意見を決め（139条7項）、捜査機関の長又は検察官は、検察院の長に対して、釈放命令又は仮勾留命令の請求を行わなければならない（139条8項）、これらの請求を受けた検察院の長は請求受理後、24時間以内に釈放命令又は仮勾留命令を発付しなければならない（139条9項）。

(2) 仮勾留

仮勾留とは、裁判所の確定判決前の一時的な身柄拘束である（142条1項）。なお、ラオスの刑事訴訟法では起訴前の仮勾留と起訴後の仮勾留を分けておらず、起訴前の仮勾留の効果が起訴後の確定判決前まで及ぶ。

仮勾留は、検察院の長又は裁判所の書面による命令が必要とされており（142条2項）、①捜査開始命令があること、②法律で自由刑が定められている犯罪であること、③確実な証拠があること、という要件に基づき仮勾留命令発付の検討を行い（142条2項、139条2項）、④そのほかの条件として、被疑者が逃走、証拠隠滅、さらに罪を犯すおそれ、被害者や証人に危害を加えるおそれの有無、あるいは、被疑者が、被害者その他の者に危害を加えられるおそれの有無による（142条2項、139条3項）とされている。⁴

⁴ 「そのほかの条件として」の意義については、ラオスの法律実務家や法律学者の間でも見解が分かれ

また、仮勾留期間は、仮勾留命令発付の日から2か月又は3か月以内（111条1項）とされており、捜査を継続する必要がある場合には、検察院の長が、捜査機関の長又は検察官の請求に基づいて、全体で6か月（1回の延長につき2か月）又は1年（1回の延長につき3か月）を超えない範囲で、仮勾留期間を延長できる（111条2項）。

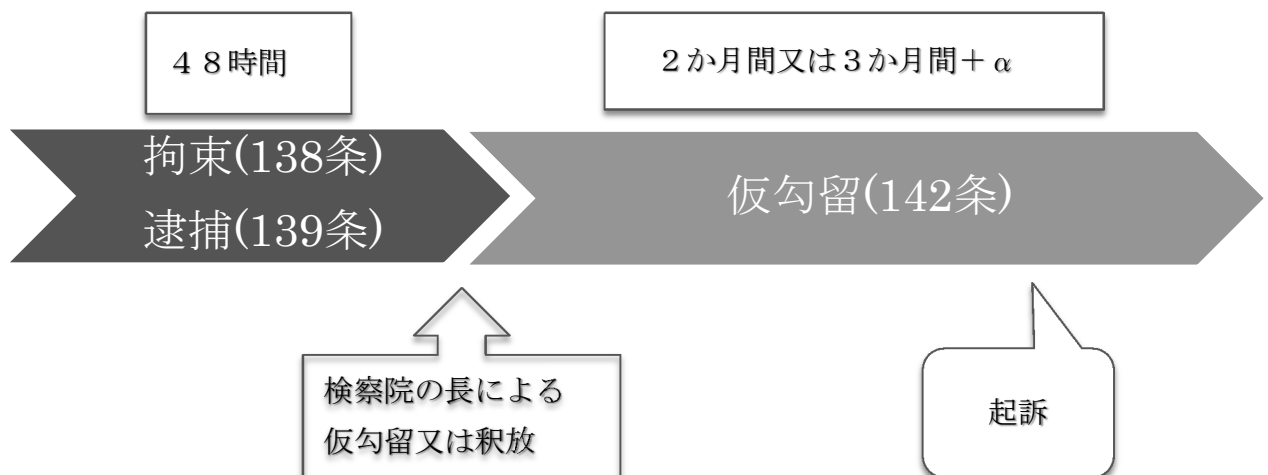
なお、判決に当たって、仮勾留期間は未決勾留期間として算入できるが、逮捕期間を算入することはできない（142条4項、111条1項）

(3) ラオスと日本の逮捕・勾留制度の違いについて

日本でもラオスでも、通常逮捕、仮勾留において令状を必要としている点（令状主義）、仮勾留期間に定めがあり、捜査の必要性等があれば期間の延長が可能であることは同じである。⁵

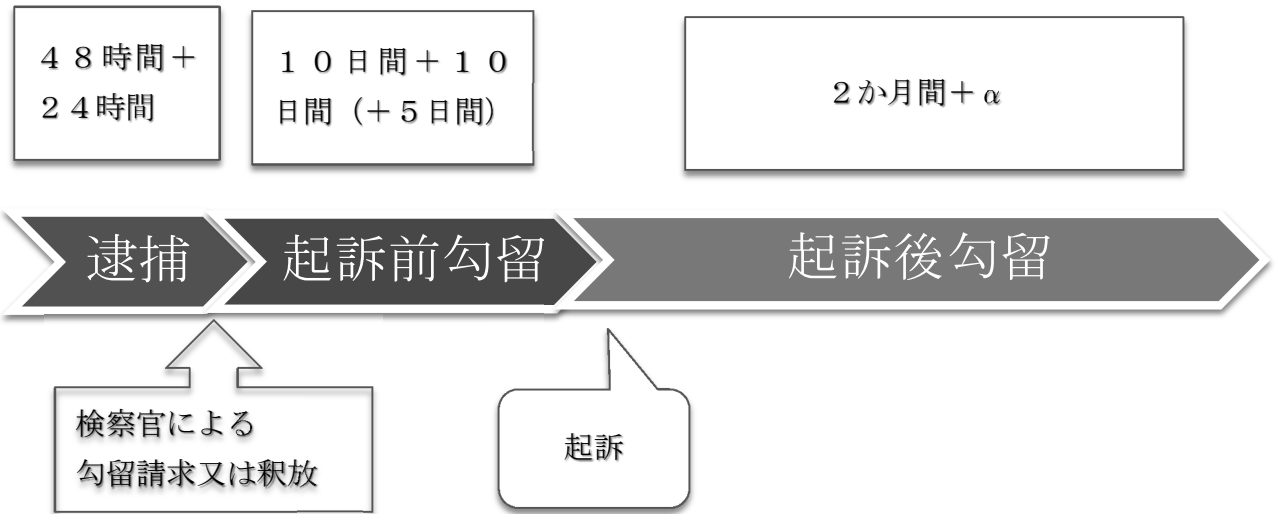
もともと、ラオスと日本では、逮捕・仮勾留手続について、以下のような違い（主に身柄拘束期間）が存在することから、図化したので参照されたい。

【ラオス】



ており、現在も議論を続けている。議論がまとまった段階で機会があればこの議論の結果も紹介したい。⁵ ラオスにおいても、被疑者を身柄拘束する場合において、逮捕や拘束（138条）という比較的短期間の身柄拘束制度を経た上で長期間の身柄拘束制度である仮勾留に移るのが一般的であるが、日本と同様の逮捕前置主義を採用しているかは不明である。少なくともQ&A集を作成する議論等において逮捕前置主義やこれに類する議論がなされることはほとんどなかった。この点も今後のラオス側の議論の状況を見て確認したいと思う。

【日本】



3 ラオスにおける「逮捕・勾留」手続の実務上の問題について

(1) 事例紹介

Q&A集でも逮捕・勾留手続の問題を合計4題、取り上げている。本稿ではその中でも日本においても問題となりそうな現行犯人逮捕における時間的な限界に関する問題を紹介したい。

【事例紹介】

Aが高速で車を走らせ、反対車線でバイクを運転していたB女性にぶつけ、B女性を即死させてしまった。その事件を目撃した警察官Cは、Aに対し車を止めてその場に留まるように呼びかけたが、Aは車から降りて走って逃げた。警察官CはAを逮捕するために走って追いかけて続けたが、Aが市場に走って入ったため、警察官CはAを見失った。しかし、警察官Cは、細身で背高く長髪というAの特徴を覚えていたため、そのまま付近を捜索し続けたところ、Aを見失ってから30分後、Aを市場付近で再び発見した。そこで、警察官Cは検察院の長からの逮捕令状なしでAを現行犯として逮捕した。この場合に、警察官CがAを逮捕したのは適法か。

(2) ラオス法における同問題への対応について

上記のような実務上の問題に対し、ラオスの法律実務家及び法律学者は、概要、以下のような説明をしている。

すなわち、逮捕は、個人の身体に対する制約を伴う強制的な身柄拘束処分であり、原則として検察院の長又は裁判所の発付する逮捕令状がなければ許されないが、現行犯又は緊急の場合には、例外的に検察院の長又は裁判所の逮捕令状がなくても逮捕することができる（139条1項及び140条）。140条は、現行犯について、

- 1 現に犯行を行っている又は犯行を終えたばかりの個人
- 2 犯行を行って現に追跡されている個人、犯行を目撃されている個人、又は被害者が犯人であると特定している個人

3 犯罪発生直後に、身体、自宅、職場に犯罪の痕跡がある個人の場合の個人の犯罪であると規定している。

犯人を現行犯の場合で逮捕するには、140条1項で規定している要件のすべてが揃わなくても、いずれかの要件を満たしている者による犯行であれば現行犯の場合に該当する。このような現行犯人逮捕の場合に検察院の長又は裁判所の令状なしで逮捕が許されるのは、犯罪が現に実行され犯人が逃亡しないように確保する緊急性があり、犯罪を実行した犯人が明白であるため誤認逮捕の恐れがないと保証できるからである。

本件では、警察官Cは、Aが運転していた車がBに衝突し、この事故でBが死亡したことを現に目撃しており、その警察官Cが事故現場から逃走するAの追跡を開始しているので、Aは「犯行を行って現に追跡されている個人」（140条1項2号）に該当し、この時点では適法な現行犯人逮捕の状況が整っていたと言える。しかし、その後、追跡中にAが市場に逃げ込んだため、30分程度、姿を見失っている。そこで、犯行を現認し追跡を続けていた者が、追跡者を30分見失ったものの、再度発見した場合、現行犯人逮捕ができるかが問題となる。この点に関しては、ラオスの刑事訴訟法においては明確に規定をしていないが、犯行の現認により犯罪と犯人が明らかであり、その犯人の追跡が開始され、犯人の姿を見失った後も追跡が継続されており、再発見された際に犯人との同一性が確認されていれば、現行犯人逮捕を可能とする状況が継続しており、誤認逮捕の恐れが極めて低く、犯人が逃亡しないように逮捕する緊急性も認められるので、現行犯人逮捕を認めることができるかと考えるのが相当である。本件に当てはめると、Aが30分隠れた後、警察官CがAを発見し、外見の特徴から追跡している者と同一人物であると特定して逮捕を行った場合、140条1項2号の警察が追跡している犯罪の場合に該当し、無令状で行われたAの逮捕は適法な現行犯人逮捕であると認められる。

(3) 日本法と比較しながらの解説

上記事例は、日本の刑事訴訟法の教科書等でも、いわゆる現行犯人逮捕及び準現行犯人逮捕の適法性という論点で、同様の問題が良く取り上げられる。

そして、日本の刑事訴訟法において、現行犯人逮捕及び準現行犯人逮捕が認められる理由については、現行犯人逮捕を憲法で定めた令状主義の例外と整理した上で、その根拠を、逮捕者にとって特定の犯罪が現に行われていることまたは行われた直後であること、及び、被逮捕者がその犯人であることとにより被逮捕者と犯罪の結びつきが明白であって誤認逮捕の恐れがなく（犯人性の明白性）、さらに、その機会を逃すと逃走・証拠破壊の恐れもあるため急速な逮捕が必要であること（緊急性）を理由とし、準現行犯人逮捕については、犯人性の明白性は現行犯人逮捕と変わらないとしつつも、緊急性については若干緩和し、その代わりに212条2項各号（日本の刑事訴訟法）の要件を充足することで犯人性の明白性を担保すると同時に令状なしで逮捕すべき緊急性を補強するという説明が一般的と思われる。⁶

⁶ 筆者の私見である。

このような日本の刑事訴訟法における現行犯人逮捕（及び準現行犯人逮捕）の説明を見ると、法律の規定は異なるにもかかわらず、ラオスと日本における現行犯人逮捕の考え方にそれほど違いがないことがわかる。すなわち、憲法上の要請であるかは別として、ラオスにおいても令状主義を原則とし（139条1項）、現行犯人逮捕は令状主義の例外と整理した上で、現行犯人逮捕が認められる理由について、現認性及び緊急性の観点から検討し、各事例においてその当てはめを行うというものである。

本件では、ラオスにおいては、日本における準現行犯人逮捕の規定がないことから規定の存在する現行犯人逮捕（140条1項）の規定により警察官Cの逮捕が認められるかを検討しているが、日本であれば現行犯人逮捕（日本の刑事訴訟法212条1項、213条）を検討したうえでこれが否定された場合に準現行犯人逮捕（日本の刑事訴訟法212条2項）を検討し、結論としては、ラオスと同様に日本においても適法になると思われる。⁷

4 さいごに

以上、ラオスの逮捕・仮勾留手続及び逮捕手続における捜査上の問題点について、Q&A集で取り上げた事例を参考にしながら解説を試みた。ラオス法に基づく解説に当たっては、できる限り、ラオス側メンバーの議論の内容をそのまま反映するように心がけたが、どのように感じただろうか。おそらく、法律構成、条文解釈、あてはめのいずれにおいてもまだまだ稚拙な面があると感じた方も多いと思われる。しかし、ここに至るまでに、SWGメンバーは、メンバー同士、あるいは歴代専門家や日本側講師を交えて、時には喧嘩をしているのではないかと心配するような激しい議論をしてきた。SWGメンバーは、司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所、ラオス国立大学、警察（治安維持省）、ラオス弁護士会という複数の機関からの出身者で構成されており、バックグラウンドが異なることなどもあり、議論がなかなかまとまらないような状況も存在したが、捜査における実務上の問題点に対する一つの見解を示して実務の改善に役立てる、という目的のために議論を重ねようやく一つの結論に達したのである。下記のラオス側メンバー（一部）の写真を見て、そのようなメンバー間の議論の様子も想像しながら本稿を読んでいただけると同グループを担当する専門家の一人として非常に嬉しく思う。

⁷ 筆者の私見であるが、逮捕者である警察官Cが被逮捕者Aの犯行を現認してAを犯人と特定して追跡を続けたものの、途中でAを見失っていることから、「現に罪を行い終わった」状況が終了したと判断され、Aを現行犯人逮捕することは認められないと思われる。しかし一方で、警察官CがAの姿を見失った時間がわずか30分程度であること、警察官CはAの身体的特徴を把握し、再度Aを発見した後にすぐに犯人と同定しAを逮捕していることから、全体として「犯人として追呼されているとき」（日本の刑事訴訟法212条2項1号）に該当し、警察官CにとってAは特定の罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるから、警察官CはAを準現行犯人逮捕することが認められると考える。



【捜査段階Q&A集の完成を祝してSWGメンバーと記念撮影した際の様子。
前列右端が筆者その左隣が須田大専門家】

ミャンマー保険セクター改革の動向と関連法制・制度整備支援

計画財務大臣顧問（保険セクター担当） J I C A 長期専門家

齊 藤 剛

1. はじめに

ミャンマーの保険市場は、1962年の軍事クーデターとそれに伴う社会主義化後、長らく国営保険会社による独占体制の下で低迷してきたが、2012年より民間保険会社への市場開放が行われ、それに引き続く市場の自由化が検討されている。市場規模は依然として小さく、いまだ黎明期にあるが、自由化が実現すれば保険市場は急成長するとの予測もあることなどから¹、その高いポテンシャルに期待して、近年、多数の外国保険業者が駐在員事務所を設置している²。

保険は、国民生活や企業活動における様々な危険に対する補償を提供するとともに、公的保障（医療、年金等）を補完する役割を果たす。ミャンマーでは、2011年の民政移管後、経済成長とともに社会経済が急速に発展しつつあるなかで、保険セクターには変化する国民及び事業者等のニーズを的確に捉えて必要な補償を提供していくことが期待されている。こうした状況を踏まえて、政府は保険市場の自由化を一層進めようとしており、保険業界も個社の経営手法、内部管理及びサービス水準の向上や、業界全体としてのサービス水準の向上、規律及び消費者に対する信頼の構築を図ろうとしている。保険セクターが、保険契約者の保護を確保しつつ、健全に発展するためには、法令を始めとする制度整備とその運用のための能力構築が基盤として必要となる。

筆者は、こうしたミャンマーの保険セクターの努力を支援するため、アドバイザーとして保険規制監督当局の置かれている計画財務省に駐在している。本稿では、まず、ミャンマー保険市場の現状、次に、関連法令と規制・監督体制、最後に、ミャンマー保険市場の開放と自由化について概観したい。なお、本稿の寄稿に当たっては、JICA委託調査報告書「ミャンマー連邦共和国民間保険分野に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」（2017年6月）に拠る部分が多いので、あらかじめお断りしたい。また、本稿における意見に係る部分は筆者の個人的な見解であり、JICA及びミャンマー計画財務省の見解を表すものではないので、あらかじめご留意いただきたい。

2. ミャンマー保険セクターの現状

前述のとおり、ミャンマーでは、1962年の軍事クーデターとそれに伴う社会主義化

¹ Aon Inpoint は2015年のミャンマー保険市場規模を46百万米ドル程度と推測している。ベトナムの事例をもとにミャンマー保険市場の成長を推測すると、2030年までに23億米ドル程度に成長する可能性があるとしている。Aon Inpoint, *The Last Frontier, Myanmar's Insurance Market*, April 2017.

² 2017年3月時点で外国保険会社駐在員事務所は24あり、1995年に1社、1996年に1社、1997年に1社、2012年以降にその他21社が駐在員事務所を開設している。

により、全ての民間保険会社が解散させられ、保険業は国有化された。その後、2012年に保険業の民間への開放が行われるまで、50年近く国営保険公社（Myanma Insurance）が市場を独占してきた。2011年の民政移管後、2012年には民間保険会社の設立が承認され、2013年には11社が営業を開始し、その後現在に至るまで保険公社及び民間保険会社計12社体制が続いている³。ミャンマーの保険市場の状況は、下記表のASEAN周辺国との比較から見て取れるとおり、保険普及率がカンボジアやラオスと比べても低く、依然黎明期にある。

<表：ASEAN周辺国との比較（2015年時点）>⁴

	GDP (10億米ドル)	一人当たりGDP (米ドル)	人口 (百万人)	損保普及率	生保普及率	保険普及率
ラオス	12	1,767	6.8	0.44%	0.01%	0.45%
カンボジア	18	1,127	15.6	0.35%	0.00%	0.35%
ミャンマー	76	1,406	53.9	0.07%	0.01%	0.08%
ベトナム	197	2,106	93.4	0.74%	0.82%	1.56%
タイ	399	5,908	68.7	1.77%	3.69%	5.46%
日本	4,383	34,474	127.1	2.46%	7.78%	10.24%

ミャンマー保険市場の規模は50～100百万米ドル程度であり、うち損害保険が8～9割を占め、残りを占めるのが生命保険と推測されている⁵。種目別には、火災保険が市場全体の45%、自動車保険が35%、生命保険が10%程度と推測されており、全国的な車輛の普及に伴う自動車保険の本格的な浸透はこれからで、依然火災保険が最大のシェアを占めている状態だと考えられる⁶。政府・当局及び業界のいずれも保険市場全体の統計を公表していないし、保険会社各社の情報開示も進んでいない⁷。国民生活・国民経済に密接

³ ただし、2015年にティラワ経済特区限定の保険事業の免許を外資3社（日系の損害保険会社（損保ジャパン日本興亜、東京海上日動火災保険及び三井住友海上火災保険））が取得している。

⁴ Swiss Re, *Insuring the frontier markets*, sigma No2/2016, May 2016, p19, and the World Bank, *World Bank Database*. 保険普及率はGDPに対する収入保険料の割合。保険普及率は損保普及率と生保普及率の合計。タイ及び日本の各種保険普及率及び各国の保険普及率合計は筆者が Swiss Re レポート及び World Bank Database をもとに算出。

⁵ Aon Inpoint は2015年で約46百万米ドル、ミャンマー保険公社（Mynama Insurance）は2016年で約54.4百万米ドルAON, JICA・SOMPOリスクアマネジメントは2012年の33.43百万米ドルから成長して2016年には約1,000億チャット（約73百万米ドル）と推測している（収入保険料ベース）。Aon Inpoint, *The Last Frontier, Myanmar's Insurance Market*, April 2017, p6. Dr Sandor Oo (Managing Director, Myanma Insurance), "Overview of Financial Sector Reform in Myanmar with reference to Banking and Insurance Sectors," June 2017 (presentation slides at the Myanmar Investment Forum 2017), p23. JICA・SOMPOリスクアマネジメント「ミャンマー連邦共和国民間保険分野に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」14・18ページ（2017年6月）。

⁶ JICA・SOMPOリスクアマネジメント「ミャンマー連邦共和国民間保険分野に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」18ページ（2017年6月）。

⁷ 保険会社に事業及び経理の状況の情報開示を義務付ける規定は保険業法（Insurance Business Law）又は保険業規則（Insurance Business Rules）のいずれにも存在しない。

で社会経済上重要な役割を果たす保険事業の特性を考慮して情報開示に関する規定が整備され、保険市場統計の整備と各保険会社の情報開示が進むことが期待される。

保険商品については、2017年3月時点で、保険公社には29種類の保険商品の販売が、民間保険会社にはそのうち9種類の販売が認められている。保険会社は保険商品を販売するためには事前にその内容について当局（Insurance Business Regulatory Board）の承認を得ることとされており⁸、運用上、保険約款及び保険料をはじめとする保険商品の内容は、保険公社及び民間保険会社とも同じ内容となっている。保険約款はインドの数十年前のものを参考にしており、商品の改定が課題となっている⁹。保険商品の改定・開発及び審査においては、保険料率を含めた商品内容を保険数理や契約者保護の観点から検証する必要があるが、現在ミャンマーで営業する保険会社には保険数理人が存在しないと言われている。また、契約者保護の観点から保険料率や商品内容を検証するには過去のデータの蓄積や損害率等の分析が必要であるが、こうした知見も乏しい状況にあり、これらの分野の能力構築をいかに行うかが大きな課題となっている。また、当局による商品認可基準が法令には明記されていないので、こうした面での法制度整備も必要であろう。

保険の販売網については、ミャンマーでは現在、登録された保険募集人が2,000名程度存在するが、半数は稼働していないと言われている¹⁰。ブローカーも法令上は規定されているが¹¹、運用上は認められていない。また、募集人は個人のみで、法人代理店は認められていない。保険の募集は、主に個人募集人、保険会社職員、銀行からの紹介により行われているが、保険募集行為に関わる保険会社及び銀行職員は、保険募集人資格の取得を法令上義務付けられていない。顧客保護の観点からは、販売チャネルを問わず、保険募集を行う者が、保険商品について十分な知識を備え、商品内容について顧客の理解を得たうえで顧客のニーズに合った商品を提供することが重要なので、保険会社職員及び銀行職員による保険募集についても規制を及ぼす必要がある¹²。また、現在、当局が募集人に対する研修と資格認証を行っているが、2017年10月に正式に成立したミャンマー保険協会（Myanmar Insurance Association）とどのような協力が可能か、また、どのように募集人研修を充実させ、登録試験制度を有効なものとしていくかといった点を検討する必要もあると考えられる。

再保険については、法令上、国営保険公社のみが再保険によってリスクを外部に移転す

⁸ 保険業規則第29条。

⁹ JICA・SOMPOリスクアマネジメント「ミャンマー連邦共和国民間保険分野に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」18～20ページ（2017年6月）。

¹⁰ JICA・SOMPOリスクアマネジメント「ミャンマー連邦共和国民間保険分野に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」14ページ（2017年6月）。

¹¹ 保険業法第7条(a)。一般に、保険募集人（例えば保険代理店）は、保険会社に代わって保険募集を行うのに対し、ブローカーは顧客の委託を受けて顧客の立場から保険契約締結の媒介を行う。International Association of Insurance Supervisors, *Insurance Core Principle 18: Intermediaries*.

¹² 加えて、保険会社からは独立して顧客の立場から顧客に最適な保険の媒介を行うブローカー制度の導入の是非及び導入する場合の要件（研修・試験といった資格要件や、募集人との兼任の不可などの利益相反防止措置を含む）の明確化についても検討する必要がある。

ることを認められている¹³。民間保険会社については、一定の保険金額を超えると他社と共同保険を組成することになっている¹⁴。当局は、2018年にも民間保険会社の再保険市場へのアクセスを解禁する方向で準備を進めていると言われている。

3. ミャンマーの保険関連法令と保険規制・監督体制

ミャンマーでは民間の保険事業は、Insurance Business Law（保険業法、1996年6月）によって規制されている¹⁵。同法は、保険業の所管官庁である計画財務省に対し、保険規制監督関係の意思決定機関である Insurance Business Supervisory Board（保険事業監督理事会）を設立することを義務付けている¹⁶。従来は同理事会の事務局は保険公社が担うことと定められていたが、2012年以降の保険市場の民間への開放に伴い、同理事会は Insurance Business Regulatory Board（保険事業規制理事会、IBRB）と改称されるとともに、事務局機能は公社から計画財務省の Financial Regulatory Department（金融規制局、FRD）に移された。保険業法の細則は Insurance Business Rules（保険業規則、1997年6月）で定められているほか¹⁷、その他保険業法の実施のために必要な事項は、計画財務省又はIBRBが Directive や Order 等を発出できることとされている¹⁸。IBRBの Directive や Notification 等は、FRDホームページ上で公表されている（ミャンマー語のみ）¹⁹。保険公社については別途、Myanmar Insurance Law（保険公社法、1993年7月）が制定されている²⁰。

規制・監督体制については、機関決定はIBRBで行われる一方、日常的な監督業務はFRDが担当している²¹。IBRBの事務局機能を担うFRD内の Insurance Regulation and Supervision Division には約15名が在籍しているが、保険市場の自由化に伴って、保険当局の体制強化を図っていくことが不可欠である。特に、規制、監督及び市場慣行の適正化・現代化を図るには、国際的慣行にも精通した保険数理、保険商品設計及び保険会計等の専門家を登用・育成していくことが重要である。

保険業法及び保険業規則には、保険会社の設立に必要な最低資本金²²の定め以外に、保険

¹³ 保険公社法（Myanmar Insurance Law）第12条(c)及び(k)。

¹⁴ JICA・SOMPOリスクアマネジメント「ミャンマー連邦共和国民間保険分野に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」28ページ（2017年6月）。

¹⁵ 旧財務省ウェブサイトで入手可能

(http://www.mof.gov.mm/sites/default/files/ins%20business%20law-eng_0.pdf)。

¹⁶ 保険業法第4条。

¹⁷ 旧財務省ウェブサイトで入手可能

(http://www.mof.gov.mm/sites/default/files/ins%20business%20rules-eng_0.pdf)。

¹⁸ 保険業法第38条。

¹⁹ FRDホームページ参照 (<http://www.frd.gov.mm/>)。

²⁰ 保険業法は保険公社法に基づき設立された保険公社には適用されない（保険業法35条）。保険公社法は次のウェブサイト入手可能

(<http://www.myanmarconstitutionaltribunal.org.mm/lawdatabase/en/law/1491>)。

²¹ 民間保険会社は、保有する保険契約の状況などの情報をFRDに定期的に報告することが義務付けられている（保険業法第21条(b)）。保険公社は、計画財務省を通じて、年次決算、貸借対照表及び年報を政府に提出することとされている（保険公社法第34条）。

²² 保険会社を設立するには、最低資本金として、損害保険会社の場合は400億チャット、生命保険会

会社の経理に関する定めも置かれている。例えば、一般に、保険会社は、将来の保険金支払い等に備えて責任準備金を積み立てておく必要がある。ミャンマーでは、生命保険会社の場合は直近会計年度の純保険料収入の10%を、損害保険会社の場合は2,000万チャット、直近会計年度のネット保険料収入の50%又は支払準備金の50%のうち、最も高い額を準備金として純資産に計上することが義務付けられているが²³、こうした取扱いが保険契約者保護の観点から充分か、また、ミャンマーは外資への保険市場の開放を目前としているので、ミャンマー財務報告基準が準拠する国際会計基準やその他の国際的に認められた会計基準と整合的なものとなっているのかを検証する必要があると考えられる。

また、責任準備金は通常予想されるリスクに備えて積み立てられているが、大災害など通常の予測範囲を超えたリスクには対応しない。通常の予測範囲を超えたリスクに対応する保険会社の支払余力を検証するためのソルベンシー規制はミャンマーには存在しない。保険市場の自由化・発展とともに、保険会社を取り巻く環境も変化し、保険会社が保有・直面するリスクも変化することが予想されるので、リスク感応度のあるソルベンシー規制の導入の検討が必要だと考えられる²⁴。

4. ミャンマー市場の開放と今後の自由化

現在、外国保険会社に対しては、経済特区限定の免許を除いて保険事業免許は付与されていない²⁵。ミャンマー政府は2012年以来の自由化の第二波として、近々外資保険会社の市場参入を認める方針であり、参入条件等について検討を進めている。特に、外国保険会社に100%子会社設立を認めるか、あるいは、ミャンマー資本との合弁会社のみ認めるかという点については様々な報道がなされてきた²⁶。ミャンマー政府の結論にかかわらず、政府・当局は、拙速な自由化政策によって市場が混乱し、国民の保険市場に対する信頼が損なわれないよう細心の注意を払う必要があるが、外資への市場開放と市場の自由化推進により、現在多数の制約のために妨げられている保険会社間の競争が促進され、様々な経営努力が行われることで、より国民のニーズに合う保険商品が導入され、その結果国民の保険の認知度が向上するなどの効果が期待できる。保険会社が国民・経済のニーズに応じて事業を拡大するには、それを支える現代的な内部管理・リスク管理が必要であるし、保険会社の経営をチェックするための適切な保険規制・監督も必要となる。保険市場自由化の果実を享受するためには、外資への市場開放だけでなく、前述の様々な論点に対処す

社の場合は60億チャット、生損保兼営の場合は460億チャットを払い込むことが義務付けられている（保険業法第7条(b)及び保険業規則第5条(a)）。

²³ 保険業規則第11条。

²⁴ 国際保険監督者機構（International Association of Insurance Supervisors）の策定する保険コアプリンシプル（Insurance Core Principles）でもソルベンシー規制の策定が求められている。International Association of Insurance Supervisors, *Insurance Core Principle 17: Capital Adequacy*.

²⁵ 法令上、外国保険会社への免許付与の規定は存在する（保険業法第29条及び保険業規則第14条(c)）が、運用上認められた事例は経済特区（脚注3参照）を除いては存在しない（2017年11月時点）。

²⁶ 例えば、Asia Insurance Review, “Myanmar: Selection committee formed to decide insurance licenses,” 17 October 2017.

ることが必要であるし、政府・当局の法令等の制度整備、監督上の能力構築及び業界の底上げを図っていかねばならない。ミャンマー保険セクターは自由化と発展に向けた改革前夜の状況と言える。読者におかれてはその動向に引き続きご注目いただきたい。

法令の制定に関する2011年法律12号の改正をめぐる状況

JICA長期派遣専門家

横幕孝介

1 はじめに

本プロジェクトでは、インドネシア最高裁判所、同法務人権省知的財産総局、同省法規総局をカウンターパートとして、知的財産権保護の制度向上及び法的整合性の向上を柱とする活動を進めています¹。このうち、同省法規総局をカウンターパートとする活動においては、法令間の整合性の向上に資する手続的な基盤を整備することを目標として、法令の制定に関する法律の整備、法令の起草・審査担当者²らが実務で使用する執務参考資料の作成、起草・審査の業務で使用される法令データベースに関する改善策の提言、これらを用いた人材育成等の活動を行うこととしています。

現在、法務人権省では、インドネシアの法令の体系や制定手続、法令を制定する際のルール等を規定した法律である「法令の制定に関する2011年法律12号」³（以下「本法」と言います。）の改正作業を進めています。本法は、知財法令を含むインドネシアの全ての法令の体系に関わる基本的な法律であり、これをよりよく改善することは、法令間の整合性の向上を図る上での基盤整備の一つに資するものと考えられます。そこで、本プロジェクトでは、現地でのセミナー、ミーティング、本邦研修等のプロジェクト活動の機会を通じて、この改正作業を支援しています。本稿では、この支援を通じて見えてきたインドネシアの法令にまつわる現状の一端をお伝えする意味も兼ねて、改正をめぐる状況をご紹介します⁴。なお、本法の改正作業は、現在も検討が重ねられており、本稿でご紹介する内容は、依然として流動的なものです。もとより、本稿にお

¹ JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」。期間は、2016年12月から5年間。本プロジェクトの枠組み等の詳細については、ICD ニュース67号参照。

² インドネシアにおける法令の起草・審査の業務は、ドラフター（“Perancang”）と呼ばれる専門の職員が行うこととされている。ドラフターは有資格者であり、法務人権省の実施する試験への合格、研修施設での研修等を経て資格が授与される。資格取得後は、中央省庁、同省の地方出先機関である地方事務所、地方（州、県/市）政府等の所属先において、専門職として、一般行政職の職員とは異なるキャリアを積むことになる。

³ 1945年憲法第22A条（「法律の制定方法に関する規定は、法律によりこれを定める。」）の規定を受けた法律である。なお、同憲法以降、2004年法律10号を経て本法制定に至る、インドネシアにおける法令の制定に関する法令の変遷については、名古屋大学大学院島田弦教授寄稿によるICD ニュース70号及び71号参照。

⁴ インドネシアでは、法令間の不整合が、行政や司法の現場における運用に混乱を生じさせ、海外から投資を呼び込む上での障害になっているとして、その解消が大きな課題となっている。例えば、2016年までに、上位の法令に反するとして、3,000を超える地方条例が内務大臣によって廃止された。また、この内務大臣による条例廃止権限（地方政府に関する2014年法律23号第251条）は、1945年憲法には規定されていないところ、2017年4月、憲法裁判所は、この規定に対して、最高裁判所に与えられた法律より下位の法令に対する司法審査権（同憲法第24A条）を侵害するとして違憲判決を下した。

ける意見は私見です。

2 本法の概要

本法は、以下のような構成と内容となっています⁵（以下、特に断りのない限り、条文の記載は本法を指します）。

前文

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 法令制定の原則（第5条，第6条）

第3章 法令の種類，序列及び記載事項（第7条～第15条）

第4章 法令の計画（第16条～第42条）

第5章 法令の策定（第43条～第63条）

第6章 法令の作成方法（第64条）

第7章 法案の審議及び承認（第65条～第74条）

第8章 条例案の審議及び承認（第75条～第80条）

第9章 公布（第81条～第87条）

第10章 周知（第88条～第95条）

第11章 社会参加（第96条）

第12章 その他（第97条～第99条）

第13章 結び（第100条～第104条）

注釈⁶（総論，第1条～第104条）

付属書⁷I アカデミックペーパー⁸の作成方法（第1条～第8条）

付属書II 法令の作成方法（第1条～第284条，法令の書式）

このうち、第1章から第3章までは、広く総則ともいえる規定で、総則（第1条～第4条）では、定義規定のほか、インドネシアの国是とされるパンチャシラ5原則⁹、1945年憲法の位置けなどが、法令の制定の原則（第5条及び第6条）では、法令を制定

⁵ インドネシアの法令は、一般に目次や見出しはなく、各章の項目は、本文中に記載があるのみである。

⁶ “Penjelasan”。各条文に関する法制定者の公式な解釈を示すもの。全ての法律，州条例及び県/市条例には必ず付され，その他の法令では必要に応じて付される（付属書II第174条～第177条）。実際の注釈では，各条文について「十分明白である（“Cukup jelas”）」との文言のみが付されることが多い。

⁷ “Lampiran”。必要に応じて，解説，表，図などの形で記載され，法令の本文と不可分一体のものとして扱われる（付属書II第192条，第193条）。

⁸ 全ての法律案にはアカデミックペーパーが添付される必要があるほか（第43条3項），州条例案及び県/市条例案には，アカデミックペーパー又はこれに代わる簡易な説明書が添付されなければならないとされる（第56条2項）。当該法律等が必要な背景，すなわち現存する法律等の問題点，当該法律等の目的，当該法律等と既存の法律等との関係等を記載することとされる。もともと，その名のとおり，その記載は学術的な色彩が強く，法案作成後の省庁間合同委員会での協議の状況等に応じて，後から作成し直されることもある。

⁹ 1945年憲法序文に則った原則であり，①唯一神への信仰，②公正で文化的な人道主義，③インドネシアの統一，④合議制と代議制における英知に導かれた民主主義，⑤全インドネシア国民に対する社会的公正の5原則を意味する（注釈第2条）。同憲法を含むすべての国法の根源であるとされ（第2条），法令のヒエラルキーを超越した存在である。

する際に留意すべきとされる原則や内容¹⁰が、法令の種類、序列及び記載事項（第7条～第15条）では、法令のヒエラルキー、憲法裁判所及び最高裁判所の司法審査権¹¹、法律、政令、大統領令、州条例及び県/市条例で定められる事項¹²、刑罰に関する事項¹³などが規定されています。

次に、第4章から第9章にかけて、法令の制定手続について規定されています。このうち法律の制定手続について簡単に俯瞰すると、インドネシアの立法手続は、大きく分けて、①立法計画（“Prolegnas”）、②法案の策定（起草及び審査）、③審議及び承認、④公布の各段階に整理されます。インドネシアと日本とでは統治機構が異なるため¹⁴、立法手続も様々な点において異なりますが、特に、法案を提出するには、原則として、予め国民代表議会（国会）の決議を経た立法計画に掲載されている必要がある¹⁵点（①）が、日本とは大きく異なると言えます。この立法計画は、5か年（中期国家立法計画）のものと1か年のもの（年次国家立法計画）があり、年次国家立法計画に法案を掲載するには、事前に当該法案に関するアカデミックペーパーと法案を準備しておく必要があります。法案は、国民代表議会または大統領が提出することができ（第43条）¹⁶、大統領が提出する法案については、アカデミックペーパーに基づき、法案の所管省庁での起草、関係省庁を集めた省庁間合同委員会での協議、法務人権大臣による整合性に関する調整¹⁷を経て作成されます（第47条）。法案の審議は、国民代表議会が大統領とともに行うものとされ、二段階の討議（委員会等における第一段階の討議及び本会議における第二段階の討議）を通じて行い（第65条～第69条）、国民代表議会と大統領が合意した後、大

¹⁰ 法令制定の際には、「目的の明確さ」、「種類、序列、記載内容の間の整合性」、「実行可能性」、「有用性及び有効性」、「公開性」などの原則に基づかなければならないとされ（第5条）、法令の記載内容には、「保護主義」、「人道主義」、「民族主義」、「家族主義」、「島嶼主義」、「多様性の中の統一」、「公正」などの原則が反映されていなければならないとされる（第6条）。

¹¹ 1945年憲法は、憲法裁判所の法律に対する憲法適合性審査権（同憲法第24C条1項）及び最高裁判所の法律より下位の法令に対する法律適合性審査権（同憲法第24A条1項）を規定しており、これを確認した規定である（第9条）。

¹² 例えば、法律で定められる事項としては、a 1945年憲法に関する詳細を定めた規定、b 他の法律による委任事項、c 国際条約の承認、d 憲法裁判所の判決への対応、e 社会の法的ニーズへの対応が規定されており（第10条）、その所管事項は広きにわたる。

¹³ 刑罰を定めることができるのは、法律、州条例及び県/市条例のみであること、条例で定めることができる刑罰の上限（6か月以下の禁錮又は5,000万ルピア（約50万円）以下の罰金）等について規定している（第15条）。

¹⁴ 例えば、立法に関わる機関として、国民代表議会（DPR）、地方代表議会（DPD）及びこれらの議員で構成される国民協議会（MPR）が存在するところ、国民協議会は憲法改正権（1945年憲法第3条1項）を、国民代表議会は立法権（同憲法第20条1項）をそれぞれ有する一方、地方代表議会は一定の事項（地方自治、中央と地方の関係、地方自治体の設置、拡大及び合併、天然資源及びその他の経済的資源の管理、中央と地方の財政配分）に関する法案を提出し、意見を提出する権限等を有することと定める（同憲法第22D条）。

¹⁵ ただし、紛争や自然災害の発生など、一定の場合には、立法計画外の法案を提出することができ（第23条2項）、実際には、同条項に該当するとして立法計画外の法案が提出されるケースも多いという。

¹⁶ 同規定が地方代表議会の法案提出権限を規定していない点などについて、2012年、憲法裁判所によって違憲判決が出された。この点については後述する。

¹⁷ 実際には、法務人権省法規総局整合性局が行う。

統領の署名による承認を経て¹⁸、法律となります（第73条）。成立した法律は、本文は官報（“Lembaran Negara”）に、注釈は官報補遺（“Tambahan Lembaran Negara”）にそれぞれ掲載されることで公布されます（第81条）。第4章から第9章では、このような一連の制定手続について、法律、法律に代わる政令¹⁹、政令、大統領令、州条例及び県/市条例それぞれについて、法令の計画（第16条～第42条）、法令の策定（第43条～第63条）、審議及び承認²⁰（第65条～第80条）、公布²¹（第81条～第87条）の各段階に応じた手続が規定されています。なお、法令の作成方法（第64条）では、各法令案に共通する事項として、各法令案の作成が付属書Ⅱにおいて定められた方法によって行われることが規定されています。

第10章「周知」では、上記のような法令の制定過程全般を通じて、国民代表議会や政府等が国民に対して情報提供を行うことについて、第11章「社会参加」では、人々が法令の制定に当たって意見を述べる権利を有することについて定めています。また、第12章「その他」では、本法で定めた手続が列挙された他の規則にも準用されること（第97条）²²、法令の各制定段階にはドラフターが関与しなければならないこと（第98条）などが規定されています。第13章「結び」は、日本における附則に相当し、施行日²³や経過規定²⁴に関する規定などが置かれています。

¹⁸ もっとも、国民代表議会と大統領が合意した後、30日以内に大統領が署名しなかった場合でも、その法案は正式に法律となる（同憲法第20条5項、本法第73条2項）ことから、大統領の承認は形式的なものといえる。

¹⁹ 緊急事態において、法律で定めるべき事項を大統領が定めることができる政令であり、翌会期の国民代表議会と同政令を法律とするための法案が承認されることで法律となる（同憲法第22条、本法第52条）。

²⁰ 本法では、審議及び承認に関する規定は、法案、法律に代わる政令を法律とするための法案（第7章）及び条例案（第8章）についてしか存在しない。そのため、今回の改正では、政令、大統領令についても、これに相当する段階についての手続を規定すべきとの議論もある。

²¹ 公布の媒体には、官報、官報補遺、公報、公報補遺、地方官報、地方官報補遺及び地方公報がある（第81条）。官報には、a 法律/法律に代わる政令、b 政令、c 大統領、d 法令で官報で公布するものとされた法令の各本文が（第82条）、公報には、法令で公報で公布するものとされた法令の本文が（第83条）、地方官報には、州条例及び県/市条例の各本文が（第86条1項）、地方公報には、州知事規則及び県知事/市町規則の各本文が（第86条2項）、それぞれ掲載される。また、官報補遺、公報補遺、地方官報補遺には、それぞれの注釈が掲載される（第84条）。この点、第82条dの規定によれば、同条a～cの規定にかかわらず、自ら法令中にその旨の規定を置きさえすれば官報で公布され得ることになるところ、実際、会計検査院規則、インドネシア銀行規則等では、その旨の規定を設けている。そのため、今回の改正では、官報で公布するものと公報で公布するものとを明確に区別すべきであるとして、現行規定の在り方の見直しを求める議論もある。

²² ただし、具体的に、本法のどの規定が、どの規則に対して、どのような局面で準用されるのかは、条文上、明らかでない。

²³ インドネシアの法令の施行日は、原則として、法令の公布日＝施行日とされる（付属書Ⅱ第150条）。本法も、公布日から施行されるが（第104条）、その一方で、施行規則については公布日から1年以内に制定するとされており（第103条）、法自体が、施行規則がないまま法律のみ施行される事態を容認している。

²⁴ インドネシアでは、下位法令に関する経過規定として、「本法の施行時において、改正前の法律に関する全ての施行規則は、本法の規定に抵触しない限り依然として有効である。」との規定が設けられるのが通常であり、本法でも、同様の規定がある（第101条）。このような規定ぶりでは、現時点でどの施行規則のどの条文が有効であるのかを特定するに当たって、当該法律に抵触するか否かにつき解釈の余地

最後に、付属書とは、本文の条文で引用する形で、必要に応じて付されるものですが、本法の付属書Ⅰでは、アカデミックペーパーの作成方法として記載項目や留意点等が、付属書Ⅱでは、法令の作成方法として、法令の構成、特定の留意事項²⁵、法令の用語、各法令の書式など、日本でいう法制執務に関する事項が記載されています。

3 本法改正の概要

本法改正に向けた動きは、当初、本法が1945年憲法が認めた地方代表議会の法案提出権を侵害しているなどとした2012年の憲法裁判所の違憲判決をきっかけに始まりました²⁶。その後、改正に向けた議論の中で、これに加え、特に投資環境整備の観点から法令の整合性に関わる課題が国内で強く意識されるようになり、これを受けて、本法中の整合性の確保に関わる他の論点についても議論が広がっていきました。そこで、その主なものをご紹介します。

(1) ヒエラルキーの再構成

インドネシアにおける法令のヒエラルキーは、上から順番に、①1945年憲法、②国民協議会決議²⁷、③法律/法律に代わる政令、④政令、⑤大統領令²⁸、⑥州条例、⑦県/市条例が明文で規定されています（第7条1項）²⁹。一方、インドネシアでは、例えば、最高裁判所規則、憲法裁判所規則、大臣令、村条例など、このヒエラルキーには入らない法令として規定されている法令も存在します（第8条1項）³⁰。すなわち、本法によれば、インドネシアの法令には、法令のヒエラルキー内に位置付けられる法令と、ヒエラルキー外に位置付けられる法令の2種類が存在することになります。法令である以上は、序列を定める明文の有無に限らず、それらの間には序列が存在するであろうと考えてしまいがちですが、特にインドネシアではヒエラルキーを明文化する規定が設けられているだけに、「ヒエラルキーに入らない法令」という存在は、余計

を残すことになる。

²⁵ 具体的には、権限を委任する規定を設ける場合、法令を廃止する場合、法令を変更する場合などにおける留意事項が記載されている（付属書Ⅱ第198条～第241条）

²⁶ 1945年憲法第22D条は、前記のとおり、一定の事項に関する地方代表議会の国民代表議会への法案提出権限等を規定しているのに対し、本法第43条が国民代表議会と大統領のみに直接の法案提出権を認めている点などについて、違憲の判断を示した。そのため、当初の改正作業は、地方代表議会の権限を憲法の規定に沿うよう強化することに主眼が置かれていた。

²⁷ 1960年から2002年までの国民協議会決議のうち、2003年時点の国民協議会自身の見直しによって、依然として有効であると決議されたものを指す（注釈第7条1項b号）。

²⁸ 大統領令（規則）（“Peraturan Presiden”）。大統領決定（“Keputusan Presiden”）とは異なる。両者の詳細については、前掲ICDニュース71号参照。

²⁹ 1945年憲法には、ヒエラルキーを明文化した規定はなく、法令のヒエラルキーを明文で規定しているのは、本法のみである。

³⁰ 「法令の種類には、第7条第1項に定められたもの以外に、国民協議会、国民代表議会、地方代表議会、最高裁判所、憲法裁判所、会計検査院、司法委員会、インドネシア銀行、大臣、庁、機関あるいは法律、法律の命により政府によって設置された同等の委員会、州地方議会、州知事、県・市地方議会、県知事・市長、村長又は同等の者が定める規則が含まれる。」

に理解しづらい面があります³¹。いずれにせよ、法令の整合性の確保という観点からは、ヒエラルキーに入っている法令と入っていない法令が存在することは、両者の関係を不明確なものとし、ヒエラルキーに入っていない法令と他の法令とが整合しない場合にどちらが優先するのかについて、争いの余地を残すこととなります。そのため、今回の改正では、このヒエラルキーを少しでも明確にすべきという観点から、国民協議会決議、大臣令などをめぐって検討がなされています³²。

① 国民協議会決議

国民協議会決議は、現行ヒエラルキーにおいて1945年憲法に次ぐ2番目に位置付けられています。これをヒエラルキーから外すべきではないか、というのが国民協議会決議をめぐる議論です。この議論が生じるのは、同憲法が国民協議会決議に対する司法審査を認める規定を設けていないため、司法審査の対象とならないものをヒエラルキーに入れてはヒエラルキーの秩序を保つことができないのではないか、という問題意識があるからです。ではなぜ現行法がそのような国民協議会決議をヒエラルキーに規定したのかというと、国民協議会決議の中には、共産主義の禁止に関する決定³³など、国家の根本に関わるものがあり、それらについては法律よりも上位の効力を持たせて存続させる必要があるという政治判断があったからでした。そして、ヒエラルキーから外すべきであるとの立場は、そうした重要な決定については全て法律で規定し直せばよいと主張するのに対し、ヒエラルキーに残すべきとの立場は、法律に置き換えられてしまうと違憲審査を申し立てられてしまうおそれがあるとしてこれに反対しています。この点、論理的には、国民協議会決議には司法審査が及ばないことに加え、国民協議会決議は国民代表議会や大統領に対する指針を定めたものと捉えられており、裁判規範として用いられた例もないなど、他の法令とは異なる法的性格を有すると考えられていること、国民協議会決議を法律より上位の法令として位置付けることについて憲法上の根拠規定も存在しないことなどからすると、やはりヒエラルキーから外するのが筋であるように思われます。しかし、上記のとおり、本法制定時には、それらを踏まえた上で、なお国民協議会決議がヒエラルキーに入れられた経緯があることからすると³⁴、今回の改正においても、国民協議会決議の位置付けについて論理的な解決を見ることは難しいのかも

³¹ この点、ヒエラルキー内に位置付けられる法令とこれに入らない法令の違いについては、民主的基盤を有しているかどうか、あるいは裁判規範性を有しているかどうかという点にあると考える見解もあるようである。しかし、ヒエラルキーに入っていない村条例も民主的基盤がないとは言い難いし、ヒエラルキーに入っている国民協議会決議は過去に裁判規範として用いられた例がないとされていることからすると、いずれも説得力に欠けるように思われる。誤解を恐れずに言えば、結局、ヒエラルキーに入らない法令とは、他の法令との上下関係をあえて明確にしないグレーゾーンとして、これを便宜上カテゴリー化したにすぎないもののように思われる。

³² このほか、第8条1項規定の各機関の規則や村条例の位置付けについても議論されている。

³³ 共産党の解散を規定した1996年国民協議会決議25号。

³⁴ 本法の前身である法令の制定に関する2004年法律10号では、国民協議会決議は、ヒエラルキーに入っていなかった（同法第7条）。

しれません³⁵。

② 大臣令

大臣令は、日本でいう省令に当たりますが、本法のヒエラルキーには入っていません。前記のとおり、内務大臣によって上位の法令に反するとして多くの条例が廃止されましたが、その多くは大臣令との矛盾があったと言われており、その原因の一つとして、現行のヒエラルキーに大臣令が入っていないことが指摘されています。すなわち、大臣令がヒエラルキーに入っていないために、本来、大臣令との整合性が考慮されるべき条例について、これを軽視した条例が制定されてしまう事態を招いていると言われてしています。そこで、今回の改正では、大臣令を明確にヒエラルキーの中に位置付けることで、より整合性が確保された条例の制定を促そうとする検討がなされています³⁶。

(2) 法令の制定プロセスに関する改正

今回の改正では、ヒエラルキーの再構成に関する議論のほかに、法令の制定プロセスに関する議論がなされています。そのうちのいくつかをご紹介します。

① 省庁間合同委員会委員の指名

法案の所管省庁は、法案の原案を作成後、これを基に関係機関との意見を調整するため、関係各省庁の委員で構成される省庁間合同委員会を主催します（第47条2項）。その際、同委員会の委員を招集するには、起草所管省庁から関係機関宛てに委員の選任に関する文書を発出し、相手方機関はその文書を受け取ってから7日以内に担当者の名前を通知しなければならないとされています³⁷。しかし、規定上、起草所管省庁としては、同文書の発出後は、相手方機関内部における手続には一切関与できないため、実務では、その回答期限が過ぎても実効性のある対応ができず、これが省庁間委員会の開催の遅れや、ひいては起草作業の遅れを招く原因の一つになっていると指摘されています。そこで、今回の改正では、文書の発出後、一定期限を超過した場合には、起草所管省庁に委員を指名する権限を付与することが検討

³⁵ 1945年憲法は、思想・信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由を規定していることから（同憲法第28E条2項、3項）、仮に共産主義の禁止に関する国民協議会決議を法律で規定し直した上、これをヒエラルキーから外した場合、当該法律に対して違憲審査が申し立てられれば、違憲判断がなされる可能性が高いと考えられる。違憲審査の申立てがなされるおそれがあるとしてヒエラルキーから外すべきでないとする立場は、それを見越した見解であると考えられるが、それはすなわち、現行ヒエラルキーが、憲法に適合しない可能性のある価値判断をもつ国民協議会決議を憲法の下に位置付けるという潜在的な矛盾を容認していることを意味する。国民協議会決議をめぐる議論には、法律論だけではおよそ割り切れない歴史的、宗教的、政治的意味合いを有する解決困難な問題が潜んでいると言われるが、このように、矛盾を抱えることを承知であえて国民協議会決議をヒエラルキーに入れるという判断を選んだ点に、インドネシアという国の容易ならざる面が現れているようにも思われる。

³⁶ 具体的には、現行ヒエラルキーにおける⑤大統領令と⑥州条例の間に入れることが想定されている。ただし、ヒエラルキーにおける大臣令と条例との関係については争いが無いわけではなく、条例は少なくとも大臣令よりも民主的基盤を有するとして、必ずしも大臣令より下位に位置付けられるものではないとする見解もある。

³⁷ 本法の下位法令である2014年大統領令87号第46条4項。

されています。

② 条例制定過程へのドラフターの関与の強化

前記のとおり、インドネシアでは、条例を含む法令の制定過程には、専門資格を有するドラフターが関与することとされています。このうち、特に首長から提出される地方条例（州条例、県/市条例）案の作成については、地方政府が主体となっており、地方政府が必要と判断した場合に、法務人権省の地方出先機関である地方事務所を関与させることができることとなっています（第58条2項）³⁸。そのため、実務では、地方事務所のドラフターが条例案の作成に関与するケースは必ずしも多くなく、人的資源の面において、中央の法令との整合性への配慮に欠く条例が制定される原因の一つになっていると指摘されています³⁹。そこで、今回の改正では、地方政府の判断の有無にかかわらず、地方事務所のドラフターが必要的に条例案の作成に関与することができるような制度への変更が検討されています。ただし、このような制度は、中央政府による条例制定への関与を強めるものであるため、地方事務所のドラフターの関与の具体的な態様如何によっては、憲法の定めた地方政府の条例制定権を侵害する可能性も孕んでいるといえ、なお慎重な検討が望まれます。

いずれにしても、地方条例の整合性の向上を図ろうとするとき、ドラフターの不足という問題を避けて通ることはできません⁴⁰。特に現状では地方政府のドラフター不足が著しく、そうした実情に照らせば、本来必ず関与しなければならないとされる地方政府のドラフターが関与することなく条例案が作成されるケースがほとんどであると推測されます⁴¹。こうしたドラフター不足の背景には、人員そのものの不足に加え、研修施設のキャパシティの制約から、試験に合格しても研修所への入所

³⁸ 第58条2項は、地方政府の判断で地方事務所を関与させることができる旨の規定であるのに対し、第98条は、条例を含む法令の各制定段階にドラフターが必ず関与しなければならない旨規定しているが、同条は、関与させるべきドラフターの所属先についての要件は定めていない。すなわち、これらの規定からは、条例制定においては、少なくとも地方政府のドラフターが関与していればよいことになる。しかし、実際には、注40のとおり、地方政府のドラフターの数は国内でわずか7名にすぎず、制度の建前と現実に激しい乖離が生じている。

³⁹ この点、地方事務所のドラフターの条例案作成への関与の程度は、地方によって大きく状況が異なり、本職が訪問した西ジャワ州、北スラウェシ州、西ヌサトゥンガラ州、マルク州、北マルク州、西パプア州の各地方事務所においても、ほとんどドラフターが関与しない地方事務所もあれば、関与する地方事務所もあった。また、関与する地方事務所でも、条例案の作成のみを行うところもあれば、より積極的に条例案作成の前提となるアカデミックペーパーを作成したり、条例案作成後の地方議会での審議に参加したりしているところもあるなど、関与の態様も様々であった。そうした実情の違いは、地方政府と各地方事務所との関係、すなわち地方政府職員の地方事務所ドラフターに対する信頼を基礎とする個別の人間関係によるところが大きいようである。

⁴⁰ インドネシアにおけるドラフターの数は、2017年9月時点で、合計749名（法務人権省115名（うち法規総局80名）、他中央省庁137名、地方事務所490名、地方政府7名）である。これに対し、州及び県/市レベルの地方自治体の数は合計542（34州、415県、93市）であり、特に地方政府のドラフター不足は深刻な状況である。

⁴¹ 地方政府のドラフターが関与せず、かつ地方事務所のドラフターも関与させずに制定された条例は、その制定手続に法律違反の瑕疵が存在することになる。しかし、本職が訪問した各地方事務所について言えば、そうした条例に対して、制定手続に法律違反の瑕疵があるとして最高裁判所によって無効と判断されたケースは、これまでに見当たらないとのことであった。

待ちの状態が続き、ドラフターを思うように増やすことができていないことがあると指摘されています⁴²。そこで、現在、法務人権省では、将来のドラフター候補生になり得る新規職員の大量増員を行うとともに⁴³、ジャカルタにある同省所管の研修施設だけでなく、一定の基準を満たした他の機関が管理する研修施設に同省が認証を与えることで、同施設においてもドラフターの研修を実施できるようにするなど⁴⁴、より多くのドラフターの育成に向けて、順次対策を進めています。

③ 事後評価制度の導入

このほか、社会のニーズと合致しない法令を減らすためとして、成立した法律に対して事後評価を行う制度を導入することが検討されています。もっとも、具体的にどのような制度にするのかについては、なお検討が続けられています。また、違憲と判断された内務大臣による条例の廃止権限のように、仮に評価の効果として当該法律を廃止するような効力を持たせるようなことがあれば、憲法上の問題を生じる可能性があることから、具体的な制度設計に当たっては、やはり慎重な検討が望まれるところです。

4 終わりに

インドネシアにおける法令間の不整合が生じる背景には、立法事実の検討が不十分な立法計画⁴⁵、その前提となっているアカデミックペーパー、法律事項等の各法令の所管事項の曖昧さ、法案の起草・審査を担当するドラフターの数や能力、その執務環境、政治的な要因で大きく変わり得る国会審議、司法審査に関する制度設計⁴⁶やこれに対する裁判所の姿勢⁴⁷など、様々な要因が複合的に絡み合っていると考えられます。そのため、その一部を規定しているにすぎない本法を改正したからといって、法令間の不整合がすぐに解消されるというわけにはいきません。また、本法における数々の課題をみても、今回だけでその論点の全てを網羅するような改正が行われることを期待することも困難といえるでしょう。法令間の不整合そのものを解消するためには、最終的には立法計画

⁴² 本職が訪問した各地の地方事務所においても、試験に合格後、研修所への入所を数年も待っているという職員が複数いた。

⁴³ インドネシア政府は、2017年度、政府全体として約35,000人を新規採用する計画があり、そのうち法務人権省の職員だけで、約17,000人に上る予定とのことである。

⁴⁴ 2017年9月現在、法務人権省から認証が与えられた国内の研修施設は、農業省、ジョグジャカルタ特別州、中部カリマンタン州各管理の研修施設3か所であり、実際に研修施設として稼働しているのは、農業省及びジョグジャカルタ特別州の研修施設2か所である。

⁴⁵ 本法改正についてのアカデミックペーパーにおいても、立法計画が政治的要因に左右される結果、必ずしも社会のニーズを反映していないことがある、年次立法計画掲載法案数に対し実際に成立する法律の本数とその半数を下回っているなどとして、立法計画に改善の余地がある旨指摘されている。

⁴⁶ 法律と法律より下位の法令に対する司法審査権が憲法裁判所と最高裁判所に分かれていることから、制度上、憲法裁判所がある法律に対して違憲判決を下し、下位法令の根拠となる法律が無効とされた場合でも、当該下位法令はそのまま存続する事態が生じ得る。

⁴⁷ 現時点で具体的な統計に接することができていないが、憲法裁判所の違憲判断に対する姿勢が積極的であるのに対し、最高裁判所が法律より下位の法令に対して法律違反を理由として無効と判断する例は少ないと言われている。

の段階から制定後の司法審査の在り方までを含めた法令の制定に関わるプロセス全体の制度・運用を改善していく必要があります。そのためには相応の長い年月を要する覚悟が必要であると言えます。しかし、法令の制定プロセスは、長年にわたって確立・運用されてきた国家の意思決定手続の根幹に関わるものであるだけに、支えるべき基盤を一つずつ積み重ねていくことでしか、これを改善していくことは困難であるとも考えられます。そうした中で、本プロジェクトでは、法令間の整合性の向上に役立つ基盤整備の一つとして、引き続き、本法改正に関する支援を続けていきたいと考えています。

ネパール新民法，遂に成立！

JICA長期派遣専門家

石崎 明 人

2017年10月，ネパールで新民法が成立した。

JICA(独立行政法人国際協力機構)の長年の起草支援がようやく結実し一つの節目を迎えた。成立までの経緯とこれからの動きを簡単にまとめる¹。

第1 支援の歩み

ネパールは2008年春，約240年続いた王政を廃止するとともに連邦民主共和制樹立を宣言し，暫定憲法・議会（制憲議会）の下で新しい国家の整備を始めた。翌2009年3月，JICAはネパール司法省から民法起草支援の要請を受けてアドバイザーグループ(以下「AG」)を立ち上げ，さらに翌年からは法整備支援アドバイザーとして弁護士の現地派遣を開始した。

もっとも多民族国家で長らく続く身分社会（王政・カースト制）秩序を作り替えるのは簡単なことではない。ステークホルダーの対立は政治の混乱をもたらし，支援立ち上げから憲法制定まで6年，民法成立まで8年以上待つこととなる。

民法案は2011年2月に制憲議会に提出されたものの，同年5月の任期切れ解散で1度流れた。2014年12月，第2次制憲議会に再度提出された民法案は，大地震や憲法制定を経て3年近くを議会で過ごし，2017年9月24日ようやく可決された。カトマンドゥに赴任した長期専門家は私で4代目を数えた。

第2 Muluki Ainの改正法としての5法

今回成立したのは民法だけではない。民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法の5法という社会の根幹をなす各基本法の大刷新である。

今日まで，ネパールで民法の役割を務めてきたのは1853年に制定された民事法・刑事法をまとめてカバーする Muluki Ain と呼ばれる法典であった。この Muluki Ain を5法に分けて整理し，時代に即応した内容に改正したのである。民法以外の4法はUNDP (United Nations Development Programme) が支援を担当してきた。

しかし整理するにも厄介な問題がある。民事・刑事の実体法と手続法がパッチワーク状に組み込まれた Muluki Ain の構造上，一部だけを切り取って別建ての改正法に委ねるのは困難なのだ。そうなると，分割整理するには改正5法全部が一度に成立することが求めら

¹ 本稿執筆時（2017年11月）には正式な条文の入手ができていないので法の中身については別の機会に譲る。参考：法務省 ICD・調査委託「ネパールにおける現行民事法の現状と今後の立法動向」（南方暁，木原浩之，松尾弘 <http://www.moj.go.jp/content/000111943.pdf>）。ただし，2011年の第1次制憲議会解散後，第2次制憲議会前のもの。

れる。

ネパール憲法の規定では、法案は議会で可決後、議長の認証を経て最後に大統領に承認されることで法律として成立する²。Muluki Ain 全体の再編成が求められる以上、たとえそれぞれの法案が個々別々に議会で審議・可決されても、成立時（大統領の承認時）には5法全てテーブルの上に出揃っていないなければならない。

刑事3法（刑法、刑事訴訟法、量刑法）は2017年8月に先行して制憲議会を通り、大統領に上程された。この直後に、改正刑法に関して、月経中の女性を不浄な存在として屋外の小屋に隔離する「チャウパディ（Chhaupadi）」を行うことが犯罪として法制化されたというニュースが広く海外で報道された。ネパールの一つの象徴的な法整備として関心を引いたのだろう。インターネット上ではいくつもの日本語記事を見ることができる。

だがこの時点では、Muluki Ain 改正法の一部が議会を通っただけである。残りの民事2法の可決・上程を待たなければ大統領の承認がされず成立まで辿り着かない。

第3 民法案の審議について

ところが足並みを揃えなければならない民事2法は、廃案寸前の土壇場まで審議がずれ込んでしまった。

理由はまさにJICAが支援してきた民法案の内容にあった。くらしに最も卑近な民法が議論の的になるのは仕方ないことであろう。争点はこれまでネパール（Muluki Ain）に存在しなかった遺言制度（Will System）の導入の是非であった。遺言者が長男や息子に遺産を全て相続させてしまい、財産分配に対する女性の権利を害する恐れがあるとして野党議員・女性団体から強い反対の声が上がったのである³。この懸念が妥当なものなのかどうかは分からない。遺言制度は人が自らの財産について死後の処分方法を定める機会を認めるものである。一定の厳格な要件を課しつつも権利者の意思を尊重し遺言を相続法制に組み込むのは日本はじめ諸外国を見ても普通のことだが⁴、一方でネパール固有の事情もあろう。

反対派に対し遺言制度の趣旨について繰り返し説明が試みられたようだが、デッドラインが迫る中、強硬な異論に譲歩する形で、与野党間で遺言制度の章をまるごと除いた民法を成立させることでどうにか合意に至った。

その後も手続的な攻防があったものの⁵、最終的に遺言制度を除く民法案（及び民事訴訟

² ネパール憲法111条、113条1項・5項。もともと大統領は1度だけ法案に意見を付して再審議を求め差し戻すことができるのみであり最終的な拒否権があるわけではない（同憲法113条3項・4項）。

³ ICDNEWS 第70号（2017年3月号・前任の長尾貴子元専門家寄稿）参照。挙げられた論点のうち、遺言に関するものが最後まで残った。反対の声を上げたのは野党UML（ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派）の中の女性に関するセクションとNGOら。なお Muluki Ain 第3部10章が財産の分割（partition）について定めている。

⁴ 参考：各国の相続法制に関する調査研究業務報告書（公益社団法人 商事法務研究会）

<http://www.moj.go.jp/content/001146513.pdf>

⁵ 遺言制度を除外することで当初案と内容が変わったため、野党UMLから法案を再度 Legislative

法案)は、暫定議会で可決を見ることができた。第2次制憲議会解散(すなわち廃案)まで残された時間は1ヶ月もなかった⁶。ダサインやティハールの長期祝祭日が控えていたため実質的に審議可能な日程はせいぜいその半分程度だろう⁷。もし土壇場で民事2法が議会を通過していなかったら、大きく報じられた「チャウパディ (Chhaupadi)」犯罪化を含む改正刑事3法も大統領の机の引き出しの中で次のチャンスを待たなければならなかった。

翌10月に入り、大統領は出揃った改正5法を全て承認し、ここによりやく Muluki Ain に代わる民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法が正式に成立した。最後の最後に落とされた遺言制度については、将来的なネパール社会の変化や制度理解に応じて、改めて採用の有無が検討されよう。

第4 今後の支援活動について

2017年11月26日と12月7日には連邦議会選挙(と州議会選挙)が2回に分けて実施され、暫定議会に代わって正式な立法議会が誕生する。かくしてネパールは連邦民主共和国としての正式な国家体制を、新民法含む新しい基本法を手携えスタートすることになる。

なにしろこれだけの基本法のリニューアルであるからインパクトは相当に大きくてもよいのだろうが、現地でも特段の報道を見ない。国家体制そのものの刷新に比べれば瑣事かもしれないけれども、司法インフラの整備と法の支配の敷衍は新しい統治機構にとって今後さらに肝要となろう。

成立した5法の施行は2018年8月17日である。本稿執筆の時点(2017年11月)で、施行に向けて5法の条文の印刷や、英語翻訳等の作業が進められているところである。我々の支援も民法の成立から普及に舵を切った。司法関係者はもちろん、国民誰も経済活動をし家族を持つことから民法と無関係ではいられないわけで、新法のコンセプトをできるだけ早く広く普及浸透させなければならないが、これは容易ならざることである。長い産みの苦しみは、法の支配の実現に向けた終わりのない営為の契機に過ぎない。ネパール側は普及活動に向け我々の支援に強い期待を寄せており、他ドナーとともに具体的支援の方向を検討している。

Committee に差し戻すべきとの意見が出た。

⁶ 暫定議会は任期満了前に下院選挙が行われる場合、その立候補者届出日の前日までしか存続できない(ネパール憲法296条1項但書)。2017年10月21日がその日であった。

⁷ 2017年のダサインは9月27日～10月5日。加えて飛び石で通常の休日があるので、この間10日以上議会が動くことは期待できない。ティハールは10月17日～21日。

中国行政訴訟法の改正条文等について(6・完)

JICA長期派遣専門家
弁護士 白出博之

[目次]

- 第1章 中国行政訴訟法の改正
- 第2章 新行訴法の主要な改正点 ~ 以上まで68号-72号掲載
- 第3章 新行訴法施行後の回顧と展望等 ~ 以下本号掲載
 - 第1 法制度整備支援の視点から
 - 第2 最高人民法院関係者の認識
- 第4章 結語に代えて・公益訴訟に関する2017年改正

[本文]

第3章 新行訴法施行後の回顧と展望等

第1 法制度整備支援の視点から

- 1 全国人大常務委員会法制工作委员会行政法室との交流は、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のご支援によって実現した2010年11月の行政訴訟法現地セミナーを嚆矢とする。また、その後に採択された国別研修『行政訴訟法及び行政関連法』（2012年7月1日～2015年6月30日）においても、ICDのご調整による日本国内関係機関及び専門家の先生方により¹、行訴法改正（及び行政復議法等）の改正に関連して、3回の訪日研修（①2012年7月、②2013年4月、③2014年5月）、2回の現地セミナー（①2013年9月、②2014年9月）を実施して日本法の知見を継続的多角的に提供している²。
- 2 さらに2017年1月18日実施の「JICA中国法整備支援成果発表会（行政関連法）」においても、法制工作委员会行政法室の担当責任者は上述した訪日研修・現地セミナーの中国行訴法改正への影響として次のように指摘しており、高い評価と厚い

¹ 具体的には、法務省民事局、大阪地方裁判所行政部、大阪国税不服審判所、内閣府情報公開・個人情報保護審査会、総務省行政管理局行政手続室、国土交通省、東京都及び多治見市である。また講義等をご担当頂いた国内専門家としては宇田川幸則先生、村上敬一先生、市橋克哉先生、本多滝夫先生、畠山武道先生、岡田正則先生である。本紙面を借りて改めて御礼申し上げます。

² 全国人大法工委行政法室編『行政訴訟法立法背景と観点全集』（法律出版社、2015）からは、訪日研修・現地セミナーで取り扱われた具体的論点及びそれに関する日本法関連制度を取りまとめた起草作業の資料とされたことが明らかにされている。具体的には、日本行政訴訟制度（一）[前掲368頁以下、2012年訪日研修]、日本行政訴訟制度（二）[同373頁以下、2012年7月訪日研修]、日本行政訴訟制度（三）[同377頁以下、2013年4月訪日研修]、日本行政訴訟制度（四）[同381頁以下、行政復議関連]、日本行政訴訟制度座談会レポート（一）[同387頁以下、2010年11月現地セミナー]、日本行政訴訟制度座談会レポート（二）[同392頁以下、2013年9月現地セミナー]、日本及び台湾地区における行政訴訟法中の民事訴訟法関連規定の準用について[同398頁以下]である。

感謝の言葉が述べられている³。

『行訴法改正に関して、これまで我々は日本に3回の調査研究（訪日研修）に赴き、中国で2回の国際シンポジウム（現地セミナー）を開催し、日本の行政訴訟制度について比較的全面的に調査を行った。総じて言えば、JICAとの協力で実施した調査研究活動が中国行訴法改正に与えた影響は全面的なものであり、日本の制度の条文のいくつを参考にしたと言うだけではその影響の程度を説明することはできず、例えるならば「良い雨は降るときを知り、音も立てずに一面を潤す（※杜甫の詩「春夜喜雨」からの引用）」ものと言えよう。今回改正しなかった制度も一部あるが、そこにも日本の制度の影響がある。

例えば、訴訟による執行不停止について、中国の学者は執行停止を原則とする旨が主張され、政府からの意見は改正には賛成しないというものであったが、日本も執行不停止ではあるが、2004年行政事件訴訟法改正で執行停止要件が緩和された。この問題について、日本の有識者と踏み込んだ討論を行い、最終的に、中国でも大きな改正は行わないが、執行停止事由を追加することとした。また、例えば訴訟の類型化論に関して、これは日本の行政訴訟制度の一つの特徴であるが、中国行訴法改正においても類型化による設計を検討し、日本の有識者と踏み込んだ意見交換を行った結果として、やはり当事者の訴権を制限する可能性が憂慮されたため、類型化による制度設計は行わないこととしたものであるが、判決形式においては類型化に基づく設計とした。また、事件受理の範囲、合法性審査の原則、原告適格、公益訴訟、行政復議（行政不服審査）と行政訴訟の関係、行政紛争と民事紛争重複の処理、民事訴訟ルール引用等の諸問題について、いずれも踏み込んだ意見交換を行った結果、中国の行訴法改正等に重要な影響を与えている。

さらに、日本側の有識者は、日本の行政訴訟制度を説明するだけでなく、中国行訴法改正の状況にも関心を寄せて意見や提案を示して下さり、中国行訴法の改正に大きく貢献したものである。』

第2 最高人民法院関係者の認識

新しい中国行訴法は2015年5月1日から施行されているが、施行後1年間の実施状況等（新行訴法実施の成果、問題点、対策と展望）に関する最高人民法院行政庭・耿宝建裁判長によるコメントの要点は以下のとおりである⁴。

1 新行訴法実施による成果

まず「理論界及び実務界では行訴法の一部改正内容については、なお意見の相違はあるものの、総体的に言えば行訴法改正は公民、法人及びその他の組織の合法的権益の保護、行政機関の法治意識及び法による行政水準の向上、行政裁判の権威及び司法

³ 2017年1月18日実施『JICA中国法整備支援成果発表資料（行政関連法）』3～9頁参照。

⁴ 耿宝建『新「行政訴訟法」施行1年における回顧と展望』『法律適用』2016年8月号8～14頁参照（以下「文献①」と略）。

の公信力の向上、長期にわたり行政裁判の発展を妨げてきた際立った問題の解決によって、十分に積極的な役割を果たしたことは間違いない」と指摘し、関連データの分析結果⁵から見ると、行政事件について以下に示すような「変」と「不変」は、特に注目に値するという。

1) 立案難が基本的に解決し、事件受理件数が大幅に増加したこと⁶。2015年、全国法院の一審行政事件受理件数は前年比約60%増の22万398件となり、行政訴訟における「立案難」問題が基本的に解決され、「立案しない、資料を受け取らない、裁判を下さない」という「三不」現象は明らかに減少した。被告の水準が明らかに上昇し、2015年に國務院部門が応訴した事件は3,724件に達した。行政事件件数が大幅に増加したことは、新法による「立案難」解決のための措置がその機能を発揮したことを意味するとともに、行政名宛人の行政訴訟に対する信頼度が上昇し、理性的で適法な方式により要求を表現することを選択する志向が高まったことを意味する。行政事件件数は前年と比較して明らかに増加したが、刑事、民事事件件数に比べて行政事件件数はまだ多くなく、長年にわたり事件総件数の2%にも満たない状況が続いており、また行政法執行の総件数及び行政法執行における権利侵害現象と比べると、増加する余地はなお比較的大きいという点にも注意すべきである。行政事件件数全体は今後も引き続き増加すると予測できるが、増加幅が2015年水準を維持できるか否かについてはなお観察が必要である。むしろ行政裁判機能が発揮されたか否かは、事件件数を唯一の指標とすることはできず、法による行政に対する行政訴訟制度の推進及び牽引的作用により注目すべきである。人民法院も単に事件件数で行政裁判を評価、審査すべきでなく、「事件があれば必ず立案し、訴えがあれば必ず審理する」という基本的要求を堅持するとともに、法による行政に対する促進的役割をより一層重視すべきである。

2) 行政機関の敗訴率がやや上昇したこと⁷。2015年に全国法院の一審行政事件で結審した全事件における行政機関敗訴率は、例年に比べて比較的大幅な上昇が見られた。判決方式で終了した事件における行政機関の実体敗訴率（実体裁判での敗訴率）は例年に比べてやや上昇した。北京市第一中級人民法院が審理した部・委員会に係る912件の行政事件を例に挙げると、中央の部、委員会の実体敗訴率は33.5%に達し、全国データと基本的に同じであった（※従前の行政機関敗訴率は8～10%）。これらのデータは、新法では行政機関に対する監督がさらに重視され、原告の合法的權益がより十分に保障されるようになったことを表すとともに、行政機関の行政法執行水準がさらに向上する比較的大きな余地が残されていることを示している。敗訴事件

⁵ 具体的には最高人民法院研究室による「全国法院の行政事件と国家賠償事件審理状況分析」「全国法院刑事事件審理状況分析」「全国法院民事事件審理状況分析」「2015年全国法院各種事件裁判執行状況」、「立案登記制改革一周年回顧と展望座談会」（『人民司法』2016年第10期）等による。

⁶ 文献①8～9頁参照。

⁷ 文献①9頁参照。

類型の分析結果から見ると、人民法院が手続違法により行政行為の違法を確認した事件件数の増加は顕著で、政府情報公開の類の事件の敗訴率が明らかに高く、家屋登記に係る事件の敗訴率が一貫して高止まりの状態だが、これらの点は特に注意する必要がある。全国の各省、市の行政機関敗訴率の比較結果から見ると、各地域の格差は明らかである。これは各地の行政法執行水準に格差が存在し、行政裁判の裁判基準及び審査の強度の統一が早急に必要であり、さらに行政裁判の外部環境がなお裁判結果にかなり影響を及ぼすことを示している。2015年における1つの新たな変化としては、行政機関が司法の裁判を尊重する意識がいくぶん高まり、行政法執行の基準がさらに司法審査の基準に接近した点である。一部行政機関はさらに厳格な敗訴責任追及制度を廃止し、より理性的、客観的に勝訴・敗訴に対応するようになった。人民法院は行政裁判の機能の位置付けをさらに明確にし、行政裁判の立法目的が行政機関に敗訴判決を下すことではなく、行政機関の勝訴・敗訴は人民法院が違法な行政行為に対して発行する「診断書」に過ぎず、裁判を通じて法律の境界を明確にし、行政法の執行を監督し、官・民の矛盾を解決し、行政紛争を減少させることこそ行政裁判制度の最終的な目標である旨の理解を深めた。

3) 行政事件上訴率がなお高止まりの状態にあること⁸。長年にわたって行政事件上訴率は高い水準にあり、2015年はやや上昇した。その原因は多重的だが行政裁判の公信力が高くないことに関係があり、また行政名宛人が訴訟を選択後、通常は訴訟手続をできる限り遂行したいと考えることに関係があり、さらに行政機関の法執行に対する姿勢、業務上の品行が厳格でないことが行政名宛人の怒りを買うこととも関係がある。民事事件に比べて、行政訴訟費用の調節の仕組みが機能せず、行政法規における権利義務の境界が明確でないことも比較的高い上訴率を生じる重要な原因である。このほか、新法実施後に[案多人少]（事件は多いが人が少ない）の矛盾が激化したこと、審理期間内の結審という要求が高くなったこと、及び選択可能な裁判方式が増加したこと等の理由により裁判官が協調和解を採用する意向が弱まり、事件の実体判決率が向上したことも、客観的に上訴率の上昇を生じさせた。2015年、行政機関による上訴事件件数がやや増加するという新たな変化が発生した。

4) 二審事件の原判決変更率の明らかな向上が見られたこと⁹。新法の実施後、二審法院が上訴事件について差し戻し、判決が変更された事例が2014年を明らかに上回った。その原因は多重的であるが、①管轄等級の引上げに伴って半数近くの二審事件を高級人民法院が担当するようになったところ、高級人民法院は（中級人民法院に比べて）司法意識がより厳格で水準も高いこと、②上級法院の裁判の質及び妨害に対する抵抗能力が下級法院よりも高いこと、③行政裁判における法律適用は比較的複雑で、新類型事件の裁判基準が統一されておらず、上・下級法院の裁判の基準に違いが

⁸ 文献①9頁参照。

⁹ 文献①9頁参照。

存在すること、④下級法院の行政裁判官の流動性が比較的高く、過去の裁判基準及び基準の理解が不十分であり、教育、研修、情報の共有、類似事例による指導等の手段を通じて裁判基準を早急に統一する必要があること等である。

5) 申訴率が高い水準を維持していること¹⁰。行政事件の申訴率が高いことと上訴率が高いことには同じ原因がある。申訴率が上昇する主要原因は新法で確立された再審申立事由の法定化にある。新法の実施後は当事者の再審申立てがさらに便利になり、法院が再審申立てを受理する要件が緩和され、高級人民法院及び最高人民法院の下級人民法院の裁判に対する監督もさらに直接的で、迅速になった。当然、一部法院の再審申立要件に対する理解が不正確であることも関係しており、ある法院は6か月の再審申立期間内に再審申立てが提出された場合、一律に受理しなければならないと考えており、新行訴法第91条で定められた再審申立要件が軽んじられている。

6) 訴訟取下げ率が下がり続けていること¹¹。数年来、全国法院の一番行政事件の訴訟取下げ率は下降傾向にあり、2013年41.87%、2014年30.23%から、2015年は21.60%まで下がっている。訴訟取下げ率の持続的な下降は、司法政策の影響を受けたことだけでなく、裁判官の結審に対するプレッシャーに関係するとともに、紛争解決の難度が高まっていることも反映している。調解による結審のために費やされる裁判官の時間と労力は一般的に判決による結審の場合よりも多いことから、今後の一定期間は、行政裁判官の調解に対する積極性の低い状態が続き、調解による結審割合はさらに下がる可能性がある。大局的な理解が必要な点は、一番の調解、訴え取下げ率の下降に伴って、一番裁判官の業務量が減少する可能性があるが、それに伴って上訴、再審申立率が上昇し、二審及び再審裁判官の業務量が増加する可能性がある点である。よって、「調解可能な事件は調解を実施し、判決すべき事件は判決を下す」ことは、現在の行政裁判において堅持すべき原則である。

7) 判決が発効した事件の差戻し・原判決変更率がなお非常に低いこと¹²。数年来、全国法院における判決が発効した事件の差戻し率、原判決変更率については一貫して大きな変化がなく、再審制度を通じて誤りが是正される割合は一貫して比較的低い。これは、一番、二審手続を経て、行政事件の質が基本的に保障され、刑事事件、民事事件と比較して行政事件の質には多くの者が想像するような格差は存在しないことを物語っており、再審申立制度の明らかな欠陥や、比較的大きな割合の再審申立事件自体の質にも必ずしも問題がないことを意味する。一部地域では行政事件の再審申立制度を反映し、既に最終審で敗訴した当事者のための廉価な権利擁護手段となっており、行政申立による再審制度の全面的改革が待たれる。

以上総括すれば、新行訴法施行からの1年間、行政裁判業務には喜ばしい変化があった。立案難問題が基本的に解決し、人民法院による協調和解はさらに理性的になり、

¹⁰ 文献①9頁参照。

¹¹ 文献①9～10頁参照。

¹² 文献①10頁参照。

判決方式により結審する割合が明らかに向上し、行政機関の敗訴率がやや上昇し、紛争を実質的に解決する行政裁判の位置づけがより一層明確となり、行政裁判における司法の公信力及び司法の権威が明らかに高まったということができ、1年間の実践は行訴法の改正目的が基本的に実現したことを示している。新法施行からの1年間、最高人民法院も非常に得難い歴史的機会を十分に利用し、一連の「連続技」により、積極的に立案登記制改革と足並みを揃えて、司法解釈及び司法政策を速やかに公布し¹³、行政区画を跨る管轄改革の深化を推進して、全国人民代表大会常務委員会に行政裁判活動に関する特別報告を行い、行政裁判白書及び典型案例の公布業務を全面的に深く推進し、新たな状況・問題の調査研究を積極的に実施し、新法の施行1周年の総括、宣伝を全面的に手配した。かかる一連の措置により、新法の徹底、実施を効果的に推進し、行政裁判活動のための好ましい外部環境を醸成したものである。

2 新行訴法の実施において存在する問題

最高人民法院行政庭・耿宝建裁判長によるコメントは、新行訴法の実施において存在する状況・問題点として、以下の点を指摘する¹⁴。すなわち、本改正では問題志向が堅持され、主要な矛盾をしっかりと把握し、主要な問題を解決することに重きが置かれたため、なお多くの問題が未解決であり、実務を通じて答えを出す必要があり、また、新法・新制度を全面的に実施するには、「行政復議法（行政不服審査法）」等の関連法もこれに合わせて改正することが必要である。1年間の実践を通じて、新法実施はなお「慣らし運転の時期」にあり、新法の実施状況を全面的、客観的に評価するには未だ機が熟していない。また、新法実施後の「変」と「不変」は今後もさらに観察する必要があり、現在、新法の限界効用逡減現象が短期間内に発生するか否かを判断することは困難であるため、行政訴訟が既に好ましい形で発展軌道に乗ったというには時期尚早である。むしろ、現在、新法実施において次のような新たな状況、新たな問題が発生しており、特に注意する必要がある。

1) [案多人少] (事件は多いが人が少ない) 現象が激化し、4等級の法院の事件件数の「逆ピラミッド」現象が日増しに深刻化¹⁵。立案登記制が実施され、事件受理範囲が拡大し、管轄等級の引上げ及び上級人民法院から下級人民法院への管轄権移転の取消に関する規定が定められ、再審申立事由が法定化され（実質的三審制）、再審申立事件は全て直近上級法院の管轄となり、行政事件に特有の上訴率、申訴率が高く、訴訟費用の調節の仕組みが機能しない等の要素が積み重なって、現在4級法院の事件件数はいずれも明らかに増加しており、法院の等級が高くなるほど受理件数は増加し、受理件数の「逆ピラミッド」現象が非常に顕著である。民事事件の85%以上を基層人

¹³ 立案登記については「立案登記の若干の問題に関する規定」全20条が、2015年4月13日に最高人民法院裁判委員会により決定され、同5月1日から施行されている。

¹⁴ 文献①10頁以下参照。

¹⁵ 文献①10頁参照。

民法院が審理する状況とは異なり、全国の基層人民法院・中級人民法院が受理する行政事件件数の割合はほぼ各50%である。中級人民法院が処理する一審事件の件数増加は、高級人民法院の二審事件及び最高人民法院の再審申立事件の件数激増を直接生じさせており、高級人民法院及び最高人民法院の下級に対する業務指導、司法政策制定等の機能発揮に影響を及ぼしており、高級人民法院及び最高人民法院における「案多人少」という矛盾が激化している。2015年に、多くの高級人民法院行政法廷の1人当たり事件処理件数は既に刑事、民事裁判部門を超えており、行政事件件数は高級人民法院総事件件数の中でかなり大きな割合を占める。司法改革試行地域において、行政事件件数の増加及び行政裁判官の定員減少は、行政裁判活動に影響を及ぼす重要な要素になっている。

2) 行政機関の出廷応訴の負担が明らかに増加¹⁶。行政事件件数の増加及び行政機関の出廷応訴への要求の高まりにより、各級行政機関の応訴力が明らかに不足し、法制部門は応訴に疲れ、行政不服審査の機能もいくぶん弱まり、全国の行政不服審査事件の件数は増加せず減少に転じている。維持決定を下した不服審査機関を共同被告とする制度及び原告が管轄法院を選択する制度は、不服審査機関が多くの地域の法院で応訴する現象を生じさせた。2015年に国土資源部が単独で被告となった事件が128件、不服審査により共同被告となった事件が163件、その合計は2014年比780%増で、計11の省、市で応訴した。住宅都市・農村建設部が単独で被告となった事件が24件、不服審査により共同被告となった事件が526件、その合計は2014年比478.9%増で、計8の省、市で応訴した。一部の不服審査機関の報告によれば、法廷審問における立証、証拠調べ、弁論等の主要業務は原行政機関が担当することから、不服審査機関は出廷しても何もせず、何も発言しないことが比較的一般的となっており、不服審査機関の出廷応訴の実質的効果については観察が必要である。また、一部地方の報告によれば、2015年に行政不服審査事件件数が減少し、不服審査の機能が若干弱まった。

3) 管轄改革の経験についてなお模索中¹⁷。新行訴法では「最高人民法院の承認を得て、高級人民法院は裁判活動の実情に基づき、若干の人民法院を指定し、行政区域に跨る行政事件を管轄させることができる」と規定しているが、最高人民法院はこれを受けて「人民法院の行政区域に跨る行政事件の集中管轄に関する指導意見」を公布し、全国各地でも個別に多様な形式の集中管轄法案を制定した。①中級人民法院の管轄区域内で複数の基層人民法院を指定し、行政区画に跨るその他の基層人民法院の行政事件を管轄させ、集中管轄法院は一般的に簡易手続事件、当事者が自由意思で当地の法院管轄を選択した事件及び訴訟以外の執行事件のみを管轄する（福建省、貴州市、広東省の試行法院は基本的にこの方式を採用）。②鉄道運輸法院の場所を借りて行政事

¹⁶ 文献①10頁参照。

¹⁷ 文献①10～11頁参照。

件の集中管轄を実施する（例えば、蘭州鉄道運輸中級法院、広州鉄道運輸中級法院と鉄道運輸基層法院、南京鉄道運輸基層法院と徐州鉄道運輸基層法院等）。③原告に管轄法院を選択する権利を付与することを特徴として、中級人民法院の管轄区に1～2か所の行政裁判区域中心法院を設立し、原告は自由意思で被告所在地の法院又は区域中心法院の管轄を選択する。④北京市、上海市の行政区画に跨る法院は一部行政事件を管轄する。また、一部地域ではさらに集中管轄と異地管轄、交叉管轄を組み合わせている。総括すると行政事件管轄改革は現在、なお統一モデル及び成熟した経験が不足しており、関連法院は当地の実務を踏まえて、各種の形式により模索し、行政の干渉を防止し、行政事件の集中及び限りある裁判官の集中を実現することを目標とし、行政裁判の専門化及び裁判官の職業化の実現、裁判基準の統一に努めている。もっとも、管轄改革には、集中管轄が真の意味で行政の干渉から脱却するにはなお実務経験が必要であり、行政裁判の現有人材の安定が非常に困難であり、行政裁判と当地の行政法執行との好ましい形での相互作用に空白が生じ、人民のための司法措置の実施難度が高い等の問題がある。

4) 訴権の濫用現象の早急な解決が必要¹⁸。新法及び立案登記制ではいずれも訴権に対する尊重・保護が強調されており、施行から1年間の状況にもこの所期の目標が既に基本的に実現されたことが反映されているが、立案審査制から立案登記制への移行過程において、一部法院は行政事件の立案について全く審査せず、立案すべきでない一部事件が法院に流れ込んでいる。2015年に終了した一審行政事件中では、訴え提起の却下裁定の割合が明らかに2014年よりも高いが、これは立案登記制に関係があるとともに、ごく少数の当事者による訴権濫用にも関係がある。訴権濫用の主な内容としては、①訴訟の繰返し（つまり同一行為の各手続段階について提訴を繰り返す、又は異なる行為、異なる行政機関について提訴を繰り返すもの）、②法律で定められた苦情・通報制度を利用し、仲裁、民事訴訟による解決がより適している紛争を行政紛争に転化して、行政機関の苦情、通報の調査、処理の職責不履行、不完全履行を理由として行政訴訟を提起するもの、③上・下級の行政機関間の層級監督（行政機関の等級順に従って上級機関が一級下の機関に対する監督を行う体制）に関する規定を利用して、下級行政機関の管轄事項につき、上級機関の監督、移送さらに調査、処理の職責不履行を理由として行政訴訟を提起するもの、④政府情報公開に関する立法が不完全、不明確であるという盲点をつき、申立てを受けた機関が法により政府情報を公開しないことを理由に行政訴訟を提起するもの、⑤訴訟手続権の濫用（例えば、管轄権の異議、忌避、行政機関責任者の出廷応訴の要求及び行政機関責任者の不出廷を理由とした陳述拒絶、法廷審理の進行の妨害等により法廷審理に協力しないもの）等が存在する。

5) 関連新制度の規定は比較的原則的であり、理解、執行が不統一。例えば、行政

¹⁸ 文献①11頁参照。

機関責任者出廷応訴制度の実施には必要な保障措置がない。法院は行政機関責任者の出廷応訴を提言することしかできず、明確な懲戒職権がなく、しばしば板挟み状態に陥る。原告はしばしば行政機関責任者が出廷しないことを理由に審理延期さらには裁判官忌避を求め、被告行政機関は人民法院の責任者出廷通知を無視、又は法院の越権行為であると判断する。責任者出廷応訴制度が全国的に不均衡である現象が非常に顕著である。さらに不服審査機関が維持決定を下した場合に共同被告になる制度において、不服審査機関が原行政行為の維持・変更決定を下した状況をどのように把握するのか、法廷審理及び判決において行政行為及び不服審査決定の適法性審査の違いをどのように把握、体現するかについて、運用に関する細則がない。行政合意事件の受理範囲の認識統一が早急に必要であり、その審理・判決方式もなお経験の蓄積が必要で、行政に係る法規範、民事に係る法規範及び行政合意において当事者が約定する関係もなお整理・明確化が必要で、行政合意の適法性及び契約性、行政行為と契約の締結、履行行為審査方式のさらなる明確化が必要である。行政事件を類型化した審理モデルがなお統一されておらず、審理の標準化及び適正化の程度が比較的低く、司法の不統一現象がしばしば発生している。一部の新制度、例えば、簡易手続の適用範囲、手続の設計、文書の作成には統一的基準がなく、あるべき役割が発揮されていない。

3 展望～新行訴法実施において存在する問題への対応

最高人民法院行政庭・耿宝建裁判長によるコメントでは、新行訴法の実施において存在する新たな状況・問題を解決するにあたり、次の活動を優先的に考慮すべきと指摘している¹⁹。

1) 立案登記の適正化である²⁰。立案登記制を正しく理解し、新行訴法及び司法解釈で定める立案要件を正確に把握し、立案庭と行政裁判庭の意思疎通、協調の仕組みを整備し、法により不立案裁定をなすべき事件は直接不立案裁定を下し、行政裁判庭が訴え提起の却下裁定を下すことによる訴訟負担の増加を減少させ、当事者の誤解を回避すべきである。また、立案部門も訴訟における指導を強化し、実質的紛争の解決及び当事者の実体的権益擁護を目標として、原告の訴訟負担の軽減だけでなく、司法資源及び行政機関の出廷応訴に関する資源の節約に有利となるようにすべきである。立案部門は、原告が被告と訴訟請求を正しく確定し、適切な行政行為を選択できるように指導し、訴え提起却下裁定の割合が過度に高い問題を効果的に緩和することにより、行政事件に一貫して存在する[官了民不了、案結事不了]（役人の問題が解決しても人民の問題が解決しない、結審しても問題解決しないこと）という現象を立案時から減少させ、行政訴訟手続の空転と訴訟繰り返しの問題を防止すべきである。

2) 当事者が訴権を正しく行使するよう保障、指導する²¹。事件があれば必ず立案

¹⁹ 文献① 1 2 頁以下参照。

²⁰ 文献① 1 2 頁以下参照。

²¹ 文献① 1 2 頁以下参照。

し、訴えがあれば必ず受理する原則を堅持するとともに、党第18期中央委員会第4回全体会議の「虚偽の訴訟、悪意の訴訟、理不尽な訴訟の繰返し行為に対する懲罰を強化する」旨の要求を徹底し、特定の事件類型、ごく少数の当事者の訴権濫用問題について、法により厳格に審査すべきである。条件を満たす事件にき、法により『中華人民共和国行政訴訟法』の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第3条を適用し、事件資料の確認、調査及び当事者への尋問により、直接訴え提起却下裁定を下す。政府情報公開、苦情通報、層級監督等分野において発生する訴権濫用状況について真摯に検討し、行政訴訟事件の受理範囲に関する理論、原告適格論、行政行為の効力理論、多段階行政手続に関する理論、成熟性原則、訴えの利益論、既判力理論、一時的権利救済に関する理論等を組み合わせ、当事者の正しい訴権行使を法により適正化し、指導する。

3) 行政機関責任者の出廷応訴に関する規定を全面的に理解すること²²。行政機関責任者出廷応訴制度は、中国の特色ある行政訴訟制度におけるイノベーションである。同制度は行政紛争を効果的に解決する上で、人民大衆の法治への信用を高める上で、行政法執行水準を向上させる上で、責任者が法を学び法を使用する能力を向上させる上でも、法律の権威を確立する上においても有益である。「行政機関の応訴業務の強化及び改善に関する意見」の関連精神によると、当該地域の人民大衆の生産、生活・社会の安定に係る集団事件、社会に重大かつ複雑な影響を及ぼす事件、法律を適用する価値がある重要事件、当地域の類似した法執行に比較的大きな影響を及ぼす可能性がある事件、係争金額が莫大な事件及び行政機関責任者の出廷を人民法院が書面で提言した事件につき、行政機関責任者は自ら出廷応訴しなければならない。職員に出廷応訴を委任するだけであってはならない。人民法院は訴訟に係る状況及び責任者の出廷応訴状況を速やかに行政機関に報告し、政府法制弁公室等のルートを通じて督促し、提訴された行政機関及びその責任者が適切に出廷応訴業務を実施するよう指導し、かつ責任者の出廷応訴状況の通報、審査を実施し、責任者の出廷応訴を誘導、奨励すべきである。また、行政機関責任者が出廷すべきであるにもかかわらず出廷しない場合も、事件の正常な審理を妨げないことを明確にし、原告に対する法解釈業務を適切に実施し、責任者が出廷するか否か、出廷しない正当理由があるか否か等の細かな点により法廷審理が妨害され、正常な法廷審理秩序が影響を受けないようにする必要がある。原告の訴権の誤った行使、忌避申立ての繰返し、行政機関責任者の不出廷を理由にして法廷審理に参加しない等の法廷規律違反行為について、法により適正化すべきである。

4) 事件管轄制度改革を完全な形で実施し4等級人民法院の機能的位置付けを模索する。新行訴法及び「人民法院の行政区域に跨る行政事件の集中管轄に関する指導意見」に定められた精神に基づいて、行政事件集中管轄改革を積極的かつ確実に、秩序

²² 文献①12～13頁以下参照。

正しく推進する。

5) 手続の繁簡分流（事件の事実，証拠，難易度，複雑度，情状の軽重等に基づき，事件を通常手続，簡易手続に明確に区別し処理を行うこと）を実施し「簡単な事件は迅速に審理し，難しい事件は詳しく審理する」姿勢を堅持する²³。事実が明らかで，権利義務関係が明確で，紛争が大きくない又は当事者が同意した事件は，簡易手続を適用することができる。不服審査機関を被告とする事件及び情報公開事件等の事件は類型化による処理を重視し，類似事件について行政事件略式裁判の仕組みを模索し，標準的な訴訟の適用について研究し，裁判基準の統一を実現すべきである。

6) 行政裁判の適正化及び標準化を強化し，行政裁判の質の向上を図る²⁴。行政事件の類型は複雑で，関係する管理分野が多く，行政上の法律関係が雑然としており，行政裁判官は法を選択し，法を解釈し，法を使用する高い能力が求められる。よって，行政裁判の質の向上を図るための思想と方法は，刑事，民事裁判とは区別すべきである。行政裁判は裁判業務の適正化及び標準化をさらに重視し，これにより裁判の水準を向上させ，裁判の基準を統一すべきである。行政事件の特徴により，行政裁判官が各行政管理分野において専門家であることは困難である。よって，行政裁判官内部において適切に専門化された役割分担により司法能力を高めるだけでなく，審理手順，開廷審理及び判決文の標準化を通じて裁判の質を保証し，裁判統一を確保すべきである。例えば，訴状，上诉状，再審申立書及び答弁書の書式を細分化することにより，当事者の訴訟参加，資料提出及び法廷審問への参加の適正化を実現する。一審，二審及び再審申立事件の裁判手順を整備し，判決文書式の統一化により，事件審理の標準化及び適正化を実現し，科学的評価のための基礎を固める。統一的な司法解釈が短期間では困難である状況下で，上級人民法院は個別事件の指導，指示伺いへの回答，典型事例の公布等の各種形式を通じて，認識が一致している法律の見解及び裁判基準をできる限り早く対外的に公布し，下級人民法院の司法業務を指導し，また行政機関に法執行のための指針を与え，「同じ事件に異なる判決」現象の減少及び予防を図るべきである。

7) 法による行政の指導を強化し，発生源から行政紛争を減少させる²⁵。法院の行政事件に対する裁判は紛争を収めることだけに満足してはならず，「権利の帰属を明確にする」ことをより重視し，裁判を下すことにより，物事を適正な方向に導くことに留意すべきである。規範性文書の同時審査を通じて，規範性文書制定機関による問題解決を速やかに提言すべきである。行政法規範が不完全，盲点が存在し，又は既に明らかに時代遅れである状況で，人民法院は法律の解釈，法律の盲点の補填等の方式を積極的に採用し，各方面の共通認識を得た前提の下で，能動的司法を堅持し，行政と司法の見解を統一し，行政法執行をリードすべきである。行政裁判白書及び司法意見

²³ 文献① 1 3 頁参照。

²⁴ 文献① 1 3 頁参照。

²⁵ 文献① 1 3～1 4 頁参照。

等の方式により、行政機関による行政法執行に存在する普遍的問題の解決に速やかに協力する。適法性審査を全面的に理解し、瑕疵が存在する又は軽微な違法行政行為につき、行政機関が速やかに誤りを是正し、補正又はその他救済措置を講じて、行政行為に存在する不備・問題を解決し、行政名宛人の理解を求め、紛争の実質的解決を促進することを奨励する。行政機関の最初の判断と行政訴訟の再審との関係に適切に対処し、行政行為の適法性は行政機関の行為実施時の証拠、根拠に基づいて評価することしかできない。しかし具体的裁判方式を選択するにあたり、行政行為の実施後に新たに発見された証拠、根拠に基づいて、行政行為の効力及び効果を引き続き承認するか否かについて事実即ち判断を下すことができる。特に行政登録、行政確認、行政裁決等の主に当事者が提供する資料に基づき民事上の権益を確定する行政事件で、行政機関が既に適正で慎重な注意義務を果たした場合には、人民法院は判決で取消し又は行政行為の違法確認するにあたり、原告の賠償請求を棄却することができ、さらに虚偽資料を提供した当事者に相応の訴訟費用及びその他合理的費用の負担を命じることができる。新行訴法の違法確認判決、賠償及び救済措置実施等の方式を弾力的に適用することにより、法律関係の安定を維持し、裁判が社会管理秩序に与える比較的大きな衝撃を回避すべきである。

8) 行政紛争の多元的な解決の仕組みの構築を積極的に模索する²⁶。行政紛争を解決するにあたり、行政訴訟を含む多元的紛争解決の仕組みが共同で役割を発揮する必要がある。人民法院は行政機関との意思疎通、協調を強化し、訴訟と行政調解、行政不服審査、行政裁決等の仕組みとの連携を促進すべきである。

9) 行政裁判官の人材育成及び業務研修を強化する²⁷。行政事件の質と効率は最終的に行政裁判官の資質で決まるものであるが、行政裁判官の「量が少なく質が低い」現象は根本的改善には至っておらず、実務上のニーズへの適応が困難であることから、行政裁判官の人材育成強化が現在最も重要である。行政裁判官の人材育成を省以下の人・財・物の集中管理、裁判官定員制改革と緊密に組み合わせ、行政裁判の実務に適合する審査制度及び行政裁判官選抜制度を制定すべきである。行政裁判官の定員を科学的に確定し、裁判官と司法補助人員の編成比率を適正に定め、裁判官補佐、書記官の設置にあたり、裁判官のチーム構築に関する要件を満たし、裁判官の事務的業務の負担を軽減すべきである。

10) 現在進行中の複数の法令改正業務に積極的に参加する²⁸。国务院法制弁公室は現在、「訴訟費用交納弁法」「政府情報公開条例」「行政復議法」等の改正を進めているところ、上述法令の改正業務を主体的に重視し、積極的に参加し、建議及び意見を速やかに提出し、現在の際立った問題を解決すべきである。

まず、行政裁判の特徴に適合した段階制費用徴収制度を検討し、評価した上で制定

²⁶ 文献①14頁参照。

²⁷ 文献①14頁参照。

²⁸ 文献①14頁参照。

し、事件分類における訴訟費用の役割を十分に発揮させ、多元的な仕組みによる解決を促進し、当事者の上訴権及び再審申立権を科学的に行使するよう指導すべきである。

また、政府情報公開を促進するとともに、公開の範囲・内容を科学的に確定し、政府情報公開の申請に「困難」と「濫用」が併存する現象を解決し、行政系統内部で情報公開に係る紛争を解決する仕組みを構築、整備することを奨励し、公民の情報公開申請権を速やかに保障するだけでなく、大量の情報公開関連紛争が直接司法手続に流れ込まないようにすべきである。

さらに「行政復議法」改正業務に積極的に参加し、省以下の行政不服審査の管轄権集中改革の行政裁判業務への影響を重視し、不服審査機関により多くの職権を与え、行政の一体化を強化し、行政機関及び不服審査機関の不要な訴訟負担を軽減すべきである。不服審査機関を被告とする事件件数の急増及び全体の敗訴率が極めて低い現象を解決することに留意し、不服審査と訴訟の関係及び管轄等の問題を全面的に考慮し、不服審査と訴訟との連携モデルを適正に確定し、制度の総合力を形成させ、国情に適合した行政紛争の多元的解決メカニズムを構築すべきである。

第4章 結語に代えて・公益訴訟に関する2017年改正

第1 検察機関提起による民事公益訴訟・行政公益訴訟の追加

1 民事公益訴訟の展開

2017年6月27日、第12期全国人民代表大会常務委員会会議において、検察機関提起による公益訴訟を新たに追加する中国民訴法、行訴法の改正が決定されて7月1日から施行されており、民事・行政公益訴訟に関する基本的体系が明らかにされている。以下、本稿の結語に代えて2017年法改正の要点を指摘したい。

1) 民事公益訴訟の創設

民訴法55条 環境汚染、多数消費者の合法的權益侵害等の社会公共利益を害する行為に対して、法律が規定する機関及び関係組織は、人民法院に訴訟を提起することができる。

中国の公益訴訟は1990年代から検察機関による試行業務が開始され²⁹、環境汚染対策に重点を置いた規範性文書や環境保護法廷による実践を踏まえて、2012年8月決定の新民訴法55条³⁰により法律上の制度として創設された。

民事公益訴訟は、事件と直接的利害関係のない民事主体が社会公共利益の保護の

²⁹ 1997年の河南省方南県検察院による国有財産低廉譲渡に関する公益訴訟を嚆矢とし、2000年公布の最高人民検察院「検察の職能強化、法による国有資産の保護に関する通知」に基づき、各地の検察機関が国有資産流失、環境汚染、独占・不当競争行為の制止、消費者權益保護等の公益訴訟に取り組み、2012年までの提訴数は143件であった（全国人大法工委民法室編『民事訴訟法立法背景と観点全集』（法制出版社、2012）（文献②と略）293頁参照）。

³⁰ 新民訴法55条につき全国人大法工委編・王勝明主編『中華人民共和國民事訴訟法積義・最新修正版』（法律出版社、2012）（文献③と略）100頁以下参照。

ために提起する訴訟である³¹。行政機関による社会公共利益の保護を原則としつつ、行政監督管理の不足・限界を補うもの³²としての補充性と民事訴訟主体における直接的利害関係原則（民訴法119条1号）の例外としての謙抑性をベースに制度設計された新民訴法55条は、公益訴訟の原則的枠組み、すなわち訴訟対象となる公益侵害の内実を環境汚染と多数消費者の合法的権益侵害等とし、かつ訴訟主体については法律が規定する機関・関係組織と明記している。

2) 関連法による民事公益訴訟の具体化

消保法47条 多数消費者の合法的権益を侵害する行為に対して、中国消費者協会及び省、自治区、直轄市に設立された消費者協会は、人民法院に訴訟を提起することができる。

環保法58条 環境を汚染し、生態系を破壊し、社会公共利益を害する行為に対して、下記条件に適合する社会組織は、人民法院に訴訟を提起することができる。

(一) 法により区を設けている市級以上の人民政府民政部门に登録していること

(二) 環境保護公益活動に連続5年以上専門的に従事し、かつ違法記録がないこと

2 前項規定に適合する社会組織が人民法院に訴訟を提起する場合、人民法院は法によりそれを受理しなければならない。

3 訴訟を提起した社会組織は、訴訟を通じて経済的利益を貪ってはならない。

上記民訴法の原則的規定をうけて、さらに2013年10月の新消費者権益保護法47条が消費公益訴訟を、2014年4月の新環境保護法58条が環境公益訴訟をそれぞれ規定し、その適用範囲と訴訟主体の要件等を明らかにしたが、その本格的な実施には不十分であり、関連司法解釈の公布を待つ状況が続いていた³³。

2 検察機関提起による民事・行政公益訴訟

1) 2015年7月授権決定

この点、2012年新民訴法、2014年新環保法の改正過程では検察機関を公益訴訟の提訴主体とすることも検討されたが、採用には至らず継続課題とされていた³⁴。もっとも、2014年10月四中全会決定で強調された司法制度改革の一つに

³¹ この点、公益保護目的で提起された訴訟は全て公益訴訟であり、公益侵害と直接的利害関係ある原告が提起した訴訟も含むとする広義説もあるが、立法起草機関は民事公益訴訟概念につき本文のように狭義説をとり、通常民事訴訟と峻別する（文献③101～102頁参照）。

³² 「行政監督管理の限界の補充」とは、①実務上顕著な「違法コスト安、遵法コスト高」（法規制を遵守するより行政罰を払って違法操業を続ける方がコスト安）現象から、行政罰等では違法行為を抑止できず、公益損害の填補に不十分なこと、②地方保護主義等の制約を受けた行政機関が公益侵害に対して力を発揮できず、又は権限行使に消極的・不作為である状況への対応である（文献②298頁参照）。

³³ その後に最高人民法院は、①公益訴訟に共通する具体的訴訟手続につき2015年1月『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する解釈」（284～291条）を、②環境民事公益訴訟特有の問題につき2014年12月「環境民事公益訴訟事件を審理する際に適用する法律の若干問題に関する解釈」全35条を、さらに③消費民事公益訴訟について2016年4月「消費民事公益訴訟事件を審理する際に適用する法律の若干問題に関する解釈」全19条をそれぞれ規定して、公益性・実効性の確保が目指されている。

³⁴ 民訴法改正案起草段階では、検察機関は憲法上の法律監督機関として主に国家機関と関係組織及び職員への法執行、法律遵守を監督する方法（訴え提起の督促・支持、刑事附帯民事訴訟）によって公益を保護するため、原則として直接の公益訴訟提起は不相当であり、特別の原因で公益代表機関がないか、

『検察機関提起による公益訴訟制度の構築』が掲げられ、2015年7月には全国人大常務委員会で「一部地域における公益訴訟の試行業務実施について最高人民検察院に授権することに関する決定」が可決された。この『授権決定』は、検察機関が提起する公益訴訟の事件範囲として生態環境及び資源の保護、食品・医薬品の安全性³⁵、国有財産の保護、国有地使用権の譲渡等の分野とする旨を定めるが、これらは国家・社会公共の利益保護に直接関わる分野であり、かつ公衆が非常に注目する民生分野でもある。

2) 2017年6月民訴法・行訴法の改正決定

上記『授権決定』に基づいて北京市等13の省・区・市において2015年7月から試行業務が開始され、2年間の実践を踏まえて³⁶2017年6月全国人大常務委員会の民訴法・行訴法の改正決定により、検察提起による民事公益訴訟（民訴法55条2項）と行政公益訴訟（行訴法25条4項）が新たに追加された。

民訴法55条2項 人民検察院は、職責履行に際して生態環境と資源保護の破壊、食品・医薬品の安全性の領域で多数消費者の合法的權益を侵害する等の社会公共利益を害する行為を発見した場合に、前項で規定する機関及び組織が存在しないか、又は前項で規定する機関及び組織が訴訟提起しない状況において、人民法院に訴訟を提起することができる。前項で規定する機関又は組織が訴訟を提起した場合には、人民検察院は訴訟提起を支持することができる。

行訴法25条4項 人民検察院は、職責履行に際して生態環境と資源の保護、食品・医薬品の安全性、国有財産の保護、国有地使用権の譲渡等の領域で管理監督職責を負担する行政機関に違法な職権行使又は不作為があり、国家利益又は社会公共利益が侵害を受けたことを発見した場合、行政機関に対して検察建議を提出し、その法に基づく職責履行を督促しなければならない。行政機関が法に基づく職責履行をしない場合には、人民検察院は法に基づき人民法院に訴訟を提起する。

3) 上記改正法のポイントは次のとおりである。第1に検察提起による公益訴訟の事件範囲につき、①行政公益訴訟では「授権決定」と同様に、生態環境及び資源の保護、食品・医薬品の安全性、国有財産の保護、国有地使用権の譲渡等の領域での国

その不作為状況下に限り提訴可能としていたが、2012年新民訴法では採用に至らなかった（文献③113頁参照）。

³⁵ 国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」の支援対象法令ともされたように、中国の食品安全問題が喫緊の課題であることは、「舌の上の安全を守る史上最も厳格な法」と称される2015年食品安全法の改正論点と新法の執行検査報告に顕著に現れている（白出『国民生活研究』第57巻1号26頁以下参照）。

³⁶ 2015年7月から2017年5月までに各試行地域の検察機関が処理した公益訴訟事件は7886件であり、このうち訴訟前手続を行った事件が6952件、提訴した事件は934件である。訴訟前手続が行われた事件のうち、行政機関が主体的に違法行為を是正した事件が4358件、関連社会組織が提訴した事件が34件である。提訴事件のうち、人民法院が判決を下して結審した事件は222件であり、全ての事件において検察機関の訴訟請求が支持されている。試行業務における事件内訳は、生態環境・資源保護分野が5579件、食品・薬品安全分野が62件、国有資産保護分野が1387件、国有土地使用権の譲渡分野が858件である（草案説明について全国人大HPの下記URLを参照）。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-06/29/content_2024890.htm。

家・社会公共利益の侵害とする。他方、②民事公益訴訟では生態環境及び資源の保護、食品・医薬品の安全性等の領域での多数消費者の合法的權益侵害等の社会公共利益の侵害としている。

第2に、①行政公益訴訟の提起前において、檢察機關は、行政機關に対して檢察建議を提出し、法に基づく職責履行を督促しなければならず、依然として行政機關が不作為の場合に提訴する旨を定める。他方、②民事公益訴訟では、法律が規定する機關・関係組織が不存在、又は法律が規定する機關・関係組織が提訴しない状況において、檢察機關は人民法院に提訴することができ、法律が規定する機關・関係組織が提訴した場合は、檢察機關は当該訴えを支持できる旨を定める。

4) 檢察機關提起による公益訴訟制度を制定する意義・必要性として、「草案説明」は次の点を指摘している。すなわち、第1に、国家及び社会公共の利益をより手厚く保護する上で有益であること。具体的にはまず生態環境及び資源の保護、次に民生分野の保護（生活ゴミの処理、飲料水の安全、食品・医薬品の管理監督等）、さらに国有財産保護の各分野である。

第2に、公益保護体系の継続的整備を促進すること。すなわち、①行政公益訴訟主体の不在を補う意義がある（行政機關が違法を是正しない、又は職責履行を怠る状況の下で、檢察機關は檢察建議、公益訴訟の提起等の方式を通じ、行政機關が法による公益保護の職責を履行するよう促し、人民法院に行政公益訴訟を提起し、国家・社会公共の利益が効果的に保護される状況を確保する）。

②行政機關が法に基づく行政、厳格な法執行を行うよう促すことができる。行政公益訴訟では訴訟前手続が必須の手続とされており、檢察機關は檢察建議の提出を通じて、行政機關が法に基づき職責を履行するよう促し、行政機關の法による行政に対する主体性・積極性を強化できる。

③法律の規定する機關及び組織が公益保護に積極的に参加するよう働きかける。民事公益訴訟において、檢察機關が積極的に関係社会組織と交流し、条件を満たす社会組織が公益訴訟を提起するよう誘導、支持、提言し、法律相談、証拠収集等の面から専門的な支援・協力を行うことは、行政機關、社会公益組織、司法機關が共同で公益を保護する体制を構築する上で有用である。

第3に、檢察機關による公益訴訟提起制度の内容が試行による検証を受けたこと、及び試行業務が各方面から認められたこと、である。

5) 上記の改正法は、いずれも檢察機關提起による公益訴訟制度に関する原則的規定にとどまるため、今後さらに檢察機關による公益訴訟の提起及び人民法院による公益訴訟事件の審理に関する具体的手続に関する規則が制定される予定であり、これらによって公益訴訟制度の全貌が明らかとなる。さらなる実務の蓄積と理論的發展が期待されるところである。

以上

活動報告

【会 合】

アジア・太平洋法制研究会第9回国際民商事法シンポジウム 「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス ～ ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア ～」

国際協力部教官

大 西 宏 道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、平成29年（2017年）9月12日（火）、「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア ～」と題して、アジア・太平洋法制研究会第9回国際民商事法シンポジウムを開催した。以下、その概要を報告する。

第2 背景

法務総合研究所は、国際民商事法センターと共に、平成8年度から、アジア太平洋地域における民商事法分野に関する法制比較のためのアジア・太平洋法制研究会を開催し、これまで、倒産法制（平成8年度、同9年度）、企業倒産と担保法（平成10年度、同11年度）、ADR（平成12年度、同13年度）、知的財産権（平成14年度、同15年度）、国際会社法（平成16年度、同17年度）、株主代表訴訟（平成18年度～同20年度）、監査制度（平成21年度～同23年度）及び会社情報提供制度（平成24年度～同26年度）をテーマとして実施した。

これらの研究活動の発表の場として、「国際民商事法シンポジウム」を過去8回大阪で開催し、研究会の委員のほか、アジア太平洋地域から専門家を招へいし、各国の法制の現状、実務上の問題点及び今後の方向について意見を交わしてきている。

平成27年度からは、新たに「会社法実務研究会」を立ち上げ、同29年度までの3か年を活動期間とし、アジア太平洋地域における会社法実務制度について比較研究を行っている。

近年、東南アジア地域では、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国を中心としてめざましい経済発展と国際化の進展が見られるところ、勤勉、低廉かつ豊富な労働力等が魅力となり、日本企業の進出が急速に進んでいる。我が国としては、東南アジア諸国と共に、更に一層の経済交流を促進し共に繁栄の道を歩むため、それぞれの国について理解を深め、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探求していくことが望ましい。

会社法制、特に、コーポレート・ガバナンスの在り方については、1990年代に、経済協力開発機構（OECD）が、先進国のみならず途上国を含めたコーポレート・ガバナンスの在り方を議論し始めたこと等により、東南アジア地域においても議論されるように

なっているが、これまで、東南アジア地域におけるコーポレート・ガバナンスの実態について比較研究はあまり行われていない。

しかし、日本企業の進出に当たって、東南アジア地域のコーポレート・ガバナンス、特に、機関設計、役員の実務等に関する法制度及び実務の状況を把握することは必要性が高いものと考えられる。

そのような状況を踏まえ、東南アジア地域の数か国を対象に、実務的ニーズを踏まえた比較研究を行うことにより、日本企業の海外進出及び現地における事業活動の実施に役立てるため、本研究会を立ち上げたものである。

本研究会では、ベトナム、カンボジア、ミャンマー及びインドネシアを対象国として選択した上で、各対象国の会社法実務に関する専門家に対してヒアリングを行い、本研究会の委員による現地調査を実施するなどして、各対象国における会社の機関設計、役員の実務とその追及に関する法制度及び実務の状況等を中心に研究を進めてきた。

本研究会の最終年度に当たる本年度は、これまでの研究活動を踏まえ、対象国における会社法実務の現状及び課題並びに我が国企業が進出等するに当たっての考察等についての研究成果を広く公表し、更なる討論を行うべく、各対象国の専門家を招へいた上で、公開のシンポジウムを開催することとした。

なお、本研究会の対象国は、我が国が、長期専門家を派遣し、重点的に法制度整備支援を実施している国々であるため、本シンポジウムにおいては、それらの国々に対する我が国による法制度整備支援の概要について紹介し、その理解を深めることとした。

第3 シンポジウムの概要

本シンポジウムにおいては、第1部は、会社法実務研究会の座長である弁護士法人大江橋法律事務所代表パートナーの国谷史朗弁護士から、「会社法実務研究の意義」として、本シンポジウムの趣旨及び研究の概要について説明があった後、法務省法務総合研究所国際協力部の伊藤浩之副部長から、「研究対象国に対する我が国による法制度整備支援」として、同部の法制度整備支援活動の概要について説明があった。



【シンポジウムの様子】

その後、第2部は、「ベトナムにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題」と題して、ベトナム中央経済管理研究所（CIEM）のファン・ドウック・ヒエウ次長，弁護士法人大江橋法律事務所の川島裕理弁護士及び大阪府立大学経済学研究科の古川朋雄准教授から、「カンボジアにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題」と題して、PYT & アソシエーツ法律事務所のポティム・ユン弁護士（カンボジア），関西学院大学法学部の石田眞得教授及び中本総合法律事務所豊島ひろ江弁護士から、「ミャンマーにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題～新会社法案を中心に」と題して，西村あさひ法律事務所ヤンゴン事務所のチー・チャン・ニェインフォーリンアトニー，弁護士法人北浜法律事務所の児玉実史弁護士，住友商事株式会社の林秀樹関西法務チーム長から、「インドネシアにおけるコーポレート・ガバナンスの進展」と題して，アセガフハムザ&パートナーズ法律事務所のエコ・アフマッド・イスマリ・バシュニ弁護士（インドネシア），堂島法律事務所の飯島奈絵弁護士及び京都大学大学院法学研究科の北村雅史教授から，国別発表があった。



【国別発表の様子】

第3部は，弁護士法人北浜法律事務所の児玉実史弁護士の進行により，会場との質疑応答及び全体パネルディスカッションを行い，最後に，国谷史朗弁護士から，総括があった。パネルディスカッションにおいては，例えば，取締役の不当な行為を止めるための手段の内容，債権者に対する取締役に対する損害賠償請求の可否，会社を清算するとき日本人取締役の出国制限の有無等，日本の会社が現地に進出に当たって，参考となり得ることについて，活発な議論が行われた。

なお，本シンポジウムの内容は，公益財団法人国際民商事法センターから，議事録が発行されるほか，また，その内容を含めた本研究会の研究の成果について，後日，冊子にまとめられる予定である。

第4 おわりに

本シンポジウムは，あいにくの天気にもかかわらず，延べ約100名の多くの企業関係

者、法律家、研究者、学生等の参加があった。

本シンポジウムにおいては、ベトナム、カンボジア、ラオス及びインドネシアから招へいた現地専門家から、分かりやすい発表が行われ、その上で、日本側の担当委員から、的確な質問等がされたため、会場の参加者にとっても各国の法制度に対する理解をより深められたのではないかと思われる。

本シンポジウムの開催に当たり、さまざまに協力いただいた、招へい専門家、本研究会の委員の先生方、国際民商事法センター、大阪商工会議所、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部、大阪弁護士会、公益社団法人関西経済連合会を始めとする関係者の皆様に、この場を借りて御礼を申し上げたい。



アジア・太平洋法制研究会

*THE STUDY GROUP ON LEGAL SYSTEMS IN THE ASIA-PACIFIC REGION
PRESENTS*

THE 9TH SYMPOSIUM ON INTERNATIONAL CIVIL AND COMMERCIAL LAW

CORPORATE GOVERNANCE IN FOUR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES

- VIETNAM, CAMBODIA, MYANMAR AND INDONESIA -

【東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス】

～ ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア ～

法務省 法務総合研究所 国際協力部

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT, RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE MINISTRY OF
JUSTICE, JAPAN

公益財団法人 国際民商事法センター

INTERNATIONAL CIVIL AND COMMERCIAL LAW CENTRE FOUNDATION

(共催:大阪商工会議所, 後援:独立行政法人国際協力機構, 独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部, 大阪弁護士会, 公益社団法人関西経済連合会)

(CO-HOSTED BY: THE OSAKA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY, SUPPORTED BY: JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY, JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION OSAKA HEADQUARTERS, OSAKA BAR ASSOCIATION, KANSAI ECONOMIC FEDERATION)

TIME TABLE

10:00 - 10:10 開会挨拶 Opening Address

法務省法務総合研究所長 佐久間 達哉

Mr. Tatsuya Sakuma, President, Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice (MOJ)

第1部 Session 1

10:10 - 10:25 会社法実務研究の意義 Purpose of studying company law practices

代表パートナー・弁護士・弁護士法人大江橋法律事務所 国谷 史朗

Mr. Shiro Kuniya, Managing Partner, Oh-Ebashi LPC & Partners

10:25 - 10:40 研究対象国に対する我が国による法制度整備支援

Legal technical assistance of Japan toward study target countries

法務省法務総合研究所国際協力部副部長 伊藤 浩之

Mr. Hiroyuki Ito, Deputy Director of the International Cooperation Department (ICD), RTI, MOJ

第2部 Session 2

10:40 - 11:30 各国別発表 1 Country Report 1

「ベトナムにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題」

“Current status of, and challenges in corporate governance in Vietnam”

ベトナム中央経済管理研究所(CIEM)次長 ファン・ドウック・ヒエウ

Mr. Phan Duc Hieu, Vice President, Central Institute for Economic Management (CIEM)

弁護士・弁護士法人大江橋法律事務所 川島 裕理

Ms. Yuri Kawashima, Partner, Oh-Ebashi LPC & Partners

大阪府立大学経済学研究科准教授 古川 朋雄

Associate Prof. Tomoo Furukawa, Osaka Prefecture University Graduate School of Economics

11:30 - 12:20 各国別発表 2 Country Report 2

「カンボジアにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題」

“Current status of, and challenges in corporate governance in Cambodia”

弁護士(カンボジア)・PYT & アソシエーツ法律事務所 ポティム・ユン

Mr. Potim Yun, Principal of PYT & Associates

関西学院大学法学部教授 石田 眞得

Prof. Masayoshi Ishida, School of Law and Politics, Kwansai Gakuin University

弁護士・中本総合法律事務所 豊島 ひろ江

Ms. Hiroe Toyoshima, Partner, Nakamoto & Partners

Lunch Break (12:20 - 13:20)

13:20 - 14:10 各国別発表 3 Country Report 3

「ミャンマーにおけるコーポレート・ガバナンスの現状と課題～新会社法案を中心に」

“Current status of, and challenges in corporate governance in Myanmar –with a focus on the new Companies Law ”

西村あさひ法律事務所ヤンゴン事務所フォーリンアトニー チー・チャン・ニェイン

Mr. Kyi Chan Nyein, Foreign Attorney, Nishimura & Asahi (Yangon Office)

弁護士・弁護士法人北浜法律事務所 児玉 実史

Mr. Masafumi Kodama, Partner, Kitahama Partners

住友商事株式会社関西法務チーム長 林 秀樹

Mr. Hideki Hayashi, Team Leader of Kansai Legal Team, Legal Department, Sumitomo Corporation

14:10 - 15:00 各国別発表 4 Country Report 4

「インドネシアにおけるコーポレート・ガバナンスの進展」

“Progress in corporate governance in Indonesia”

弁護士(インドネシア)・アセガフ・ハムザ&パートナーズ法律事務所

エコ・アフマッド・イスマリ・バシュニ

Mr. Eko Ahmad Ismail Basyuni, Partner, Assegaf Hamazah & Partners

弁護士・堂島法律事務所 飯島 奈絵

Ms. Nae Iijima, Partner, Dojima Law Office

京都大学大学院法学研究科教授 北村 雅史

Prof. Masashi Kitamura, Kyoto University Graduate School of Law

Break (15:00 - 15:15)

第3部 Session 3

15:15 - 15:45 会場との質疑応答 Questions and Answers with the Audience

(進行) 弁護士・弁護士法人北浜法律事務所 児玉 実史

Moderator: Mr. Masafumi Kodama, Partner, Kitahama Partners

15:45 - 16:35 全体パネルディスカッション General Panel Discussion

(進行) 弁護士・弁護士法人北浜法律事務所 児玉 実史

Moderator: Mr. Masafumi Kodama, Partner, Kitahama Partners

16:35 - 16:50 総括 Wrap-up

代表パートナー・弁護士・弁護士法人大江橋法律事務所 国谷 史朗

Mr. Shiro Kuniya, Managing Partner, Oh-Ebashi LPC & Partners

16:50 - 17:00 閉会挨拶 Closing Address

公益財団法人国際民事法センター理事 小杉 丈夫

Mr. Takeo Kosugi, Director, International Civil and Commercial Law Centre Foundation

GUEST SPEAKERS



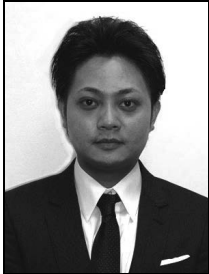
ベトナム
ファン・ドゥック・ヒエウ次長 ベトナム中央経済管理研究所
MR.PHAN DUC HIEU, VICE PRESIDENT, CENTRAL INSTITUTE FOR ECONOMIC
MANAGEMENT

1995年 ホアン・ロン法律事務所(ハノイ)法律顧問
1997年 中央経済管理研究所 政策研究員
2015年 現職



カンボジア
ポティム・ユン弁護士 PYT&アソシエーツ法律事務所
MR. POTIM YUN, PARTNER OF VDB LOI IN CAMBODIA, PRINCIPAL OF PYT &
ASSOCIATES (LAW FIRM), ATTORNEY AT LAW, TRADEMARK ATTORNEY,
COMMERCIAL ARBITRATOR

2001年 人権促進擁護カンボジアリーグ NPO 上席調査官
2004年 DFDL メコンカンボジア法律事務所上席法律顧問
2012年 現職



ミャンマー
チー・チャン・ニェイン弁護士 西村あさひ法律事務所ヤンゴン事務
所フォーリンアトニー
MR. KYI CHAN NYEIN, NISHIMURA & ASAHI (YANGON OFFICE)
FOREIGN ATTORNEY

2005年 ミヤット・カウン&パートナーズ法律事務所上級弁護士
2012年 西村&あさひ法律事務所(東京オフィス)外国人弁護士
2014年 現職



インドネシア
エコ・アフマッド・イスマリ・バシュニ弁護士 アセガフ・ハムザ&パー
トナーズ法律事務所
MR. EKO AFMAD ISMAIL BASYUNI, PARTNER, ASSEGAF HAMZAH &
PARTNERS,

1999年 インドラワン・ヘイスキ&パートナーズアソシエイト
2000年 インドネシア銀行再編局法律顧問
2005年 現職



法務省 法務総合研究所国際協力部

International Cooperation Department

Research and Training Institute

Ministry of Justice, Japan

お問合せ

〒553-0003

大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎

TEL : 06-4796-2153

E-mail : icdmoj@i.moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html

【国際研修・共同研究】

第57回ベトナム法整備支援研修（首相府）

国際協力部教官（現 JICA 長期派遣専門家）

松尾 宣宏

第1 はじめに

1 概要

法務総合研究所国際協力部は、2017年7月17日（月）から同月29日（土）まで（移動日を含む。）、グエン・スアン・ティンベトナム首相府官房副長官を団長とする研修員10名¹を対象に、第57回ベトナム法整備支援研修を実施した。

本研修は、2015年4月開始の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（以下、「現行プロジェクト」という。）の一環として、カウンターパートの一つである首相府を対象として実施されたものである。

2 背景・目的

(1) 首相府のカウンターパートとしての位置付け

ベトナム首相府は、現行プロジェクトにおいて、新たに対象機関となったものであり、ベトナム政府が国会に提出する法規範文書（ベトナムにおける広義の法令）の審査を行う権能を有しているほか、関係省庁の総合調整機能も有しており、ベトナムにおける法規範文書の制定段階や、法規範文書を作成する前提としての政策立案・調整の段階において重要な役割を果たしている。

現行プロジェクトにおける成果の一つに、ベトナムにおける「法令の整合性・明確性の確保」があるところ、法令の整合性・明確性確保に向けた取組みにおいては、これまで、2回の本邦研修において、法令審査のための技術的側面の知見・経験の共有を図ってきた²ところであり、今後、さらに、具体的な法令を題材とし、具体的に検討しながらその能力向上を図る必要がある。

(2) 研修テーマ選定の背景

この点、近時、現行プロジェクトでは、不動産・動産等あらゆる財産を対象とした統一的な財産登記法の制定に向けた支援活動を重点化させている³。

同法の所管はベトナム司法省であるが、ベトナムでは、現状、様々な財産登録の制度が所管機関を別々とする複数の法規範文書によって根拠づけられている。

このような事情に鑑みれば、財産登記法の制定に当たっては、政策立案や制度設

¹ 研修員は、別紙1（名簿）のとおり。

² 2016年度的首相府対象の本邦研修については、ICDNEWS 第69号「第53回ベトナム法整備支援研修」（筆者執筆）を参照されたい。

³ 財産登記法関連の取組み全般については、ICDNEWS 第72号「ベトナムにおける財産登記法制定支援」（川西一・前ベトナム長期派遣専門家執筆）を参照されたい。

計の段階から、これら関係機関との調整を図り、関係各法規範文書との整合性に十分留意することが必要であるところ、関係機関の総合調整を担う首相府に対し、安定した運用を誇る日本の不動産登記制度等の知見と経験を共有し、充実した財産登記制度がもたらす効能を理解させることは、財産登記法の制定に向けた活動の重要性を理解させ、その活動を推進する効果を生むこととなる。

また、そのような効果と併せ、財産登記法という具体的な法令を題材とし、法令の整合性・明確性確保に向けた首相府職員の審査能力の向上という効果も見込める。

さらに、首相府は、近時、不良債権処理や金融機関再編に向けた活動や民事執行の充実化にも非常に関心を有しているところ、不良債権処理や金融機関再編に当たっては、担保財産の円滑な処理が大きな役割を果たし、そのためには安定した登記制度が必要不可欠である上、民事執行の実効性は、安定した担保法制及び登記制度に支えられているといえる。

首相府の上記関心事項との関係からも、財産登記制度の構築が大きな意義を有することをインプットすることで、首相府にますますその重要性を理解させるという効果が期待できる。

- (3) 以上のような背景から、本研修は、講義や研修員との意見交換を通じて、登記制度、執行制度等に関する法制やその重要性、それらが実効的に機能する状況に対する理解を深め、ベトナムにおける財産登記法の制定や、首相府の法規範文書に対する審査能力の向上に貢献することを目的として実施した。

第2 研修内容⁴

本研修では、不良債権処理、民事執行及び登記制度のテーマが相互に関連するものであることから、研修の具体的なプログラムを構成するに当たっても、研修テーマ相互の関連性に留意した。

1 表敬訪問

研修員は、佐久間達哉法務総合研究所長（7月18日午前）及び黒川弘務法務事務次官（7月19日午後）をそれぞれ表敬訪問した。

各表敬訪問において、研修員は、今回の研修実施についての感謝の意を述べ、佐久間所長及び黒川事務次官からは、それぞれ、今後も、日本とベトナムの法・司法分野の交流が続いていくこと、今回の本邦研修が実り多いものになることを願う旨の発言がなされた。

2 民事執行制度の経験や知見についてのインプットを目的とするもの

(1) 講義「日本の民事執行・民事保全法制について」（7月18日午後）

当部梅本友美教官において、日本の民事執行法、民事保全法について講義を行い、日本において、民事関係の権利実現がどのようにして行われているかについての概

⁴ 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

要のインプットを行った。

(2) 講義「比較法の観点から見た民事執行制度」(7月26日午前)

立命館大学の平野哲郎教授から講義をいただき、日本だけでなく、アメリカやドイツなど、様々な国々の民事執行制度を比較しながら、そのメリット・デメリットについて検討しつつ、ベトナムにとって理想的な民事執行はどのようにあるべきかについて併せて検討した。

(3) 大阪地方裁判所民事執行センター訪問(7月26日午後)

大阪地方裁判所民事執行センターを訪問し、同センターの裁判官、書記官及び執行官と意見交換を行うとともに、実際の民事執行の手続きの現場を見学したことで、研修員たちは、日本の民事執行が効率的に行われている点についての理解を深めていた。

3 日本の登記制度についての経験や知見についてのインプットを目的とするもの

(1) 講義「日本の財産登記制度の概要」(7月21日午後)

当部大西宏道教官から講義を行い、不動産登記制度を中心とした日本の登記制度の概要についてインプットを行った。

研修員は、登記に関して特別な知見を有するものではないため、当初、技術的側面が強い登記制度の話題に戸惑っていたが、大西教官から基礎的事項の説明を繰り返し受けるうちに、理解を深めていったようであった。

(2) 講義「日本の不動産登記制度の構築」(7月24日午前)

元横浜地方法務局長の新井克美氏⁵より講義をいただき、不動産登記制度の定着及び発展が、いかに日本経済の活性化に資したか、その歴史的背景について理解を深めるためのインプットを行った。

研修員らは、複雑な権利関係を有する不動産であっても、登記制度を構築しきちんと法的権利関係を整理していれば、具体的な取引の場面において混乱を生じないということを感じ取ったようであった。

(3) 講義「財産登記と担保物権」(7月24日午後)

慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授⁶より講義をいただき、日本の民法を題材として、民法が想定する取引の事案において、当該取引における法律関係がどのように登記に反映されるか、また、その実体法上の効果はどのようなものかについてインプットを行った。

本研修の研修員は、立法そのものを専門とするものではなく、民法等の実体法の取扱いに精通しているとは言い難かったことから、実体法によって規律される権利

⁵ ベトナム司法省を対象とし、財産登記法をテーマにした第54回ベトナム法整備支援研修においても講師を引き受けていただいた。詳細は、ICDNEWS第69号「第54回ベトナム法整備支援研修」(伊藤淳国際協力部教官《当時》執筆)を参照されたい。

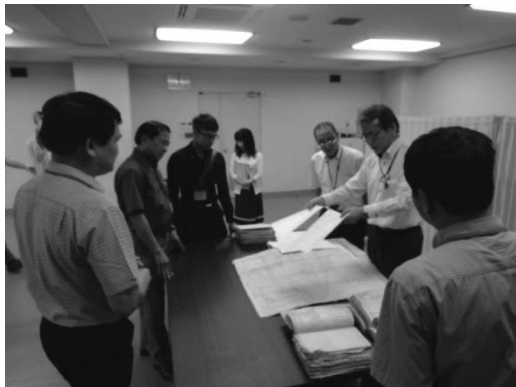
⁶ 新井克美氏と同じく、第54回ベトナム法整備支援研修でも講義を引き受けていただいた。なお、ベトナム財産登記法に関する松尾教授の問題意識については、ICDNEWS第69号「2015年ベトナム民法と財産登記制度の課題」を参照。

関係が登記制度にいかに関係しているか、という相互の関連性について理解を深めるべく、本講義を設定した。

(4) 大阪法務局訪問（7月25日午前）

大阪法務局を訪問し、実際の登記申請及び受付の現場を見学するとともに、登記手続について説明を受けた。

研修員らは、実際の登記手続の様子について理解を深めるとともに、100年以上前から不動産登記制度が機能しており、そのころの公図など、古い資料が活用可能な状態で保存されていることに感心している様子であった。



【大阪法務局見学】



【法務総合研究所国際協力部長(当時)と研修員】

4 日本の不良債権処理の経験や知見についてのインプットを目的とするもの

(1) 講義「日本の金融再編及び不良債権処理」（7月19日午後）

金融庁の池田宜睦氏⁷から、日本の金融再生や不良債権処理の歴史や問題点について概説していただき、研修員らは、日本が不良債権処理の過程でたどった問題点を、その失敗例も含め、理解を深めたようであった。

(2) 講義「日本における民間ファンドの不良債権処理」（7月20日午後）

株式会社きらぼしコンサルティングの齋藤一之氏⁸から、日本の過去の不良債権処理において、金融機関等が実際にどのような手段で不良債権処理を行ったかについて、担保資産の売却の実例等を踏まえて講義をしていただき、その際、齋藤氏からは、担保不動産の最終の利用者をいかにして見つけるかが重要であり、そのためにも、安定した登記制度が有用であるとの示唆があった。

(3) 講義「債権管理回収業に関する特別措置法について」（7月25日午後）

法務省大臣官房司法法制部の砂古剛部付⁹から、債権管理回収業に関する特別措置法、いわゆるサービサー法について講義をいただき、研修員たちは、日本の不良債権処理の過程でサービサーが果たした役割や、その債権回収の方法、社会的背景について理解を深めたようであった。

⁷ JICA「国家銀行改革支援プロジェクト」（ベトナムにおいて実施、現在は終了）元長期派遣専門家

⁸ JICA「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」（同上）元長期派遣専門家

⁹ 講義当時。現在は東京地方裁判所裁判官。

5 テーマ横断的なプログラム等

(1) 講義「ベトナムにおけるソフトインフラ整備」(7月19日午前)

株式会社富士通総研経済研究所濱崎博氏，株式会社富士通下村大樹氏らより，財産登記等ソフトインフラが整備された場合の，ベトナム経済における正のインパクトについて講義をしていただき，研修員は，財産登記制度をベトナムにおいて整備することの，経済的効果の側面について理解を深めたようであった。

(2) 衆議院法制局訪問及び国会見学(7月20日午前)

鈴木正典衆議院法制局長を表敬訪問し，その後，鈴木局長ほか衆議院法制局職員との間で，質疑応答及び意見交換を行い，引き続き，国会見学を行った。

研修員は，意見交換において，衆議院法制局の基本的権能，議員立法における法令の整合性確保の取り組み等について，熱心に質問していた。

(3) 講義「債権回収及び金融実務の観点から見た日本の担保制度及び登記制度」(7月27日午前)

アイマン総合法律事務所の井上圭吾弁護士(大阪弁護士会所属)から，債権回収及び金融実務のご経験に基づいて，担保物権や登記制度が果たす役割についてご講義いただいた。

井上弁護士の講義は，研修員がこれまでの講義で学んだ不良債権処理，登記，民事執行につき，横断的に，かつ簡潔におさらいするものであり，研修員からはわかりやすいと大変好評であった。

(4) 意見交換「ベトナムにおける今後の金融再生法制，担保法制について」(7月27日午後)及び統括質疑応答(7月28日午前)

これまでの講義内容に関する質疑応答を行うとともに，これまでの講義や見学等を踏まえて，今後，ベトナムにおける不良債権処理，担保法制，登記法制の整備をどのように進めていくかについて意見交換を行った。

研修員からは，日本の法制度について高く評価する声が聞かれ，また，登記法制の確立には，様々な機関との調整が必要であり，そのためには，いかにこの重要性をベトナム政府関係者(特に高官)に認識させていくかについて考え抜かなければならないとの意見が多数聞かれた。

第3 おわりに

本研修においては，研修員の関心事項にちよつと，日本側の関心事項をそれらに関連付けてインプットしたことで，研修員らの関心も満たすことができたとともに，日本側の関心事項である登記制度についても，意見交換のコマにおける研修員の発言を聞く限り，その重要性について十分理解を得られたものと思われ，非常に有意義な研修となった。

また，本研修においては，日本弁護士連合会国際交流委員会の先生方，法務省訟務局付及びJETRO大阪本部の職員等，当部外の方々に広く聴講していただいた。

法整備支援は，その質・量ともに広がりを見せており，従来のように限られた機関だけ

で情報共有を図っていたのでは、広がりを見せる法整備支援の課題に到底対応できず、そのためには、関係機関の連携と強調が不可欠であるところ、様々な方々に当部の取組みを知っていただくことで、真の意味での法整備支援のネットワーク形成に資すると考えたからである。

最後になるが、このように、有意義な研修を実施できたのは、講師の先生方をはじめ関係者の皆様の御尽力の賜物であり、この場を借りて改めて心より御礼申し上げるとともに、引き続き、関係者の皆様におかれては、ベトナム法整備支援に対する温かなご声援をお願い申し上げますこととしたい。

第57回ベトナム法整備支援研修

1	グエン・スアン・タイン	
	Mr. Nguyen Xuan Thanh	
	首相府官房副長官	Vice Chairman, OOG(Office of the Government)
2	グエン・フオック・トー	
	Mr. Nguyen Phuoc Tho	
	首相府法令部部長相当	Acting Director General, Law Department, OOG
3	ドー・ホアン・イエン	
	Ms. Do Hoang Yen	
	司法省司法補助局長	Director General, Agency of Judicial Support, Ministry of Justice
4	グエン・クオック・ヴィエット	
	Mr. Nguyen Quoc Viet	
	首相府行政部長	Director General, Administration Department, OOG
5	グエン・レ・トウイ	
	Ms. Nguyen Le Thuy	
	首相府法令部副部長相当	Deputy Director General, Law Department, OOG
6	ハー・ヴァン・サン	
	Mr. Ha Van Sang	
	首相府法令部副部長相当	Deputy Director General, Law Department, OOG
7	レ・タイン・ヴァン	
	Ms. Le Thanh Van	
	首相府総合経済部副部長相当	Deputy Director, General Economic Department, OOG
8	チャン・ドゥック・タン	
	Mr. Tran Duc Tan	
	ベトナム国家銀行法制部職員	Official, Legal Department, State Bank of Vietnam
9	ファム・ティ・トゥ・ヒエン	
	Ms. Pham Thi Thu Hien	
	首相府総合部職員	Official, General Affairs Department, OOG
10	フイン・ヴ	
	Mr. Huynh Vu	
	首相府人事組織部職員	Official, Personnel Organization Department, OOG

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 松尾直宏(MATSUO Nobuhiro), Professor 岩井具之(IWAI Tomoyuki), Professor 大西宏道(ONISHI Hiromichi)

国際協力専門官 / Administrative Officer 遠藤 裕貴(ENDO Yuki)

第57回 ベトナム法整備支援研修日程表

〔教官:松尾教官, 岩井教官, 大西教官 専門官:遠藤専門官〕

月 日					17:00	
7 月 祝 17	入国					
7 火 18	10:00 JICAオリエンテーション 赤れんが共用会議室	11:30 【表敬訪問】 法務総合研究所長 赤れんが所長室		14:00 ICDオリエンテーション 国際協力専門官 遠藤裕貴 赤れんが共用会議室	15:00 【講義】日本の民事執行, 民事保全法制について 国際協力部教官 梅本友美 赤れんが共用会議室	17:00
7 水 19	10:00 【講義】ベトナムにおけるソフトインフラ整備 株式会社富士通総研経済研究所 濱崎博, 株式会社富士通 下村大樹 赤れんが共用会議室	12:00		13:30 【講義】日本の金融再編及び不良債権処理 金融庁検査局総務課市場企画管理官 (JICAベトナム国家銀行改革プロジェクト元専門家) 池田宜睦 赤れんが共用会議室	16:00 【表敬訪問】 法務事務次官 法務本省	17:00
7 木 20	10:00 【表敬訪問及び国会見学】 衆議院法制局	12:00		14:00 【講義】日本における民間ファンドの不良債権処理 (株)きらぼしコンサルティング(JICAベトナム国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト元専門家) 斎藤一之 赤れんが共用会議室		17:00
7 金 21	移動(東京→大阪)		部長主催意見交換会	14:00 【講義】日本の財産登記制度の概要 国際協力部教官 大西宏道 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)		17:00
7 土 22						
7 日 23						
7 月 24	10:00 【講義】日本の不動産登記制度の構築 都城市代表監査委員(元横浜地方法務局長)新井克美 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)	12:00		14:00 【講義】財産登記と担保物権 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾弘 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)		17:00
7 火 25	10:00 【訪問】大阪法務局 大阪法務局	12:00		14:00 【講義】債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆるサービサー法)について 法務省大臣官房司法法制部 郵付 砂古剛 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)		17:00
7 水 26	10:00 【講義】比較法の観点から見た民事執行制度 立命館大学法務研究科教授・弁護士 平野哲郎 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)	12:00		14:00 【訪問】大阪地方裁判所民事執行センター 大阪地方裁判所民事執行センター		17:00
7 木 27	10:00 【訪問・講義】債権回収及び金融実務の観点から見た日本の担保制度及び登記制度 アイマン総合法律事務所 弁護士 井上圭吾 大阪弁護士会	12:00		14:00 【意見交換】ベトナムにおける今後の金融再生法制, 担保法制等について 国際協力部教官 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)		17:00
7 金 28	10:00 総括質疑・意見交換 国際協力部教官 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)	12:00		12:30 評価会, 修了式 国際会議室(大阪中之島合同庁舎)		17:00
7 土 29	帰国					

第11回ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2) 「経済紛争解決法」本邦研修

国際協力部教官

前田 澄子

岩井 具之

第1 はじめに

平成29年(2017年)8月13日(日)から同月26日(土)まで(移動日含む。), ソムサク・タイブンラック中部高等人民裁判所長を団長とする19名の研修員¹を対象に, 第11回ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修(以下「本研修」という。)を実施した。

第2 本研修の背景

1 ラオスでは, 現在, 平成22年(2010年)7月から平成26年(2014年)7月にわたって実施されてきた「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ1)」に引き続き, 「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」(以下「本プロジェクト」という。)が平成26年(2014年)7月から4年間の計画で実施されている。

本プロジェクトでは, フェーズ1に引き続き, 司法省, 最高人民裁判所, 最高人民検察院及びラオス国立大学の4機関をラオス側の実施機関とし, 民法典の起草及び執務参考資料の作成, 民事経済法分野の執務参考資料等の作成・普及, 刑事法分野の執務参考資料等の作成・普及, 法学教育・法曹等養成制度の改善・検討等の活動を通じて, 法令起草能力や法令運用・執行能力の向上, 法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図ることを目的としている。

2 本プロジェクトにおいて設置されたサブワーキンググループ(以下「SWG」という。)の1つである民事経済関連法SWGにおいては, これまでに, 民事経済分野に関する法令のうち, 裁判外紛争解決手続(ADR)を定めた経済紛争解決法を研究対象法令とし, 同法の手続チャート及びハンドブックを作成した。そして, 現在は, 平成25年(2013年)に改正された労働法の執務参考資料を作成している他, 今後, 作成済みの経済紛争解決法のチャート及びハンドブックの普及活動を実施する予定としている。

第3 本研修の目的

本研修においては, 民事経済関連法SWGのメンバー(裁判官, 検察官, ラオス国立大学教員, 司法省職員, 労働社会福祉省職員及び労働組合職員)を研修員として日本に招き,

¹ 研修員は, 別紙1(研修員名簿)のとおり。

講義等を通じて、国際労働基準や日本の労働組合制度、更には、経済紛争解決法のチャート及びハンドブックの普及方法等について、日本の知見を提供するとともに、現在作成中の労働法の執務参考資料について完成に向けた集中的な討論・意見交換を行うなどして、今後の当該執務参考資料の作成作業等を効果的・効率的に行えるようにし、その内容についても更に充実したものとすることを目的とした。



国際会議室での全体集合写真

第4 研修の内容²

1 労働法ハンドブックに関するセッション

労働法ハンドブックに関するセッションは、中山慈夫弁護士（中山・男澤法律事務所）、小寫典明教授（関西外国語大学外国語学部）、竹林竜太郎弁護士（竹林・畑・中川・福島法律事務所）、地神亮佑准教授（大阪大学大学院法学研究科）を講師としてお招きして実施した。

当該セッションは、研修員から、執筆中の執務参考資料の構成や各章で記載すべき内容、法律解釈論等についての疑問点を講師陣に質問し、講師陣がそれに対する見解を述べた上で、研修員との議論を進めるという形式で実施された。

研修員からは、事前に提出されていた質問以外にも、各章の構成や記載内容、記載ぶり等について数多くの質問がなされ、講師との間では活発に意見交換が行われており、このプログラムを通じて、研修員らは、執務参考資料完成に向けて、改めてSWG内で検討すべき点や書き直すべき点等について、十分に認識したようであった。

² 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。



労働法ハンドブックセッションの様子

2 静岡県弁護士会浜松支部訪問

研修5日目の8月18日(金)、静岡県弁護士会浜松支部のご協力を得て、研修員一行は、静岡県西部法律会館を訪問した。

同弁護士会浜松支部では、平成29年(2017年)3月、静岡地方裁判所浜松支部での労働審判制度開始前に、市民に同制度のメリットや手続を認知してもらおうと、弁護士有志らが集まり、労働事件を題材にした演劇を浜松市福祉交流センターで市民に披露した上、労働審判について質疑応答に答えるというユニークな催しをしたことから、ラオスにおける法令や制度の普及の参考にさせていただくため、今回、研修員との意見交換のため訪問したものである。

訪問においては、演劇を主宰した三橋閑花弁護士(鈴木敏弘法律事務所)や関谷綾子弁護士(関谷法律事務所)から、労働審判制度を市民に普及させるために演劇を選んだ理由、準備での苦労話、市民からの反応などを講義形式でお話しいただいた。

さらに、研修員が、ラオ語の字幕と同時通訳を施した演劇のDVDを視聴した後、出演弁護士の方々に再び集結していただいた上、演劇のラストシーンや踊りを研修員の目の前で再演していただくなど、至れり尽くせりの研修となった。

この演劇は、「やらまいか³自動車」という架空の会社の男性従業員が、同社で従業員の体力増進目的のため日課となっている「やらまいか体操」に参加するのを拒否した上、会社の悪口をSNSに書き込んだことなどを理由に解雇されたため、弁護士に相談し、労働審判の申し立てをしたところ、短期間で従業員と会社との間で話し合いが決着したというストーリーであった。

この演劇は、ところどころに軽妙な音楽や笑いの要素を盛り込みながらも、労働審判が原則として3回までの期日で終了し、申立人、被申立人の双方に早期解決のメリットがあることや、双方の話し合いによって柔軟な解決が見込まれることなど労働審

³ 「やらまいか」とは、浜松地方の方言で「とにかくやってみよう」「やろうじゃないか」の意。多数の有名企業の創業者を輩出した浜松地方でのチャレンジ精神を表す言葉として地元で愛されている。

判の特長を分かりやすく市民に伝えるという作品であった。

研修員たちは、ジョークに笑い声をあげながらDVDや目の前の演技を熱心に見つめ、さらには、演劇での重要な見せ場の一つである「やらまいか体操」を研修員も一緒になって踊るなど、とにかく笑みにあふれた訪問となった。

研修員たちからは、「難しい法制度を、ジョークや笑いを交えながら市民に紹介するのは非常にユニークで大変勉強になった。」とか「ラオスでも参考にして、法律の普及活動に演劇や音楽など色々な工夫を施したい。」などと感想が述べられた。

まさに、弁護士の方々に、浜松のやらまいか精神を体現していただいたおかげで、充実した訪問となり、研修生も「YARAMAIKA」という言葉を気に入ったようであった。



静岡県弁護士会浜松支部訪問の様子

3 講義

(1) 国際法総論及び国際労働基準を巡る諸問題

国際法学者であり、法務省特別顧問を務める横田洋三先生から、ILOの活動や国際労働基準の国内実施等について、講義をしていただいた。横田先生は、ILO条約勧告適用委員会の委員長を務めたご経験をお持ちで、平成28年(2016年)3月には、カンボジア直接対話ミッションでカンボジアをご訪問されており、その際のご経験についてもお話しいただいた。

また、研修員らの間では、国際法の一般的な理解に差異があると思われたところ、本講義の中では、「国際法と国内法の関係」といった国際法の総論における重要な論点についても、かみ砕いてご説明をいただいた。

研修員からは、カンボジア直接対話ミッションや、違反事例等について質問が出された他、ラオスにおける条約と国内法の関係等について、積極的に発言がなされていた。研修員にとっては、ILOの組織や活動、ILOによる国際労働基準の国内適用の監視活動等についての知識を得るとともに、国際法の一般的理解も深めることのできた、極めて有意義な講義であったものと思われる。



法務省特別顧問横田洋三先生による講義の様子

(2) 日本の労働組合について

京都大学大学院経済学研究科の久本憲夫教授から、日本の労働組合活動の歴史や特徴等について講義をしていただくとともに、全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長山口健氏、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（U Aゼンセン）副書記長内堀良雄氏及びJ P総合研究所所長増田喜三郎氏から、各組合の活動状況等について、ご説明していただいた。

ラオスと日本では、労働組合に関する制度は異なっているものの、研修員は、日本の労働組合の労使関係における役割に興味を持ち、各産業別組合の活動状況等についての説明にも、熱心に耳を傾けていた。この一連の講義を経て、研修員は、日本の労使関係における労働組合の役割について理解を深めた様子であり、ラオスの労働組合を巡る現状を改善する方法について講師の方に質問し、講師の方と議論をする場面もあった。



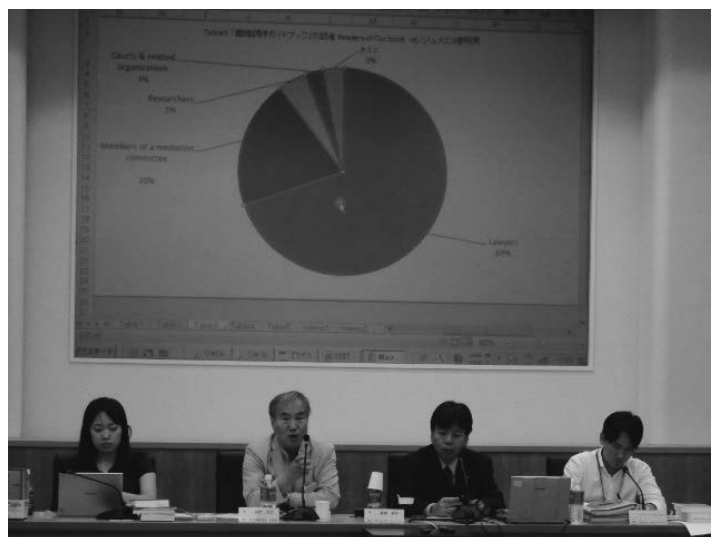
久本教授による講義の様子

(3) 本の改訂について

前述のとおり、民事経済SWGでは、経済紛争解決法のハンドブックを既に完成させているところ、いったん完成させた執務参考資料であっても、その後、法律の改正等があれば、それに合わせて執務参考資料の内容の改訂等を行う必要があるものと思われる。

このような問題意識のもと、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの梶村太市弁護士と日本加除出版株式会社企画部長の真壁耕作氏に、「本の改訂について」と題して、本を出版・改訂する際の留意点等について御講義をいただいた。この講義のために、梶村弁護士が執筆された「離婚調停ガイドブック（第4版）」を各研修員に1冊ずつご用意いただき、この本の出版・改訂を題材として説明をしていただいた。

本講義後、研修員からは、改訂作業をする際の出版社と著者の役割分担や値段設定等について多くの質問が出されるなど、研修員の関心は高く、本講義を通じて、本を出版・改訂する際の留意点について知見を得られたことは、今後、プロジェクト活動において作成した執務参考資料の作成等にとっても、非常に有意義なものであったと思料される。



本の改訂についての講義の様子

第5 おわりに

本研修において、研修員は、講義を通じて、ILOの活動や国際労働基準の国内実施、日本の労働組合制度及び本の改訂・出版の際の留意点等について知見を得るとともに、静岡県弁護士会浜松支部を訪問し、法制度の広報・普及の方法について学ぶことができた。また、労働法の執務参考資料に関する集中討議を通じて、研修員は、現在作成中の労働法執務参考資料の構成、記載内容や表現等について改善すべき点を十分に認識するとともに、今後、当該執務参考資料の作成作業をより効率的・効果的に進め、その内容も充実させることが期待できると思われる。

最後に、ご多忙の中、本研修での講義や集中討論を引き受けてくださった講師の皆様、

研修員の訪問を暖かく受け入れてくださった静岡県弁護士会浜松支部の皆様，そしてJ I C A長期派遣専門家を始めとする関係者の皆様に，この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

ラオス第11回法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)本邦研修

1	ソムサック・タイブラック
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK 中部高等人民裁判所所長
2	ブアリー・ペットミサイ
	Mr. Boualy PHETMIXAY 最高人民検察院民事事件検討局副局長
3	ヴィエンペット・センソンイアローファイション
	Dr. Viengphet SENGSONGYIALOFAICHONG 司法省国立司法研究所副所長
4	ブンクワン・タヴィサック
	Mr. Bounkhouang THAVISACK 最高人民裁判所官房局長
5	パイマニー・サイヴォンサ
	Ms. Phaymany SAYVONGSA ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
6	トンピム・ヴォンラパー
	Mr. Thongphim VONGRAPHA 労働組合連盟労働者保護局副局長
7	シスダー・ソバワンディ
	Ms. Sisouda SOPHAVANDY 司法省法令普及局副局長
8	カムパット・オンラシー
	Mr. Khamphat ONLASY 労働社会福祉省労働管理局労働安全健康課課長
9	カムラー・カムソンカー
	Mr. Khamla KHAMSONGKA 最高人民検察院刑事局麻薬事件検討課副課長
10	ブントウン・シートーンケオチャンバ
	Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA ラオス国立大学法政治学部民法学学科副学科長
11	プーサイ・チャンタヴォン
	Mr. Phouxay CHANTHAVONG ラオス国立大学法政治学部民法学学科講師
12	トンカム・ローヤン
	Mr. Thongkham LORYANG ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科副学科長
13	ネオパチャン・カムマニヴォン
	Mr. Neophachanh KHAMMANIVONG 司法省法令検査評価局法令検査課課長
14	センタワン・ヴォンバースト
	Mr. Sengtavanh VONGPASEUTH 司法省人事局人事課長
15	ブンタイ・ヴォンローカム
	Mr. Bounthai VONGLOKHAM ビエンチャン首都人民検察院民事事件検討係係長
16	ラッタナポー・パバックディ
	Ms. Lattanaphone PHAPHAKEY 中部高等人民検察院民事事件検討局民事事件検討課課長
17	ソムサニット・ハーンマニー
	Ms. Somsanith HANMANY 中部高等人民裁判所民事部裁判官
18	マニカン・ペットヴィサイ
	Ms. Manikhan PHETVISAY 最高人民裁判所商事部裁判官補佐
19	スリスアック・ケオバースト
	Mr. Soulisack KEOPASEUTH 最高人民裁判所司法研修所裁判官補佐

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 前田 遼子 (MAEDA Sumiko)

国際協力専門官 / Administrative Staff 福本 実穂 (INAMOTO Miho)

第11回ラオス本邦研修日程表

[担当教官: 前田澄子 事務担当: 稲本実穂]

月日	曜	午前	午後	備考	
8/13	日	移動日			
8/14	月	9:30 JICAオリエンテーション 国際会議室	10:30 11:00 国際協力部オリエンテーション 国際会議室	11:45 14:00 Q&Aセッション①「労働法ハンドブック(第1章)」 中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫 関西外国語大学外国語学部教授 小島典明 国際会議室	17:00
8/15	火	9:30 Q&Aセッション②「労働法ハンドブック(第2章)」 中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫 大阪大学大学院法学研究科准教授 地神亮佑 国際会議室	12:00 12:15 部長主催意見交換会 及び記念撮影	13:30 14:00 Q&Aセッション③「労働法ハンドブック(第3章)」 中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫 大阪大学大学院法学研究科准教授 地神亮佑 国際会議室	17:00
8/16	水	9:30 Q&Aセッション④「労働法ハンドブック(第4章)」 中山・男澤法律事務所 弁護士 中山慈夫 大阪大学大学院法学研究科准教授 地神亮佑 国際会議室	12:30	14:00 普及に関するワークショップ① ファシリテーター:天野専門家 国際会議室	17:00
8/17	木	9:30 Q&Aセッション⑤「労働法ハンドブック(第5章)」 関西外国語大学外国語学部教授 小島典明 竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎 国際会議室	12:30	14:00 Q&Aセッション⑥「労働法ハンドブック(第6章)」 関西外国語大学外国語学部教授 小島典明 竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎 国際会議室	17:00
8/18	金	移動			
8/19	土				
8/20	日				
8/21	月	10:00 講義「国際法総論及び国際労働基準を巡る諸問題」 人権教育啓発推進センター理事長 横田洋三 国際会議室	12:30	14:00 講義「国際法総論及び国際労働基準を巡る諸問題」 人権教育啓発推進センター理事長 横田洋三 国際会議室	17:00
8/22	火	9:30 講義「日本の労働組合について①」 京都大学大学院経済学研究科教授 久本憲夫 全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長 山口健 国際会議室	12:30	14:00 講義「日本の労働組合について②」 JP総合研究所所長 増田喜三郎 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟副書記長 内堀良雄 国際会議室	17:00
8/23	水	9:30 Q&Aセッション⑦「労働法ハンドブック(第7章)」 竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎 大阪大学大学院法学研究科准教授 地神亮佑 国際会議室	12:30	14:00 Q&Aセッション(まとめ) 中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫 大阪大学大学院法学研究科准教授 地神亮佑 国際会議室	17:00
8/24	木	9:30 普及に関するワークショップ② ファシリテーター:天野専門家 国際会議室	12:30	14:00 講義「本の改訂について」 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック弁護士 梶村太市 日本加除出版株式会社企画部長 真壁 耕作 国際会議室	17:00
8/25	金	9:30 総括質疑応答 関西外国語大学外国語学部教授 小島典明 竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎 国際会議室	12:30	12:45 評価会・修了式 国際会議室	14:00
8/26	土	移動日			

ミャンマー不動産制度共同研究

国際協力部教官

横山 栄作

1. 法務総合研究所国際協力部では、平成29年（2017年）8月21日から同月25日までの間、ミャンマー不動産制度共同研究を実施した。以下、この共同研究について紹介したい。

そもそも、ミャンマーの不動産に関する法制度、つまり、不動産登記などの制度は、歴史的な経緯もあり、非常に複雑だと言われている。現地で活動する弁護士によれば、法令の根拠を見出せない実務運用もあるとのことである。

つまり、現在のミャンマーの不動産制度は、特に外国企業等にとって、制度を理解し難く、また、予測可能性に乏しい分野だと言える。

一方、ミャンマーは、人口が5000万人を越えており、有望なマーケットになりうるポテンシャルを有しているため、日本企業を含む多数の外国企業がミャンマーに進出し、又進出しようと検討している現状にある。こうした外国企業がミャンマーに進出するにあたっては不動産を利用することが不可欠であり、ミャンマーの不動産制度を調査することは、投資環境整備の前提として重要な意義を有する。

もちろん、ミャンマーにとっても、投資阻害事由が何かを把握・解消していくことが今後の発展につながるものであり、今回の不動産共同研究は、日本・ミャンマー両国の利益にかなうものとして実施することとした。

今回の共同研究では、ミャンマーで不動産登記等に関わっているミャンマー連邦建設省、農業・畜産・灌漑省、内務省、法務長官府、ヤンゴン市開発委員会、マンダレー市開発委員会から、それぞれの職員合計14名を研究員として招へいた。研究員は、いずれも、ミャンマーでの不動産登記等の法律・手続について、知識・経験とも豊富な実務家であり、充実した共同研究の実施が期待できるものであった。

2. 今回の共同研究では、日本における不動産登記や土地の管理に関する実務、不動産制度が経済に与える影響など、日本における不動産制度について理解を深めていただくことにし、各分野の専門家から説明をしていただくこととした。

その観点から、日本で不動産登記の実務を担っている東京法務局、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会を訪問して、不動産登記の実務を担う専門家の皆様から講義をしていただくとともに、中華人民共和国における不動産制度の変遷に詳しい東京大学の平野温郎教授、登記に関する政策を担当している法務省民事局の担当官、国土交通省土地建設・産業局の担当官など、各分野の専門家からも説明をしていただいた。加えて、日本最大の法律事務所の1つである森・濱田松本法律事務所を訪問し、同法律事務所ミャンマー事務所共同代表の武川丈士、眞鍋佳奈両弁護士から、日本とミャンマ

一の土地制度の比較や、土地制度が整備された場合の経済的な影響などについても説明していただいた。

研究員の構成、講義・訪問の日程については、別添の資料を参照されたい。



【東京大学・平野温郎教授の講義風景】



【日本司法書士会連合会訪問・同会副会長山内鉄夫先生による説明風景】

ミャンマーから来た研究員は、いずれも講義・説明に対しても熱心に聞き入っており、長時間にわたって質疑応答を行うなど、ミャンマーの不動産制度の改善のため、日本の制度についての理解を深めようと一生懸命取り組んでいた。特に、東京法務局においては、複数の研究員から「日本の具体的な実務について、もっと見させてもらいたい」との要望が出るなど、実務の運用に関する関心の高さがうかがえた。

また、最後に、法務総合研究所の佐久間達哉所長との意見交換会も実施し、研究員との間でミャンマーにおける問題を共有し、また、研究員からは日本に対する支援に期待しているとの言葉をいただいた。



佐久間達哉所長を囲んで～赤れんが庁舎をバックに～

3. 今回の共同研究を通じて、ミャンマーの研究員に対して、日本の不動産制度やその実務について理解を深めていただけたと思っている。また、研究員も、予測可能性のある不動産制度に整備していくことが経済発展にとっても重要であると感じたとのことであり、今回の共同研究が非常に有意義であったとの感想を述べていた。

今後は、今回来日した研究員の協力を得つつ、ミャンマーにおいて、ミャンマーの不動産制度について調査・研究を進めていくことにしたい。

なお、現在、当部が行っている調査委託研究の1つとして、本共同研究でも講師を務めていただいた武川・眞鍋両弁護士にミャンマー不動産制度の調査研究を委託している。かかる調査研究の結果は、調査結果報告書としてまとめられて本年度中に提出される予定である。提出後、法務省のウェブサイトでの公表を予定しているので、今後ぜひ参照されたい。

平成29年度ミャンマー不動産制度共同研究 研究員

1	テイ アウン
	Mr. Htay Aung Director, Department of Urban and Housing Development, Ministry of Construction 建設省都市住宅開発局部長
2	キン マウン チョー
	Mr. Khin Maung Kyaw Director, General Administration Department, Ministry of Home Affairs 内務省総務局部長
3	ラ ラ ウィン
	Ms. Hla Hla Win Director, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府法案審査助言局部長
4	テイン トウン
	Mr. Thein Tun Deputy Director, General Administration Department, Ministry of Home Affairs 内務省総務局副部長
5	ミン ティン
	Mr. Myint Thein Deputy Director, Department of Agricultural Land Management and Statistics, Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation 農業・畜産・灌漑省農地管理統計局副部長
6	トウン ミン アウン
	Mr. Htun Myint Aung Deputy Director, Department of Urban and Housing Development, Ministry of Construction 建設省都市住宅開発局副部長
7	オウン ティン
	Mr. Ohn Tint Deputy Director, Minister's Office, Ministry of Construction 建設省大臣官房副官房長
8	ウー チョー ニュン
	Mr. Oo Kyaw Nyunt Assistant Director, Department of Agricultural Land Management and Statistics, Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation 農業・畜産・灌漑省農地管理統計局部長補佐
9	チョー ナイン トウン
	Mr. Kyaw Naing Htun Assistant Director, Department of Urban and Housing Development, Ministry of Construction 建設省都市住宅開発局部長補佐
10	ココ ナイン
	Mr. Ko Ko Naing Staff Officer, Department of Urban and Housing Development, Ministry of Construction 建設省都市住宅開発局専門官
11	ラ ティ
	Mr. Hla Htay Staff Officer, City Planning and Land Administration Department, Yangon City Development Committee ヤンゴン市開発委員会都市計画土地管理局主任
12	キン ミョー ティン
	Ms. Khin Myo Thein Head of Section, City Planning and Land Administration Department, Yangon City Development Committee ヤンゴン市開発委員会都市計画土地管理局課長
13	トウン リン ソー
	Mr. Htun Linn Saw Head of Section, IT Department, Mandalay City Development Committee マンダレー市開発委員会IT局課長
14	ピョ シトゥー ウィン
	Mr. Phyo Sithu Win Junior Staff Officer, Department of Urban and Housing Development, Ministry of Construction 建設省都市住宅開発局主任

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 横山 栄作(YOKOYAMA, Eisaku)

教官 / Professor 大西 宏道(ONISHI, Hiromichi)

国際協力専門官 / Staff Officer 鎌田 真梨子(KAMADA Mariko)

平成29年度ミャンマー不動産制度共同研究日程表

[担当教官: 横山栄作, 大西宏道 事務担当: 鎌田真梨子]

月 日	曜	午前	昼休み	午後	備考
8/20	日	【移動】 (TG304 ヤンゴン 9:50発ーバンコク11:45着 TG660バンコク13:00発ー羽田21:10着)			
8/21	月	10:00 【オリエンテーション】 国際協力部教官 横山栄作	10:40 【講義】「日本における不動産登記制度の概観 I」 国際協力部教官 大西宏道 法務省赤れんが棟 第5教室	13:00 【講義】外資誘致政策と不動産法制 ～中国における改革をモデルに～ 13:30 オリエンテーション 共用会議室 15:30 【講義】「日本における不動産登記制度の概観 II」 15:40 17:00 東京大学教授 平野 温郎 法務省赤れんが棟 第5教室 法務省赤れんが棟 第5教室	
8/22	火	10:00 【訪問】日本司法書士会連合会 12:00 日本司法書士会連合会事務所		14:00 【講義】「不動産の担保価値と登記」 17:00 森・濱田松本法律事務所 弁護士 眞鍋佳奈 森・濱田松本法律事務所	
8/23	水	9:30 【講義】「表示に関する登記の意義及び制度の概要」 12:00 法務省民事局民事第二課補佐官 三井 賢 法務専門官 三枝 稔宗 法務省赤れんが棟 共用会議室		14:00 【訪問】日本土地家屋調査士会連合会 16:30 日本土地家屋調査士会連合会事務所	
8/24	木	10:00 【訪問】東京法務局 12:00 東京法務局		14:00 【講義】「地籍調査事業の概要」 17:00 国土交通省土地・建設産業局 地籍整備課企画係長 山内 一 法務省赤れんが棟 共用会議室	
8/25	金	10:00 【意見交換】土地登記について 12:00 モデレーター: 国際協力部教官 横山栄作, 大西宏道 法務省赤れんが棟 共用会議室	所長主催 意見交換会 記念写真	14:00 【資料整理・施設見学】 17:00 法務省赤れんが棟 共用会議室ほか	
8/26	土	【移動】 (TG683 羽田10:35発ーバンコク15:05着 TG305バンコク17:50発ーヤンゴン18:45着)			

第5回インドネシア法整備支援本邦研修

国際協力部教官

廣 田 桂

第1 はじめに

国際協力機構（JICA）は、平成27年12月から、インドネシアに対し、インドネシア最高裁判所、同国法務人権省法規総局（以下「法規総局」という。）¹及び同省知的財産総局²を実施機関とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）³を開始し、法務省は、本プロジェクトに検事2名（うち1名は、知的財産高等裁判所での勤務経験のある裁判官出身）を平成28年2月から長期派遣するなどして協力してきた。

本プロジェクトのうち、法規総局を実施機関とする活動は、知的財産法等のビジネス関連法の起草・審査における整合性を向上させる手続の整備を成果目標に、インドネシアの法体系や法律等の制定手続きを定めた2011年法律12号の改正案の作成⁴や法令の整合性のための執務参考資料の改訂・作成、知的財産法細則の制定等の活動を予定しており、これまで本プロジェクトに基づき、同局に対して3回にわたり本邦研修を実施してきた⁵。

法規総局に対する4回目の本邦研修に当たって、同局から、2011年法律12号の改正案の作成の参考とするために、我が国における内閣提出法案や議員提出法案における法案の作成方法、法令間の整合性確保の方法についての知見の提供や、法令の整合性のための執務参考資料の作成に関して、我が国の法制執務に関する参考資料についての知見の提供を求められた。さらに、インドネシアにおいては、近時改正された著作権法、特許法、商標法に関する細則の策定・審査作業を行っているところ、法規総局からは、これらの策定・審査作業を進めるにあたり、知財法令策定に関する日本の実務についての知見の提供を求められた。そこで、本研修は、これらの点に関して日本の知見を提供することなどを目的として実施したものである。

¹ 我が国の内閣法制局等に相当する機能を有する組織

² 我が国の特許庁等に相当する組織

³ 本プロジェクトの詳細につき、ICD NEWS 第67号（2016年6月号）51頁「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」を参照されたい。

⁴ 2011年法律12号改正については、ICD NEWS 第71号（2017年6月号）196頁を参照されたい。

⁵ 1回目の本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第69号（2016年12月号）153頁、2回目の本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第70号（2017年3月号）146頁、3回目の本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第71号（2017年6月号）196頁を、それぞれ参照されたい。

第2 本研修の概要

1 訪問・講義

(1) 早稲田大学法学大学院高林龍教授による講義

早稲田大学を訪問し、元裁判官で、知的財産法をご専門とし、知的財産法を探求する機関である早稲田大学知的財産法制研究所（RCLIP）の所長をされている高林教授から、日本の知的財産法の概要について講義をしていただいた。高林教授の講義は、日本の訴訟で実際に問題となった事例を取り上げていただくなど、非常に興味深く、研修員からも活発に質問がされていた。



【高林教授による講義】

(2) 衆議院法制局

衆議院法制局を訪問し、国会を見学するとともに、同局法制企画調整部吉澤紀子調査課長から、議員提出法案の作成過程・他の法令との整合性の確保の方法について講義をしていただいた。

(3) 矢吹公敏弁護士による講義

日本インドネシア法律家協会理事の矢吹公敏弁護士から、「投資促進という観点から見たインドネシアにおける知財法令等の問題点」と題して講義をいただいた。研修員からは、今後も、継続的にこのような問題を共有する場が欲しいとの意見が出るなど、非常に有意義であった。

(4) 文化庁

文化庁を訪問し、同庁長官官房国際課の野田明彦専門官から、同庁における法案策定及び整合性確保の方法について講義をいただいた。

(5) 法務省民事局

法務省民事局参事官室神吉康二局付から、民事局における立案事務や、他の法令との整合性確保における他省庁や与党との調整などについて講義をいただいた。

(6) 大阪市役所

大阪市役所を訪問し、同市総務局行政部江野一行政課長に、大阪市における条例

策定過程、法令との整合性確保の方法について講義をしていただいた。研修員は、地方条例の制定過程や整合性確保の方法について関心が高く、講義では活発な質問がなされていた。

(7) 京都地方検察庁藤本治彦特別刑事部長との意見交換

現在、京都地方検察庁特別刑事部長であり、内閣法制局に参事官として勤務されたご経験のある藤本治彦部長をお招きして、我が国の内閣法制局の役割や内閣法制局における法令間の整合性審査について、研修員との間で、意見交換を行った。法規総局は日本の内閣法制局に相当する機能を有することから研修員の関心が深かったため、研修員から時間が足りなくなるほど、様々な角度からの質問が出た。

(8) 当部教官による講義

当部の前田澄子教官から、「立法実務における執務資料について」と題して、我が国における法制執務の参考資料に関する講義を行った。

2 インドネシア側発表

(1) インドネシアの研修員から、現在インドネシアで制定作業を進めている商標法や著作権法の細則の制定状況について発表をしてもらった。

(2) インドネシアの研修員から、2011年法律第12号の改正状況や今後の流れについて発表をもらい、この場には京都大学大石眞名誉教授にもご参加いただいた。発表に続いて意見交換を行い、大石名誉教授からは、発表された改正に関する日本の制度や問題点をご指摘いただいた。2011年法律第12号改正に関する問題点について気づきを得ることができるなど、非常に有意義であった。



【インドネシア研修員の発表及び大石名誉教授との意見交換】

第3 所感

本研修について、研修員からの評価は概ね好評であったが、研修員からは、日本における法令の審査をより把握すべく、内閣法制局や省庁での現場研修という形で、実際の法案策定過程や法令の整合性審査を見たいという要望が出た。このような研修を行うこ

とは現実的には難しいと考えられるが、今後、研修を行うにあたり、これらの意見にも配慮し、工夫して研修を実施していきたい。

また、2011年法律第12号改正は、現在インドネシア側で法案の内容を検討しているところであるが、大石名誉教授からのご指摘や今回の本邦研修でインドネシア側に提供した知見が、今後、どのように法案に反映されるかを慎重に見守っていきたい。

最後に、御多忙の中、講師をお引き受けいただいた先生方や訪問等を受け入れていただいた関係機関の皆様方に対し、この場を借りて改めて深く感謝申し上げたい。

インドネシア法整備支援第5回本邦研修 研修員名簿

1	プリヤント
	Mr. Priyanto 法務人権省 法規総局 事務局長
2	イマム サントツソ
	Mr. Imam Santoso 法務人権省 法規総局 公布翻訳出版局長
3	ドナル ファリス
	Mr. Donal Fariz インドネシア汚職監視団 政治汚職課長
4	ウィディアストウティ
	Ms. Widyastuti 法務人権省 法規総局 条例支援・起草担当者指導局 計画・準備課長
5	エルウィン ファウズィ
	Mr. Erwin Fauzi 法務人権省 法規総局 訟務局 経済問題課長
6	エディ スポウオ
	Mr. Edi Subowo 法務人権省 法規総局 条例支援・起草担当者指導局 標準化・起草担当者相談課長
7	ラティ スリ マルタニ
	Ms. Ratih Sri Martani 法務人権省 法規総局 公布翻訳出版局 翻訳課長
8	ギト スラクソノ イマム スーパルディ
	Mr. Gito Sulaksono Imam Supardi 法務人権省 法規総局 事務局 財務課長
9	ヌルファキ イルファニ
	Mr. Nurfaqih Irfani 法務人権省 法規総局 整合性第一局 法務人権課長補佐
10	ビルナサリ
	Ms. Virnasari 法務人権省 法規総局 起草局 法案・法律代替政令案・政令案課長補佐
11	ノファ スサンティ
	Ms. Nova Susanti 法務人権省 知財総局 商標・GI局 法律相談・訟務課長補佐
12	ヤヌアール シャリプロ
	Mr. Yanuar Syaripulloh 法務人権省 法規総局 起草担当者
13	ヌルビアーナ ラフマワータィ
	Ms. Nurvianna Rahmawati 法務人権省 法規総局 起草担当者
14	パルティカ ノビヤンティ
	Ms. Partika Novianti 法務人権省 法規総局 起草担当者

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 廣田 桂 (HIROTA, Kei)

国際協力専門官 / Administrative Staff 井倉 美那子 (INOKURA, Minako)

インドネシア法整備支援第5回本邦研修日程表

【教官: 廣田教官 専門官: 井倉専門官】

月日	曜	10:00	12:00	14:00	15:30	16:00	17:00	備考
7/24	月	入国						
7/25	火	JICAオリエンテーション		ICDオリエンテーション		所長表敬		
			TIC	国際協力専門官 井倉美那子	法務総合研究所共用会議室	法務総合研究所長室		
7/26	水	発表「インドネシアにおける商標・著作権細則の制定状況について」		講義「知財法概要」				
		研修員代表	法務総合研究所共用会議室	早稲田大学法学学術院教授 高林龍		早稲田大学		
7/27	木	衆議院法制局訪問・国会見学		衆議院法制局訪問・講義「衆議院における議員立法の過程」				
			衆議院法制局	衆議院法制局 法制企画調整部調査課長 吉澤紀子		衆議院法制局		
7/28	金	講義「投資促進という観点から見たインドネシアにおける知財法令等の問題点」		文化庁訪問・講義「法案策定及び整合性確保の方法」				
		弁護士 矢吹公敏	法務総合研究所共用会議室	文化庁 長官官房国際課海賊版対策専門官 野田明彦		文化庁		
7/29	土							
7/30	日							
7/31	月	講義「民事局における立法事実の検討・法案策定過程等」		移動				
		民事局参事官室局付 神吉康二	法務総合研究所共用会議室					
8/1	火	大阪市訪問・講義「大阪市における条例策定過程等」		意見交換「内閣法制局の役割・整合性確保の方法について」				
		大阪市総務局行政部行政課長 江野一	大阪市政府	京都地方検察庁特別刑事部長 藤本治彦		国際会議室		
8/2	水	発表「2011年法律第12号の改正状況、今後の流れについて」		部長主催意見交換会 写真撮影	意見交換			
		研修員代表, 京大名誉教授 大石真	国際会議室	ホテル阪神・国際会議室	研修員代表, 京大名誉教授 大石真	国際会議室		
8/3	木	講義「立法実務における執務資料について」		意見交換「今後のプロジェクト活動・成果について(法令DB, 12号GL, 公定訳, ドラフター育成等)」				
		国際協力部教官 前田澄子	国際会議室			国際会議室		
8/4	金	総括質疑・意見交換・評価会		修了式				
		国際協力部教官 廣田桂ほか	国際会議室	JICA担当者 国際会議室				
8/5	土	移動日						

【海外出張】

ミャンマー現地セミナー（知的財産）

国際協力部教官

梅本友美

第1 はじめに

当職らは、JICAミャンマー法整備支援プロジェクトに関し、平成29年10月19日（木）及び同月20日（金）、ミャンマー連邦共和国において開催された「新知財法案に係る司法及び法的課題に関する現地セミナー」に参加した。

第2 セミナーの背景及び目的

1 ミャンマーでは、目下、知的財産（知財）4法案（特許法、商標法、意匠法、著作権法）が国会審議中であり、JICAミャンマー法整備支援プロジェクトにおいても、連邦最高裁判所に対する知財関連紛争の司法手続改善や人材育成、連邦法務長官府に対する法案審査能力向上等の支援を実施している。

現在、具体的な活動として、アドバイザーグループ委員（三村量一弁護士〔長島・大野・常松法律事務所〕、小野寺良文弁護士〔森・濱田松本法律事務所〕、熊谷健一教授〔明治大学法科大学院〕）の協力を得て、ミャンマー連邦最高裁判所のワーキンググループと協働し、初任判事向け知財教科書、知財事件担当裁判官向けの個別法（商標法、著作権法）教科書や知財訴訟に関する執務資料の作成を進めているところである。

2 本現地セミナーは、アドバイザーグループ委員から知財の実体法及び訴訟実務に関する知見の提供を受けた上、ミャンマーの新たな知財制度の中枢を担う各機関の関係者と実質的な協議を行い、その結果を本邦研修に反映させるとともに、上記の教科書及び執務資料に結実させる目的で実施された。

第3 セミナーの概要

1 日本側からは、当部教官ら3名のほか、JICA本部の小松健太国際協力専門員が、ミャンマー側からは、連邦最高裁判所ワーキンググループメンバーを中心に、次回の本邦研修に参加予定の国会議員、連邦法務長官府職員、教育省職員ら28名が参加した（別添1参照）。

2 セミナーの日程は、別添2のとおりであり、個別法教科書に即し、商標の目的及び機能、国際条約、ミャンマー商標法の基礎知識等に関する講義（熊谷教授担当）、執務資料に関する質問集の問題解説（三村弁護士、小野寺弁護士担当）、及びこれらを土台に意見交換が行われた。

3 セミナーでの議論を踏まえ、個別法教科書については、更に国際条約の基本原則や具体例等の記載を充実させることとし、執務資料については、民事訴訟一般の実務の

運用につき、ワーキンググループメンバーにおいて整理し、本邦研修で協議を続けることとなった。また、知財訴訟の管轄や商標等審査基準（ガイドライン）については、各関係機関において引き続き検討することとなった。



【現地セミナーの様子】



【参加者の集合写真】

第4 おわりに

以上のとおり、現地セミナーへの参加を通じて、新法下での知財制度運用に係る議論の状況を把握することができ、本邦研修で取り組むべき具体的な課題や目指すべき成果が明確となった。

**Participants List for Seminar on IP Judicial and Legal Issues on the
New Intellectual Property Bills
(Supreme Court of the Union)**

- 1 Daw Tin Nwe Soe
Deputy Director General
Training/IT/IR and Research Department
Office of the Union Supreme Court
- 2 Daw Khin Khin Cho
Director, Training Department
Office of the Union Supreme Court
- 3 U Nyo Tun
Director, IR and Research Department
Office of the Union Supreme Court
- 4 Daw Khin San Myint
Deputy Director, Civil Justice Department
Office of the Union Judiciary Supervision
- 5 Daw Thin Thin Aung
Deputy Director, Civil Justice Department
Office of the Union Judiciary Supervision
- 6 U Tun Tun Aung
Deputy Director, IT/IR Department
Office of the Union Supreme Court
- 7 U Kyaw Kyaw
Working Group III Leader
Deputy Director, Civil Justice Department
Office of the Union Judiciary Supervision
- 8 U Min Thant
Working Group III Member
Assistant Director, Law and Procedure Department
Office of the Union Judiciary Supervision

- 9 U Soe Khun Phyu
Working Group III Member
Assistant Director, Office of the Union Chief Justice
Supreme Court of the Union

- 10 Daw Kay Thi Khaing Nyein
Working Group III Member
Assistant Director, Training Department
Office of the Union Supreme Court

- 11 U Zaw Zaw Tun
Working Group III Secretary
Assistant Director, IR and Research Department
Office of the Union Supreme Court

- 12 U Hla Oo
Assistant Director, Criminal Justice Department
Office of the Union Judiciary Supervision

- 13 Daw Mie Mie Htwe
Assistant Director, Law and Procedure Department
Office of the Union Judiciary Supervision

- 14 U Thura Thwin
Assistant Director, Law and Procedure Department
Office of the Union Judiciary Supervision

- 15 U Kyaw Kyaw Moe
Assistant Director, IT/IR Department
Office of the Union Supreme Court

- 16 U Myo Min
Assistant Director, Inspectorate Department
Office of the Union Supreme Court

- 17 U Aung Nay Myo
Assistant Director, Office of the Union Chief Justice
Supreme Court of the Union

- 18 U Than Htike Soe
Staff Officer, IR and Research Department
Office of the Union Supreme Court

- 19 Daw Thwae Hnin Ei Pe
Staff Officer, Office of the Director General
Office of the Union Judiciary Supervision

- 20 Daw Htay Htay Lwin
Staff Officer, Civil Justice Department
Office of the Union Judiciary Supervision

**Participants List for Seminar on IP Judicial and Legal Issues
on the New Intellectual Property Bills
(Parliament)**

1. Dr. Myo Aung
Member, Bill Committee
Amyotha Hluttaw

2. U Tun Tun Win
Member, Judicial and Legal Affairs Committee
Pyithu Hluttaw

**Participants List for Seminar on IP Judicial and Legal Issues
on the New Intellectual Property Bills
(Union Attorney General's Office)**

1. Dr. Kyi Kyi Than Aung
Director, Legal Advice Department
Union Attorney General's Office

2. U Hla Tun
Director, Legislative Vetting Department
Union Attorney General's Office

3. U Ye Myint
Director, Prosecution Department
Union Attorney General's Office

4. Daw Thandar Oo
Deputy Director, Legislative Vetting Department
Union Attorney General's Office

5. Daw Nwe Ni Oo
Deputy Director, Administration Department
Union Attorney General's Office

**Participants List for Seminar on IP Judicial and Legal Issues on the
New Intellectual Property Bills
(Ministry of Education)**

1. Daw Hnin Nwe Aye
Director, Intellectual Property Department, Department of Research and Innovation
Ministry of Education

**Participants List for Seminar on IP Judicial and Legal Issues on the
New Intellectual Property Bills
(JICA)**

- 1 **Mr. Ryoichi MIMURA**
Attorney at Law
Nagashima Ohno & Tsunematsu

- 2 **Mr. Kenichi KUMAGAI**
Professor
Graduate School of Law
Meiji University

- 3 **Mr. Yoshifumi ONODERA**
Partner
Attorney at Law
Mori Hamada & Matsumoto

- 4 **Mr. Kenta KOMATSU**
Senior Advisor
Attorney at Law,
JICA Headquarters

- 5 **Mr. Hiroyuki ITO**
Professor and Government Attorney, Deputy Director
International Cooperation Department Research and Training Institute, Ministry of Justice

- 6 **Mr. Yumi UMEMOTO**
Professor, Government Attorney
International Cooperation Department Research and Training Institute, Ministry of Justice

- 7 **Mr. Takashi AKAI**
Chief International Cooperation Training Officer
International Cooperation Department Research and Training Institute, Ministry of Justice

- 8 **Mr. Kazunori NOSE,**
Chief Advisor for JICA Judicial and Legal Project
Government Attorney

- 9 **Ms. Tomoko NAKASHIMA**
Legal Advisor for JICA Judicial and Legal Project
Attorney at Law

- 10 **Mr. Tetsuo YAMASHITA**
Project Coordinator

- 11 **Ms. Poe Oo**
Project Assistant

- 12 **Ms. Wai Mon Aye**
Administrative Assistant

- 13 **Mr. Htet Naung Win**
Interpreter

JICA Project
For Capacity Development of Judicial, Legal and Relevant Sectors in Myanmar
Seminar on IP Judicial and Legal Issues on the New Intellectual Property Bills

Date: 19-20 October 2017

Venue: Park Royal Hotel, Nay Pyi Taw

Day 1. (Oct 19)

- 09:30 - 10:00 **Registration**
- 10:00 - 10:20 **Opening**
- 10:20 - 12:30 **Discussion on the Textbook of Trademark Law**
 Moderated by Professor KUMAGAI
- 12:30 - 13:30 Lunch
- 13:30 - 16:30 **Discussion on the Textbook of Case Study**
 Mr. MIMURA, Prof. KUMAGAI, Mr. ONODERA
 ※Tea/Coffee break in accordance with progress of the session

Day 2. (Oct 20)

- 09:30 - 10:00 **Registration**
- 10:00 - 12:30 **Discussion on the Textbook of Case Study (continued)**
 Mr. MIMURA, Prof. KUMAGAI, Mr. ONODERA
- 12:30 - 13:30 Lunch
- 13:30 - 16:20 **Discussion on Textbook of Case Study & Question and Answer**
 Mr. MIMURA, Prof. KUAMAGI, Mr. ONODERA
- 16:20 - 16:30 **Closing**
 ※Tea/Coffee break in accordance with progress of the session

Resource Persons:

- 1. Mr. Ryoichi MIMURA**
 Attorney at Law, Nagashima Ohno & Tsunematsu
 (Former Judge of Tokyo High Court)
- 2. Professor Kenichi KUMAGAI**
 Graduate School of Law, Meiji University
- 3. Mr. Yoshifumi ONODERA**
 Attorney at Law, Mori Hamada & Matsumoto

商法シンポジウム参加及び現地調査

国際協力部教官

廣 田 桂

第1 はじめに

平成29年9月15日から同月19日までの間、当職及び当部梅本友美教官はモンゴル国に赴き、モンゴル国立大学で開催された商法シンポジウムに参加するとともに、現地調査を行った。

モンゴル国は、法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）においてインドネシア、ベトナム、ミャンマーに次いで重点国として挙げられているなど、我が国にとって非常に重要な国として位置づけられる。

また、モンゴル国では、調停法の制定と調停制度の全国的な普及・定着を目標としたJICA調停制度強化プロジェクト（以下「調停プロジェクト」という。）が実施されていたところ、同プロジェクトは平成27年12月に終了し、その後、同国に対する我が国の法制度整備支援は実施されていない。

そのため、法務省として、今後のモンゴル国への支援の在り方を検討するため、本年3月、同国における現地調査を行ったところ¹、訪問したモンゴル国立大学等から商法典制定に関する支援の要請や、同国裁判所評議会から、家庭裁判所設立に関する支援の要請があった。しかし、この調査は、時間的制約等から、要請のあった支援の具体的な内容について、詳細を把握するまで至らなかった。

本年7月、モンゴル国立大学から、本年9月にモンゴルで開催される商法シンポジウムへの招待があった。このため、これを機に要請のあった支援の詳細について調査すべく、同シンポジウムに参加し、モンゴル国における商法典制定の必要性等について調査するとともに、モンゴル裁判所評議会を訪問し、家庭裁判所設立に関する支援の具体的な内容について調査を実施することを目的として出張を実施した。

第2 調査結果²

1 商法シンポジウムについて

商法シンポジウムにおいては、モンゴル側からは、「モンゴル民法における商法の条項」、「会社の取締役の法律問題」、「企業と関係する紛争の裁判事務」などと題する発表があった。この中で、モンゴルにおいて、民法において商人間の取引に関する規定はあるものの、対象が広く、表現も曖昧であること、会社法の中で株式会社と有限会社が定められているが、どの規定がどの形態の会社に適用されるか不明確であるなど

¹ 詳細については、ICD NEWS 71号220頁を参照されたい。

² 日程表については別添のとおり。

の問題点があることが発表され、今後、これらの問題を解決するために、商法典を制定するか、民法を改正して商取引等に関する規定を整備する必要があることなどが述べられた。

この商法シンポジウムでは、当職も「投資環境整備に関する国際協力部の活動」などと題して、インドネシアやミャンマーの活動を中心に、当部の投資環境整備に関する法整備支援活動について発表を行うなどした上、梅本教官においても、パネルディスカッションにパネリストとして参加した。



商法シンポジウムにおける集合写真

2 モンゴル裁判所評議会訪問について

モンゴル裁判所評議会を訪問し、同評議会が希望する家庭裁判所設立のための支援の内容について聞き取り調査を行った。その結果、同評議会の希望する支援の内容については、主に、家庭裁判所に関する手続法規（家事事件手続法及び人事訴訟法）制定に関する支援、我が国における家庭裁判所調査官等に関する知見の提供及び家庭裁判所の判事、調停人等の人材育成に関する支援等であることを把握できた。モンゴルにおける家庭裁判所設立の動きは、上記調停プロジェクト中に行われた本邦研修において、我が国の家庭裁判所を訪問したことをきっかけに起こったものであり、我が国に対する支援の要請は大きく、あくまで当職の個人的な意見になるが、モンゴル裁判所評議会から要請のあった上記各支援内容に関しては、我が国でも十分に対応可能と考えられ、今後、当部として、何らかの形で支援に携わることができれば幸いである。



モンゴル裁判所評議会での協議

第3 おわりに

以上のとおり，本調査は，モンゴル国からの具体的な法整備支援の要請を把握できるなど，充実したものとなった。今後，引き続き，要請のあった法整備支援の可否や支援の方法について部内や関係機関と協議・検討していきたい。

モンゴル商法シンポジウム参加及び現地調査 日程表
【教官: 廣田, 梅本】

		9:00		17:00
9月15日	金	出国		
9月16日	土	商法シンポジウム 【モンゴル・日本の法整備の発展】		商法シンポジウム 【モンゴル・日本の法整備の発展】
		モンゴル国立大学		モンゴル国立大学
9月17日	日			
9月18日	月	モンゴル国立大学法学部・日本法教育研究センター(CALE)訪問		モンゴル裁判所評議会訪問
		モンゴル国立大学・CALE		モンゴル裁判所評議会
9月19日	火	帰国		

【対外研修】

平成29年度選択型実務修習・大学院生インターンシップ併行実施研修

国際協力部教官

岩井具之

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部では、平成29年8月14日から同月18日までの間、大阪中之島合同庁舎において、司法修習生1名、大学院生3名に対し、選択型実務修習及び大学院生インターンシップを併行して実施した（以下「本研修」という。）ので、その概要を報告する。

第2 本研修の目的等

1 選択型実務修習は、司法修習生が、分野別実務修習の4分野¹を一通り修習した後、自らの進路や興味、関心に応じて、修習内容を主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は分野別実務修習の過程では体験できない領域における実務修習をするための課程である。

この選択型実務修習では、司法修習生が自ら受入先を開拓し、法曹の活動に密接な関連を持つ分野についての研修を受けることができる場所、当部における法制度整備支援活動は、正に法曹が中心的な担い手となる分野であり、当部での修習を通じて、法務行政への理解を深め、分野別実務修習で培った思考力やプレゼンテーション能力等を発展させ、国際的感覚を身につけるに相応しい研修であることから、当部では、司法修習生を積極的に受け入れている。²

2 一方、大学院生インターンシップは、人事院が主催する平成29年度霞ヶ関法科大学院生インターンシップ及び公共政策大学院生インターンシップに応募した大学院生が対象で、行政の現場で政策決定などの行政実務に係る就業体験を通じて、大学院での学びを深化させるとともに、行政実務に対する理解を深めることを目的とした参加型研修であり、当部では、法制度整備支援活動に特に関心を持つ学生を積極的に受け入れている。³

本研修は、以上のように両研修の目的が共通することから、司法修習生及び大学院生に対し、講義、見学及び意見発表などの演習を通じ、当部の活動を直接的に見聞・体験させることにより、我が国の法制度整備支援活動について深い理解を得させ、各

¹ 刑事裁判修習、民事裁判修習、検察修習、弁護修習の4分野を指す。

² 平成27年度以降、当部に対しては毎年1、2名から選択型実務修習受入れの申込みがあり、全て受け入れている。

³ 平成21年度以降、当部に対してはほぼ毎年インターンシップの申込みがあり、選考の上、受け入れている。

人の能力向上に活かしてもらうことを目的として、併行して実施したものである。

第3 本研修の概要

1 本研修の日程は、別添（研修日程）のとおりであり、司法修習生1名、法科大学院生2名、公共政策大学院生1名が参加した。

2 本研修では、講義、関係者インタビュー、討論、意見発表をプログラムに盛り込んだほか、同時期に実施されたラオス法律人材育成強化プロジェクト第11回本邦研修を見学・聴講した。昼食時や休憩時間では、本研修生とラオス人研修生が英語で会話したり、記念撮影やメールアドレスを交換するなどの交流があった。

また、講義では、当部の阪井光平部長による「検事の国際面での仕事と法整備支援」、伊藤浩之副部長による「法制度整備支援の現状と課題」、独立行政法人国際協力機構（JICA）の加藤浩一氏による「法整備支援におけるJICAの役割」といった講義があり、法制度整備支援の基礎的な事柄を体系的に学んだほか、法曹三者が法整備支援にどのように関わっており、どのような活躍の場があるかなどを学んだ。

さらに、関係者インタビューでは、元JICAベトナム長期派遣専門家で現大阪地方検察庁刑事部の西岡剛検事、現JICALaos長期派遣専門家で検事出身の須田大、伊藤淳両専門家、当部の東尾和幸教官（裁判官出身）、松尾宣宏教官（検事出身）、大西宏道教官（法務省民事局出身）といった、キャリアの異なる様々な関係者から、法制度整備支援の魅力や難しさ、海外生活や出張での苦労話、法曹としての経験が法制度整備支援にどのように役立ったか、今後の法制度整備支援はどのように変化するかなど、様々な話を聞くことができた。

研修生には、研修初日と2日目にラオス本邦研修を見学・聴講した上で感じたことや、今後日本の法制度整備支援で問題となりうることなどを広く討議した上で、各研修生が最終日に実施する意見発表のテーマを決め、目的意識をもった上で、上記の講義やインタビュープログラムを受講してもらったところ、研修生各自が法制度整備支援に関わる情報を、当部の資料室やインターネット等を活用して主体的に収集していた。

その上で、最終日には、各研修生が、各自約20～30分間で、自由に日本の法制度整備支援の将来像を語るプレゼンテーションを行った。

3 研修生4名の行ったプレゼン内容を小職が要約したものを以下に順不同で紹介する。

①研修生Aさん【日本の法整備支援の理念・特色と今後の展望】

これまで約20年にわたって培ってきた日本の法整備支援活動は、相手国の主体性を尊重しながら立法・司法関係者との対話を通じて行ってきたことに特色がある。それが当たり前と感ぜられることこそ、この20年間の成果である。近年はビジネス分野での支援に視線を移しすぎるあまり、法整備支援分野での短期的成果を求めすぎていないか。日本法の輸出や、日本企業の海外進出だけが日本の国益なのでは

なく、相手国と対等な立場で、相手国の十分な理解を得ながら長期的に win-win の関係を目指すのが日本の法整備支援の特色であり、最も継続的に活動できる方法ではないか。将来も日本の特色を活かしていくべきである。

②研修生Bさん【中長期的な法整備支援対象国の拡大について】

これまでの日本の法整備支援は、アジア諸国の市場経済化・市場発展に寄与してきた。この経験は、数十年後といった将来においても人口の継続的増加が見込まれるアフリカ諸国に対する支援にも活かせるのではないか。アフリカは国の数が多く、通訳や専門家など日本側のマンパワーをいかに確保するかという問題もあるが、企業のための投資環境整備という需要は、今後、市場が拡大するアフリカ諸国でも高まることが予測され、日本国民に対する裨益も見込まれるはずである。

③研修生Cさん【今後の法整備支援の広報や評価手法について】

法整備支援事業は、日本国民の理解なくしては成り立たず、国民の理解を得るためにもソーシャルメディアの活用など、より積極的な広報戦略を考えてPRすべきである。また、法整備支援の政策評価は可視化、数値化が困難で、長期的な評価によらざるをえない上、日本国民に与える便益は間接的なものにとどまる。現在の政策評価手法は不十分であり、評価手法を見直すべきではないか。日本企業の進出件数や支援対象国の国民の意見など広い指標を取り入れて反映させるべきである。

④研修生Dさん【法整備支援の主体統合について】

現在、日本の法整備支援分野においては、法務省、JICA、日弁連、大学などの各主体が独立的に活動しているが、オールジャパンで統一的な体制を整えることが必要ではないか。そのためには、法整備支援での国際協力に関係する統一機関を設立するなど一体化した体制を構築すべきであり、そこには民間企業や海外に進出する法律事務所からも人材、意見、評価を取り入れるべきである。

第4 おわりに

- 1 本研修は、司法修習生、法科大学院生、公共政策大学院生といった少し立場の異なった研修生が集まったことで、相互に情報交換し、刺激を与え合うことができたのではないかとと思われる。

研修生からは、様々な法律家が法制度整備支援の分野で活躍していることを知ることができ将来像を思い描くことができたとか、検事が民商事分野の法整備支援でも対応できる理由は国家組織の中の法律家であるからだと思ったとか、将来は弁護士として法整備支援に携わりたいなどの感想があった。

法制度整備支援の分野では、言語も文化的背景も異なる外国人に対して、プレゼンテーションを求められることが少なくない。研修生からは、最終日の意見発表プログラムがよい目標になり、目的意識をもって研修を受けることができたし、国際協力部の教官たちの前でプレゼンテーションはとても緊張したが、よい訓練になったとの感想もあった。

本研修では、5日間という短い期間であるにもかかわらず、研修生全員が積極的に取り組み、主体的に情報を収集し、度胸をもって法整備支援の将来を論じるプレゼンテーションをしてくれたおかげで、当部の教官たちにとっても大きな刺激となった。

今回、参加してくれた研修生諸君には、この研修での経験を活かして、将来、法制度整備支援分野で大活躍されることを期待したい。

当部としては、明日の法制度整備支援を担う人材を養成するためにも、今後も選択型実務修習やインターンシップを積極的に受け入れ、より良い研修の実現を目指していくつもりである。

- 2 最後に、本研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力と御尽力のおかげであることは言うまでもない。講義及びインタビューを引き受けていただいた皆様、本邦研修の聴講をお許しいただいたラオス法律人材育成研修プロジェクト本邦研修の多数の関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。

2017 選択型司法修習・インターンシップ日程表

平成29年8月14日(月)～8月18日(金)

担当教官:岩井 具之 担当専門官:三浦 寛史

日	曜	午前	午後	備考	
8 / 月 14		移動	13:00 オリエンテーション 岩井教官 4階セミナー室	14:00 講義「法制度整備支援の現状と課題」 伊藤副部長 4階セミナー室	15:30 15:40 17:00 ラオス本邦研修見学 (セッション「労働法ハンドブック」①) 中山弁護士、小島教授 国際会議室
			9:30 ラオス本邦研修見学 (セッション「労働法ハンドブック」②) 中山弁護士、地神准教授 国際会議室	12:30 昼休み(ラオス本邦研修昼食会参加)	14:15 15:15 国際協力部教官(検察官出身) ヘインタビュ 研修員ディスカッション 「本邦研修を見学して感じたこと」 岩井教官 4階セミナー室
8 / 火 15		9:30 ラオス本邦研修見学 (セッション「労働法ハンドブック」第4章) 中山弁護士、地神准教授 国際会議室	12:30 昼休み	13:30 ラオス本邦研修見学 (普及に関するワークショップ) 天野専門家 国際会議室	15:00 16:00 16:05 17:00 部長講話 JICA講義 阪井部長 2階共用会議室 JICA加藤課長補佐 2階共用会議室
		9:30 発表準備 4階セミナー室	10:30 発表準備 (適宜昼食)	13:00 インタビュー準備 13:30 長期派遣専門家ヘインタビュ (TV会議システム使用) 須田、伊藤専門家 4セミ	14:30 14:40 15:40 16:00 17:00 国際協力部教官(民事局出身) ヘインタビュ 長期専門家経験者ヘインタビュ 大西教官 教官室 西岡検事 4セミ
8 / 水 16		9:30 発表準備 4階セミナー室	10:30 発表準備 (適宜昼食)	13:00 インタビュー準備 13:30 長期派遣専門家ヘインタビュ (TV会議システム使用) 須田、伊藤専門家 4セミ	14:30 14:40 15:40 16:00 17:00 国際協力部教官(民事局出身) ヘインタビュ 長期専門家経験者ヘインタビュ 大西教官 教官室 西岡検事 4セミ
		9:30 国際協力部教官(裁判官出身) ヘインタビュ 東尾教官 4階セミナー室	10:30 発表準備 (適宜昼食)	14:00 部長・副部長・教官	17:00 研修生による発表 意見交換・講評 4階セミナー室
8 / 木 17		9:30 発表準備 4階セミナー室	10:30 発表準備 (適宜昼食)	13:00 インタビュー準備 13:30 長期派遣専門家ヘインタビュ (TV会議システム使用) 須田、伊藤専門家 4セミ	14:30 14:40 15:40 16:00 17:00 国際協力部教官(民事局出身) ヘインタビュ 長期専門家経験者ヘインタビュ 大西教官 教官室 西岡検事 4セミ
8 / 金 18		9:30 国際協力部教官(裁判官出身) ヘインタビュ 東尾教官 4階セミナー室	10:30 発表準備 (適宜昼食)	14:00 部長・副部長・教官	17:00 研修生による発表 意見交換・講評 4階セミナー室

【部内研修】

法制度整備支援活動の対象国に係る政治，社会，文化等の情勢及び言語に係る研究会（ベトナム，インドネシア及びミャンマー）について

国際協力部教官

大西宏道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部が行う法制度整備支援活動に当たっては，対象国の政治，社会，文化等の情勢を踏まえて，現地の政府関係者及び司法関係者と直接連絡調整する必要がある上，法制度整備支援活動が進展し，法案等が作成され，最終的に正式な文書となった場合は，対象国の現地の言語が使用される。このように，法制度整備支援活動においては，法的知識はもとより，対象国の政治，社会，文化等の情勢に係る知識に加え，対象国の現地の言語に係る知識について，一定程度備えていることが有用である。

そこで，当部では，我が国の法制度整備支援活動を担う者の能力の向上を図るとともに，効果的な法制度整備支援活動の実現を図るため，当部で活動に当たる法務教官等を対象として，対象国の政治，社会，文化等の情勢と共に現地の言語に係る研究会を実施している。

研究会の開催に当たっては，大阪大学大学院言語文化研究科の協力を得て，東南アジア地域の各国の政治，社会，文化等の情勢及び言語を専門とする同科言語社会専攻の教員により，同内容の基本的な事項について講義を実施してもらっている。

昨年度，対象国の政治，社会，文化等の情勢と共に言語の基本的な内容について，研究した。本年度の前半に開催する同研究会においては，主に対象国の政治，社会，文化等の情勢について，特に，対象国の近現代史について，研究することとした。

第2 ベトナム研究会について

平成29年7月13日（木），大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の清水政明教授から，ベトナムの政治，社会，文化等の情勢について，言ベトナム語概説及び日越交流とベトナム語を題材として，言語を通じた日越交流の講義がなされた。

第3 インドネシア研究会について

平成29年7月21日（金），大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の菅原由美准教授から，インドネシアの政治，社会，文化等の情勢について，スハルト体制末期の状況，穏健イスラーム主義，イスラーム過激派，イスラーム左派，ポップ・イスラーム及びイスラーム化が抱える問題を題材として，インドネシアとイスラームの関係の講義がなされた。

第4 ミャンマー研究会について

平成29年8月10日(木)、大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の池田一人准教授から、ミャンマーの政治、社会、文化等の情勢について、「アウンサンスーチーは、なぜロヒンギャ問題ではかくも寡黙なのか」との問いから、カレン問題及びロヒンギャ問題の実態、原因、歴史等を題材として、ミャンマーの近現代史の講義がなされた。

第5 おわりに

大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の先生方には、お忙しいところ、興味深くかつためになる講義をしてもらい、これまで有意義な研究会を実施できた。当部は、大阪市から東京都昭島市に移転したものの、引き続き、政治、社会、文化等の情勢及び言語に係る研究会を実施する予定である。大阪大学大学院の先生方には、これまでの御協力に対して感謝するとともに、今後も引き続きの御協力をお願いしたい。

【来訪】

京都大学法学部生，神戸大学法科大学院生らによる国際協力部訪問

国際協力部教官（現 J I C A 長期派遣専門家）¹

松尾 宣宏

2017（平成29）年9月6日午後、京都大学法学部生14名が、また、同月8日午後、神戸大学法科大学院生ら28名がそれぞれ国際協力部を訪問しました。

1 京都大学法学部生による訪問

京都大学法学部出身の大阪で活動する弁護士などの皆さんが、法曹を志望する後輩学生に対し、一日で法曹三者の業務風景をすべて案内するというプログラムを実施していますが、その一環として、裁判所での傍聴、弁護士事務所の見学及び大阪地方検察庁の見学に引き続き、プログラムの最後に当部を訪問しました。

参加者は、当部国際会議室において、当部教官から、「法律家の国際協力」と題して、法制度整備支援を中心とした法分野の国際協力についての講義を受けました。

参加者の約半数が、基本法の学習未了の段階である大学1年生だったこともあり、参加者にとっては未知の内容も多数あったと思われるものの、参加者は、真剣に講義に耳を傾けていました。



【参加者集合写真】



【講義風景】

2 神戸大学法科大学院生による訪問

神戸大学法科大学院に検察庁から派遣されている萩原良典検事の引率で、同大学法科大学院の学生が国際協力部を訪問しました（その際、大阪大学法学部の学生及び卒業生2名も同行しました）。

¹ 執筆時点（平成29年10月13日）。現在、J I C A ベトナム法整備支援プロジェクト長期派遣専門家。

参加者は、法制度整備支援に関心を有していることはもちろん、法律家の国際業務全般や留学、弁護士の国際法務等にも関心を有していたことから、今回の訪問では、多様な視点から見た法分野の国際協力に関する情報を提供すべく、当部教官3名（検察官出身、裁判官出身、行政官出身）による法制度整備支援、裁判官の留学等の外部経験などについての講義を行ったほか、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の琴浦諒弁護士から、「アジア・新興国法務における日本人弁護士の役割と日本の法制度整備支援活動」と題して、弁護士のいわゆるクロスボーダー法務を中心とした業務について講義をしていただきました。

ほぼ半日にわたる訪問でしたが、参加者からは、どの講師に対しても多数の質問がなされるなど、非常に活発な応答がなされ、当部としても、この分野に対する若い世代の関心の高まりを実感しました。



【参加者による集合写真】



【琴浦弁護士による講義】



【当部大西宏道教官による講義】

3 おわりに

法制度整備支援の広報については、既に関心のある層だけでなく、もともと法制度整備支援に関心を持っていなかった方々について、新たに関心を持ってもらい、法制度整備支援への理解を深めてもらうことは大変重要であり、そのような意味で、学生の皆さんによる訪問は、当部にとっても大変貴重な機会であると考えております。

当部は、本年10月2日から、東京都昭島市にある国際法務総合センターで業務を開始しており、今回の各訪問は、当部が大阪中之島合同庁舎で業務を行っていた時期の最後の訪問になりましたが、同センターに移転後も、当部では、引き続き、皆様のご訪問をお待ちしております。ご関心のある方はご遠慮なくご相談ください。

【講義・講演】

2017年8月から同年10月の期間中、法務総合研究所国際協力部の教官等が行った講義・講演は以下のとおりです。

記

1 名古屋大学における講義

①日 時 2017年8月21日

場 所 名古屋大学

対 象 名古屋大学学部生，大学院生，法科大学院生，社会人等

テーマ アジアの法と社会2017

担 当 国際協力部長（当時） 阪井光平

②日 時 2017年8月22日

場 所 名古屋大学

対 象 名古屋大学学部生，大学院生

テーマ 刑事訴訟法

担 当 国際協力部教官 梅本友美

2 大阪地方裁判所での講演

日 時 2017年9月4日

場 所 大阪地方裁判所

対 象 新任判事補

テーマ 法整備支援と裁判官の役割

担 当 国際協力部長（当時） 阪井光平，国際協力部教官 東尾和幸，梅本友美

【活動予定】

2018年1月から同年3月の間における、当部が行う予定の研修等は以下のとおりです。

なお、聴講等希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。また、研修内容や研修場のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますので御了承ください。

記

1 研修

- (1) WIPO（世界知的所有権機関）：ASEAN裁判官に対する知財紛争解決関連研修

日 時 2018年1月29日（月）～2月1日（木）

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ ラオスの裁判官に対する知的財産関連紛争の解決能力向上

担 当 国際協力部教官 横山栄作，前田澄子，国際協力専門官 佐藤励仁

- (2) 第12回ミャンマー本邦研修

日 時 2018年3月初旬～（約2週間）

場 所 東京

テーマ 新しいタイプの証拠

担 当 国際協力部教官 岩井具之，国際協力部事務官 鎌田真梨子

- (3) 第7回インドネシア本邦研修（最高裁判所）

日 時 2018年2月12日（月）～同月24日（土）

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 知的財産事件処理

担 当 国際協力部教官 東尾和幸，国際協力専門官 井倉美那子

- (4) 第13回ラオス本邦研修

日 時 2018年3月6日（月）～同月17日（金）

場 所 JICA横浜（予定）

テーマ ラオス民法典案に関する検討

担 当 国際協力部教官 前田澄子，国際協力専門官 稲本実穂

2 共同研究

東ティモール共同法制研究

日 時 2018年1月27日(土)～2月7日(水)

場 所 東京, 名古屋

テーマ 土地関連法

担 当 国際協力部教官 大西宏道, 国際協力部事務官 鎌田真梨子

3 シンポジウム

第19回法整備支援連絡会

日 時 2018年1月19日(金)

場 所 東京会場: 法務省国際法務総合センター「国際会議場A」

大阪会場: 大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」(東京会場とTV会議システムで接続)

テーマ 日本の法制度整備支援の発信カードんな「メッセージ」を伝えられるか

担 当 国際協力部教官 伊藤浩之, 石田正範, 横山栄作, 福岡文恵, 岩井具之,
大西宏道, 国際協力専門官 赤井隆志, 松波宏幸, 井倉美那子

1 はじめに

まず、当部は、教官も含めると裁判所や民事局、矯正局、検察庁など様々なところから集まった職員で構成されています。

それぞれに当部へやってくるきっかけがあったものと思いますが、当職の場合は検察庁職員向けに毎月発刊されている「研修誌」の記事でした。採用1年目でこの記事に出会ってしまい、執筆者の方が同じ四国出身の方であったことに勝手に親近感を覚え、今よりもっとのんきだった当職は、いつか大阪にあるらしい国際協力部なところへ行きたい！とっていました。

それから数年後、幸運にも当部への異動が叶い、大阪中之島にて1年半の勤務をした後、この秋に当部の移転に伴って東京昭島へやって参りました。さらに幸運にも上記記事の執筆者にお会いすることが叶い、本稿にて記事を紹介させていただけることがとても嬉しいです。できれば、当職の駄文はさらりと流し読み、研修誌769号（平成24年7月）掲載の「常識と非常識の境目」をご一読頂けますと幸いです。

本稿では、のほほんと当部へやってきてしまった当職がなんとか1年半を過ごしてきた中でのあれこれを、ここまでICD NEWSを読み進めてくださった皆さまの箸休めになればと思い、お話させていただきます。

2 庶務について

「国際協力部」と言いつついきなり庶務のお話で恐縮ですが、当部にもやはり庶務業務が存在します。

当職の1年目は庶務を担当しており、出勤簿・各種休暇関係の管理、庶務系照会の取りまとめや回答、内国出張の手配、外部講師派遣、来訪者対応などを日常業務としていました。

印象に残っているのは、当部の内国出張の多さです。もちろん外国出張も頻繁にありますが、内国出張の数は比べ物になりません。上記の外部講師派遣で日本中の大学へゲスト講師として教官を派遣したり、遠くでシンポジウムを開催したり、また、法務省が独自で行う共同研究では、研究員の移動に全て帯同したりと、教官だけでなく専門官も日本中を行ったり来たりしています。

いつも出勤簿の管理や旅費精算、提出物の期限にあわあわとしていましたが、当部全体の動きを知ることができ、良い経験をさせていただきました。

3 担当国について（ミャンマー）

2年目に庶務担当から研修担当へ業務を移行するにあたり、当職が初めて担当した国際

研修が、ミャンマーの第9回本邦研修でした。(詳しくは、ICD NEWS 7 1号「～国際研修～ ミャンマー法整備支援プロジェクト第9回本邦研修」を御参照ください。)

この研修で、これからもずっと忘れられない研修員と出会ったのですが、彼は83歳(研修当時)でした。

研修1ヶ月前、現地から送られてきた研修員の履歴書を見ると、まず生年月日欄に見慣れない西暦の数字があり、それがどう計算しても83歳ということに気がきました。さらに長時間の歩行は難しく車イスの準備が必要なこと、持病をお持ちであることなど、日本にお迎えすることが心配になるような記載がずらりと並んでいました。

そこで、担当教官や専門官室内、JICA現地専門家、JICA研修担当者、ICCLC担当者、各訪問先担当者、講義場所の警備担当者など、研修に関わる人たちに相談し、一緒に検討してもらい、またお願いをして、出来る限りの準備をしてお迎えしました。

しかし、来日した彼は、当職の心配が失礼だったかと思うほど、背筋を伸ばして誰よりも流暢な英語を話す紳士でした。ただ、決して無理はせず、私たちの準備した車イスなどの全てに対して「Thank you.」と言いながら利用してくださいました。

研修が無事に終了し、お別れの際には、当職の目を見てしっかりと握手をしながら「Thank you very much.」の言葉をかけていただき、これまでの準備が報われたこと、無事に研修が終わったことへの安心感が一気に込み上げたことを覚えています。

今思うと、この研修の心配の種だと思っていた彼の存在でしたが、他の研修員の間では彼に対する配慮や尊敬の気持ちで一体感が生まれ、結果的にこの研修をまとめる要因となっていました。遠く海を超えて日本へ学びにやってくる研修員の熱意や、学ぶ姿勢の真摯さを前に年齢は関係ないことを教えていただきました。

余談ですが、ミャンマーの方々の大多数は信仰厚い仏教徒であり、来日の際には、休日に鎌倉の大仏を参拝することが楽しみの一つと聞いていました。ミャンマー担当になって、9ヶ月で4回ミャンマーの方々の大仏参拝にお付き合いする機会がありました。当職の中では、恐縮ながら鎌倉の大仏さまをミャンマー研修のサポートメンバーと思い、いつも研修の無事を祈っています。

さらに余談ですが、今年の8月にミャンマーから14名の研究員をお迎えして共同研究を行いました。

この共同研究は法務省独自の招へい案件であるため、宿泊先や移動手段の手配、資料の準備、共同研究に関わる費用計算など関係事務のほぼ全てを当職が行わなければならない、要領の悪い当職は何度も投げ出しそうになっていました。中でもミャンマー研究員に日本入国のための査証を取得してもらう段取りやフライトの予約では、ミャンマーの方々特有のゆったりした心構え、時間配分を実感することとなり、入国当日に全員揃って羽田に到着したとの連絡をもらうまでは祈るような心境でした。結果、万事うまく運んだのですが、これは共同研究の日程終了後に、急遽研究員のリクエストに応え、当初の予定にはなかった鎌倉大仏の参拝を行ったためではないかと思っています。大仏さま、いつもありがとうございます。



(第9回研修では奈良の大仏さまにも会えました) (ロンジーを着た共同研究研究員の皆さんと)

4 担当国について (東ティモール)

今年8月に、現地における土地制度調査のため、約2週間弱に渡り東ティモールへ出張する機会に恵まれました。

東ティモールの方々とお会いするのが初めてだった当職は、緊張しながらも、飛行機で練習したテトゥン語で「ハウ ニア ナラン カマダ マリコ」と自己紹介しました。すると、どの方も途端に笑顔になって、「カマダ！」となぜか苗字だけをすぐに覚えてくださり、東ティモールの方々の優しさを感じました。が、後に、「カマダ」はテトゥン語でお相撲さん体型の男性を意味すると教えてもらい、出張序盤で東ティモールの優しさを少し疑い始めました。

この出張では、出張期間中の休日を利用して、カウンターパートである司法省立法局の方々と、東ティモール最高峰標高約3,000メートルのラメラウ山に登ってご来光を望むという無謀なチャレンジも行いました。

東ティモールでは、首都ディリを出ると道路の舗装はなくなり、でこぼこのオフロードを片道4時間かけてラメラウ山へ向かいます。尋常ではない車の揺れで、頭やお尻を車体と当職の両脇に座る教官たちに打ち付けっぱなしの4時間で、この時すでに出張終盤でしたが、東ティモールの優しさをもう少し強目に疑い始めました。

夕方にラメラウ山へ到着すると、標高2,500メートル付近の山小屋で仮眠し、翌午前2時頃いよいよ山頂へ向け出発しました。真っ暗な山道をお互いのヘッドライトを頼りに登っていきます。夜の森は静かで心細いのですが、時々空を見上げると、降ってきそうな満天の星がキラキラと輝いています。なんとか暗いうちに山頂へ到着し、見渡す限りの雲海に囲まれて、皆で凍えながら夜明けを待ちます。

東の空の端が濃紺から淡色へグラデーションになり、オレンジ色の朝日が山頂のマリア像を照らします。その光景は、信仰に疎い当職ですが、言葉にできないほど美しく、今もずっと心に残っています。

実は、このラメラウ山は、9割以上がキリスト教徒である東ティモールの人々にとって霊峰であり、また、独立前に占領軍から逃れるための避難場所でもあったと教えてもらいました。

登山中に見上げた星も、山頂で眺めた夜明けも、その後下山中に足元に広がっていた山々も、この東ティモールの原風景を、独立前の厳しい時代に東ティモールの人々が目に写していたものだと思うと、胸が詰まる思いがしました。

普段、陽気に「カマダ！」と呼びかけてくれる彼らの中に、そんな厳しい時代の景色が残っていること、そこから歩き出し、自分たちの国を作っていこうとしていることを五感で感じる出張となりました。



(ラメラウ登頂達成直後のチームオノリオ集合写真)



(ラメラウ山頂で朝日に照らされるマリア様)

5 終わりに

当部の仕事を簡単に整理すると、研修業務（国際研修、シンポジウム等の企画運営実施）、企画事務（国会対応や渉外事務）、庶務・経理事務の大きく3つに分けられると思います。

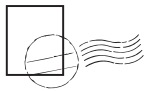
しかし、全ての業務は同時並行で進んでおり、国際研修と海外出張とシンポジウムが同時に行われた際も、当部の通常業務を滞らせることなく乗り切る必要があります。

また、冒頭で書いたとおり、当部には様々な出身母体から職員が集まってきています。そして、当部の業務を遂行するために日本国内外からご協力いただいている関係者の方々は数え切れません。

繁忙の業務を目の前に、考え方は様々で、仕事のやり方もそれぞれの人間同士が互いに協力して仕事をしています。ぶつかったり、どちらかが譲ったりしないと進まない場面もあるかと思えます。

ですが、当職は、業務に対する職員1人1人の意見が、立場に関係なく尊重され、検討、採用される当部の雰囲気が好きです。臨機応変に対応していく、成長していこうとする当部の姿勢が、これまで職員が入れ替わる中でも引き継がれてきたのだと思います。

当部にとっては、誕生の地である大阪編に続き、昭島編がスタートしました。この昭島でこれからもいろいろなことを吸収して大樹へと成長していくであろう当部の、葉っぱの一枚にでもなれたらと思ひ、日々、本稿に書いたような貴重な経験をさせていただいていることに感謝しながら、業務に邁進していきたいと思ひます。



各国プロジェクトオフィスから



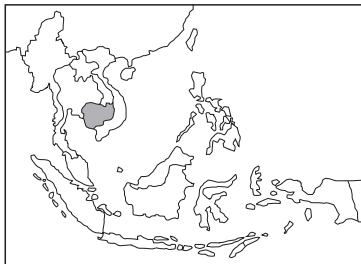
10月16日より、長期専門家として着任した松尾宣宏と申します。平成17年（2005年）に検事に任官し、10年ほど捜査・公判の現場で勤務し、平成27年（2015年）10月から国際協力部教官として、主にベトナムに関する業務を担当していました。

ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」は、ベトナム法整備支援の総仕上げともいえるプロジェクトであり、私の赴任時がちょうどプロジェクト期間の折り返し地点です。これからの活動が、今後のベトナムへの司法協力・法整備支援の在り方全体に関わるかと思うと、身が一層引き締まりますが、「自分で」と気負わず、他の専門家とともに、しっかり「チーム」として取り組んでいきたいと思えます。

ところで、先日、カウンターパートの皆さんのお誘いでベトナム北部のハザン省に行く機会がありました。行く先々で、「もう飲めない・まだ飲もう・もう食えない・まだ食べよう」の盛大なおもてなしをいただきました。国際協力部在任中は「健啖家」と言われていた私ですが、このベトナム流のおもてなしに伍するには、心も体もこのベトナムの地に浸っていく「覚悟」みたいなものが必要だなと感じました。

引き続き、関係者の皆様には、ベトナム法整備支援に対するご支援・ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（ベトナム長期派遣専門家 松尾宣宏）



9月は、プチュンバンと呼ばれるお盆のシーズンです。

日本と同じように、多くの人々が帰省します。

カンボジアでは、憲法上、仏教が国教と定められているため、仏教に由来する祝日があります。プチュンバンもその1つ。今年は、プチュンバンとして、9月19日から21日（仏教の暦に従うため、年によって時期が異なります）が三連休になっています。

日本のお盆と異なり、祝日になっているのは羨ましいところです。

宗教上は、9月6日（今年の場合）からプチュンバンの期間になり、その期間中にお寺を数か所巡ってお参りするという習慣があるようで

す。

お寺と一口に言っても、万国旗のように紐でつながった小旗が境内にあるお寺、本堂をネオンで飾っているお寺、大きな音でお経を流し続けているお寺など様々です。また、ほとんどのお寺では、本堂がコンクリート造りで、ペンキ等で塗られています。ですから、あまり飾り気がなく、静寂を好む日本のお寺とは、少し趣が異なります。

ちなみに、地方に行く際の道の要衝では、旅の安全を祈願するため、仏像が奉られている場所があります。人々は、花や少額紙幣を供えるのですが、その仏像の光背が電飾になっていることがあります。この点も、日本の仏像とはかなり異なります。何となく「ありがたみ」が薄らぐような気がしないでもないわけです。

もっとも、隣国タイなどでも、仏像は金色ですので、カンボジアが特殊というわけではなさそうです。

日本でも、奈良の大仏は、完成当時には金箔で覆われて輝いていたそうですので、現代の日本のお寺や仏像の姿の方が少数派なのかもしれません。

さて、プチュンバンに話を戻します。

私は、プチュンバンの最終日（21日）は、さぞや盛り上がっているだろうと思い、意気込んで自宅近くのお寺に向かいました。

しかし、境内には、人影は見当たらず、お堂の扉も閉まっています。

結局、閑散とした境内を1周して帰宅。

祝日明けに出勤した際、プロジェクトのスタッフに聞くと、プチュンバンの祭りは、20日までで、最後日(21日)は、帰省した人たちがブノンペンに戻るために祝日となっているそうです。

私がお寺を訪れたときには、すでにプチュンバンの祭りの後…いや、「後の祭り」。

「ありがたみ」が薄らぐなどと不信心なことを考えていたので、バチが当たったのかもしれませんが。

(カンボジア長期派遣専門家 内山 淳)



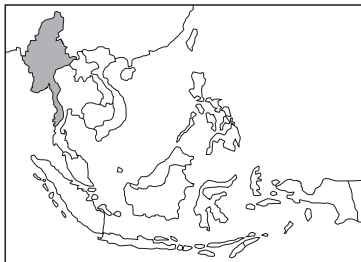
本年7月1日付でラオスに長期派遣専門家として着任しました伊藤淳です。検察官出身です。

主な担当は、刑事関連法の執務参考資料作成及び普及支援、法曹等養成に関する教育研修システムの改善支援です。

国際分野での経験が浅いことや伝統あるラオスプロジェクトへの赴任ということから若干の不安を感じつつラオスに赴任しました。しかし、刑事分野の支援という検察官としての経験を活かしやすい業務を担当することになったことに加えて、ラオスの皆さまから非常に温かく迎えていただいたことなどから、当初の不安もどこかに忘れてしまい、今は毎日、非常に充実した日々を送っております。これも、ラオスの皆さまに日々丁寧にかつ友好的に接していただき、日本の皆さまから適切・的確なご指導をいただいているおかげであると認識しております。

せっかくこのような貴重な機会を与えていただいたことから、日本の法律家として得た知識・経験をラオスの皆さまに伝えつつ、私自身もラオスの皆さまから様々なことを学んでこれを日本に持ち帰り、ラオスと日本の両国のために働くことができると考えております。引き続きのご指導・ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

(ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳)



ミャンマーでは、11月に新会社法が国会を通過しました。大統領の署名を待って法律として成立します。外資が注視していた外国企業の要件については、外資が35%を超える(More than 35%)会社が外国企業とされる旨法案に記載されたとのことです(当初案では下位規範で規定するようになっていました。)

また、同月、ミャンマーでは2つの省庁が新設されました。1つは、Ministry of office of the Union Government(連邦政府省(仮))、1つはMinistry of International Cooperation(国際協力省(仮))です。

プロジェクトとの関係では、今後、国際協力省の役割などについてウォッチしていく必要があります。

(ミャンマー長期派遣専門家 野瀬憲範)



10月1日より、間明宏充専門家の後任者として着任した石神有吾と申します。

平成19年(2007年)に裁判官に任官し、以後、新潟、東京、姫路と南西に向かって異動してきており、次は四国か九州?せっかくなら南西端の沖縄に行ってみたいかも、などと思っていたところ、沖縄を飛び越してまさかのインドネシア派遣となりました。

インドネシアには旅行で来たことさえなく、どうなることかと思っておりましたが、皆様のサポートのおかげで、仕事面、生活面とも、大きなトラブルなくスタートすることができました。

赴任して1か月が経過し、これから活動を本格化させていく予定です。皆様におかれては、今後益々のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(インドネシア長期派遣専門家 石神有吾)

国際法務総合センターにおける業務開始のお知らせ

法務総合研究所国際協力部では、以前より、東京都昭島市に新設された「国際法務総合センター」への移転の準備を進めて参りましたところ、平成29年10月2日（月）より、同センターでの業務を開始いたしました。

「国際法務総合センター」内の当部及び国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジア研」又は「UNAFEI」。法務総合研究所国際連合研修協力部が運営。）に係る施設は、国際会議場2室を備えた国際会議棟、セミナー室及び執務室のある研修棟、そして研修員用の宿泊室等を備えた宿泊棟から構成されています。

今後は、同センターを当部の活動の拠点として、各国の研修員を招いての研修やセミナー、シンポジウム等を実施し、当部の活動をより充実したものとしていくとともに、今後も、関係機関の皆様と協力して、一層、法制度整備支援活動を充実・発展させていけるよう取り組んでいく所存ですので、引き続き、ご支援のほど、よろしく願いいたします。



【国際法務総合センター（国際協力部・国連アジア極東犯罪防止研修所）外観】



【国際会議場】

－編集後記－

2017年も間もなく終わる時期となりました。この時期になると、今年1年を振り返ることが多くなります。読者の皆様にとって、どのような年でしたでしょうか。ICDにとって、今年は特別な年でした。通常の研究・シンポジウム関連の行事に加えて、10月に東京都昭島市へ移転し、新庁舎での業務が開始されました。11月には落成式、内覧会、特別記念講演など、めまぐるしく過ぎ去った1年であったと、私は感じています。本号は、昭島移転後に発行されたICD NEWS第1号となります。人情の町だった大阪。ここ昭島はどのような町でしょうか。そんな新しい環境で編集された本号をお手に取っていただき、よき新年をお迎えください。

さて、本号の「巻頭言」は、日本弁護士連合会副会長・大阪弁護士会会長の小原正敏弁護士に「法整備支援と人づくり」と題して、日本弁護士連合会が策定した「国際戦略」について御紹介いただき、法整備支援が将来を担う人材を育成する成果を伴う貴重な活動であること、将来その分野で活躍を望む人材発掘の契機となっていることが述べられています。

次に、「寄稿」では、大成建設株式会社管理本部法務部の南波裕樹法務部長、同部法務室（国際）の小倉隆氏に「企業法務部から見た海外事業展開に係る法律上の問題点」と題して、日本企業が海外事業を展開していくに当たって、どのような法律上の問題点・留意点が横たわっているか、建設事業を題材にして、現場での今までの経験談を紹介していただいております。海外展開する際の留意点が多岐に渡ることや今まで苦労されてきた様子は、本文中の「多額の「授業料」を支払ってきました。」という一文で、すぐに感ずることができます。結びの中で触れられている、これからの法整備支援についての展望は、私どもにとっても同じ想いです。

また、カンボジア長期派遣専門家の内山淳専門家に、現地での法整備支援の日常生活がどのようなものであるかをシリーズ連載していただくことになり、本号ではその第1編となる「ノンペンの平日（1）～カンボジア法整備支援の日常～」が掲載されました。カンボジアの朝って早いですね。ほかにも、現地オフィスの様子や電波環境の悪さなど、カンボジアを身近に感じることができる内容となっており、今から続きが気になる内容となっています。

「連携と協調のフォーラム」では、名古屋大学大学院法学研究科教授・法政国際教育協力研究センター長の小畑郁様に「名古屋大学法学部における法整備支援関係教育——実績と近年における困難」と題して、名古屋大学における法整備支援教育現場について、各講義の受講者数や現地での体験型学修への派遣者数の実数値を用いながら、紹介していただいている内容となっており、近年の大学におけるアジア法研究の実情をうかがい知ること

ができます。

「外国法制・実務」では、各国専門家等執筆に係る「ベトナム判例制度の実情及び展望」、
「カンボジア王国における不動産登記制度と実情」、「カンボジアの司法 ～始審裁判所
～」、「ラオスの刑事司法制度（捜査手続における実務上の問題点）」、「ミャンマー保険セク
ター改革の動向と関連法制・制度整備支援」、「法令の制定に関する2011年法律12号
の改正をめぐる状況」、「ネパール新民法、遂に成立！」、「中国行政訴訟法の改正条文等につ
いて（6・完）」を掲載しました。各国における専門家及び有識者からの法改正等の最新
の情報を知ることができます。

「活動報告」の「会合」では、「アジア・太平洋法制研究会第9回国際民商事法シンポジ
ウム「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ ベトナム カンボジア ミ
ャンマー インドネシア ～」」を掲載しました。「国際研修・共同研究」では、「第57回
ベトナム本邦研修」、「現行プロジェクト第11回ラオス本邦研修」、「ミャンマー不動産制
度共同研究」及び「第5回インドネシア本邦研修」を、「海外出張」では「ミャンマー現地
セミナー」及び「商法シンポジウム参加及び現地調査」を掲載しました。また、「部内研修」
では大西教官による「法制度整備支援活動の対象国に係る政治、社会、文化等の情勢
及び言語に係る研究会（ベトナム、インドネシア及びミャンマー）について」を掲載
しました。

鎌田事務官による「専門官の眼」では、鎌田事務官自身の当部へ来ることになったきっ
かけや実務での経験を基に、当部が行っている業務の特徴が述べられており、大変分かり
やすい記事となっております。この記事をお読みになられた方が、当部へ異動希望を出さ
れるきっかけとなれば幸いです。

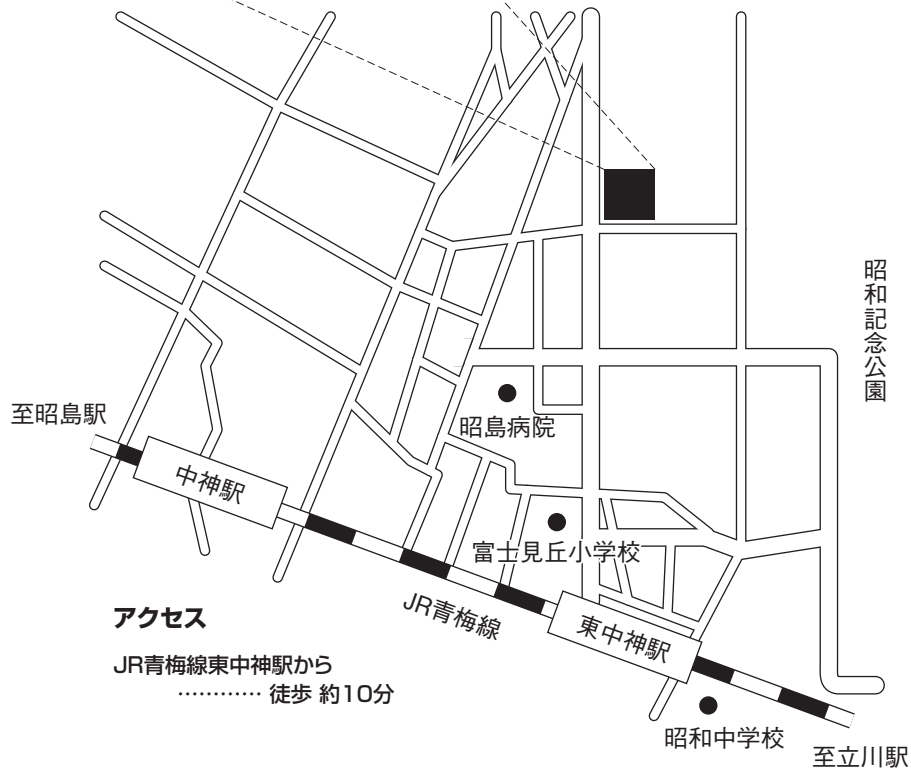
「お知らせ」といたしまして、当部前田澄子教官に「国際法務総合センターにおける業
務開始のお知らせ」と題して、新たな拠点である「国際法務総合センター」について紹介
いただいております。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。
関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお
願い申し上げます。

主任国際協力専門官 佐藤 励仁



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター アジ研・法総研棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042)500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp (2016年9月 メールアドレス変更)

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2017年12月

